

岩手県告示第754号

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年岩手県条例第22号）第6条の規定により、岩手県の人事行政の運営等の状況について、次のように公表する。

平成28年9月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

人事行政の運営等の状況の公表

目次

- 第1 人事行政の運営の状況
 - 1 職員の任免及び人数の状況
 - (1) 任免の状況
 - (2) 人数の状況
 - 2 職員の人事評価の状況
 - 3 職員の給与の状況
 - (1) 人件費の状況
 - (2) 職員給与費の状況
 - (3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況
 - (4) 職員の初任給の状況
 - (5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況
 - (6) 一般行政職の級別職員数の状況
 - (7) 昇給期間短縮の状況
 - (8) 給与水準の状況
 - (9) 職員の手当の状況
 - (10) 特別職の報酬等の状況
 - 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
 - (1) 勤務時間の状況
 - (2) 休憩時間の状況
 - (3) 週休日・休日の状況
 - (4) 休暇の状況
 - 5 職員の休業の状況
 - (1) 休業の状況
 - (2) 部分休業の状況
 - 6 職員の分限及び懲戒処分の状況
 - (1) 分限制度の概要及び処分の状況
 - (2) 懲戒制度の概要及び処分の状況
 - 7 職員のサービスの状況
 - 8 職員の退職管理の状況
 - 9 職員の研修の状況
 - 10 職員の福祉及び利益の保護の状況
 - (1) 安全衛生管理の状況
 - (2) 職員の健康管理の状況
 - (3) 職員互助団体への補助の状況

(4) 利益の保護の状況

第2 岩手県人事委員会からの平成27年度における業務の状況の報告

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の状況

(2) 選考の状況

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 報告の状況

(2) 勧告の状況

3 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

4 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況

5 職員からの苦情相談の状況

第1 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び人数の状況

(1) 任免の状況

ア 職員の採用

平成27年度に新たに採用された一般職の職員及び新たに再任用された職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	合 計	一般行政職	警察職	教育職	技能労務職	医療職その他の職
新規採用	1,025	253	119	230	8	415
新規再任用	152	45	6	68	12	21

注 新規採用には、国や他団体との人事交流に伴う採用を含みます。

イ 職員の離職

平成27年度に離職した一般職の職員及び再任用を満了した職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	合 計	一般行政職	警察職	教育職	技能労務職	医療職その他の職
離職						
定年退職	572	152	71	266	10	73
その他	720	162	48	252	6	252
再任用の満了	110	27	5	61	4	13

(2) 人数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成28年	平成27年		
一般行政部門	議会	33	33	0	
	総務	857	833	24	国体準備・行幸啓業務の増 ラグビーワールドカップ準備業務の増
	税務	176	177	△1	業務見直しによる減
	民生	293	293	0	

	衛生	478	480	△ 2	公共的団体派遣の引上げによる減
	労働	130	131	△ 1	業務見直しによる減
	農林水産	1,407	1,398	9	T P P 対策の推進による増 いわて林業アカデミー開講準備業務の増
	商工	161	157	4	産業振興連携の推進による増
	土木	777	771	6	欠員の解消による増
	小 計	4,312	4,273	39	
特別行政部門	教育	12,070	12,209	△139	児童、生徒数の減少による減
	警察	2,476	2,474	2	警察法施行令に定める地方警察官の増員措置に伴う増
	小 計	14,546	14,683	△137	
公営企業等会計部門	病院	4,927	4,850	77	県立大槌病院及び県立山田病院の診療再開に伴う増 看護体制の維持及び診療体制の強化による増
	その他	144	145	△ 1	下水道特別会計充当職員の減
	小 計	5,071	4,995	76	
合 計		23,929 (26,465)	23,951 (26,463)	△22	

注 括弧内は、条例定数の合計です。

イ 年齢別職員構成の状況

(平成28年4月1日現在)

区 分	20 歳 未 満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60 歳 以上	計
職員数	人 109	人 857	人 1,606	人 1,461	人 1,893	人 2,353	人 2,809	人 3,154	人 3,284	人 3,161	人 2,751	人 491	人 23,929

2 職員の人事評価の状況

職員の人事評価について定めた地方公務員法の一部を改正する法律が平成28年度から施行されましたが、本県では、従前から人事評価制度を導入し、職員の能力や経験、勤務実績等を総合的に評価することを通じて、適材適所の徹底を図るとともに、昇給や勤勉手当に反映させています。具体的には、勤務成績が「極めて良好」又は「特に良好」と評価された職員には昇給の加算を行い、「特に優秀」又は「優秀」と評価された職員には勤勉手当において上位の成績率を適用しています。

平成28年度以降は、地方公務員法に基づく人事評価制度を引き続き実施します。

3 職員の給与の状況

県では、厳しい県財政等を踏まえ、職員給与費を抑制する特例措置を実施しています。具体的には次表のとおりです。

	抑制措置	対 象	内 容
特別職	給料月額の減額	知 事	平成17年4月～同年7月 50%減額 平成17年8月～平成20年3月 15%減額 平成20年4月～平成23年3月 20%減額 平成23年4月～平成25年6月 15%減額

			平成25年7月～平成26年3月 20%減額 平成26年4月～平成28年3月 15%減額 平成28年4月～平成29年3月 10%減額
		副知事	平成17年4月～同年6月 20%減額 平成17年7月～平成20年3月 10%減額 平成20年4月～平成23年3月 15%減額 平成23年4月～平成25年6月 10%減額 平成25年7月～平成26年3月 15%減額 平成26年4月～平成28年3月 10%減額 平成28年4月～平成29年3月 5%減額
		教育長	平成28年4月～平成29年3月 3%減額
一般職	給料月額の減額	部長・副部長級	平成20年4月～平成23年3月 6%減額 平成25年7月～平成26年3月 9.4%減額
		総括課長級	平成20年4月～平成23年3月 4%減額 平成25年7月～平成26年3月 9.4%減額
		上記以外 (主査級以上) (一般級)	平成20年4月～平成23年3月 2%減額 平成25年7月～平成26年3月 7.4%減額 平成25年7月～平成26年3月 4.4%減額
	給料の特別調整額（管理職手当）の減額	部長級	平成17年4月～平成20年3月 25%減額 平成20年4月～平成23年3月 15%減額 平成23年4月～平成25年6月 25%減額 平成25年7月～平成26年3月 15%減額 平成26年4月～平成27年3月 25%減額 平成27年4月～平成28年3月 15%減額 平成28年4月～平成29年3月 10%減額
		副部長級	平成17年4月～平成20年3月 25%減額 平成20年4月～平成23年3月 10%減額 平成23年4月～平成25年6月 25%減額 平成25年7月～平成26年3月 15%減額 平成26年4月～平成27年3月 25%減額 平成27年4月～平成28年3月 15%減額 平成28年4月～平成29年3月 10%減額
		総括課長級	平成17年4月～平成20年3月 15%減額 平成20年4月～平成23年3月 5%減額 平成23年4月～平成25年6月 15%減額 平成25年7月～平成26年3月 10%減額 平成26年4月～平成27年3月 15%減額 平成27年4月～平成28年3月 10%減額 平成28年4月～平成29年3月 5%減額

(1) 人件費の状況

県の職員は、知事等の特別職の職員と一般職の職員とに区分されています。平成27年度中にこれらの職員に支払われた人件費の総額は、1,834億9,878万2千円で、県の歳出総額の18.0パーセントです。

(普通会計決算見込額)

区 分	住民基本台帳人口 (平成28年1月)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 B/A	(参考) 平成26年度の人 件費率
平成27年度	人 1,289,470	千円 1,017,540,394	千円 25,415,678	千円 183,498,782	% 18.0	% 18.5

注 人件費には、知事等の特別職の職員に支給される給料又は報酬、一般職の職員に支給される給料及び諸手当のほか、共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれています。

(2) 職員給与費の状況

平成28年度の一般職の職員20,266人の給与費の予算額は、1,361億550万円で、1人当たりの給与費は、約672万円です。

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成28年度	人 20,266	千円 87,022,318	千円 16,288,310	千円 32,794,876	千円 136,105,504	千円 6,716

注1 職員手当には、退職手当及び児童手当は含まれていません。

2 給与費は、当初予算に計上された額です。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

一般行政職、警察職、高等学校教育職、小・中学校教育職及び技能労務職の職員の平均給料月額等は次のとおりです。

(平成28年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	円 328,161	円 391,407	歳 月 43 8
警察職	320,620	427,571	39 2
高等学校教育職	382,421	435,071	45 0
小・中学校教育職	397,356	442,917	47 5
技能労務職	320,455	352,253	51 1

注1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在におけるそれぞれの職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当(期末手当、勤勉手当、退職手当及び寒冷地手当を除く。)の額を合計したものです。

3 これらの額は、平成28年地方公務員給与実態調査に基づくものです。

(4) 職員の初任給の状況

学校卒業後直ちに職員に採用された場合の初任給の給料月額は、次のとおりです。

(平成28年4月1日現在)

区 分	岩手県		国	
	初任給		初任給	
一般行政職	大学卒	円 178,300	円 (総合職) 181,200	

			(一般職) 176,700
	高校卒	145,900	144,600
警察職	高校卒	168,200	166,700
高等学校教育職	大学卒	199,700	
小・中学校教育職	大学卒	199,700	
技能労務職	高校卒	143,300	142,000

注 高等学校教育職、小・中学校教育職については、国に該当職がありません。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

経験年数が10年、15年及び20年のそれぞれの職員の平均給料月額は、次のとおりです。

(平成28年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	円 249,468	円 317,541	円 358,142
	高校卒	215,636	256,188	306,420
警察職	大学卒	277,597	328,241	376,130
	高校卒	252,205	301,635	347,622
高等学校教育職	大学卒	291,428	342,279	379,170
	高校卒	228,250	259,133	314,442
小・中学校教育職	大学卒	292,108	346,368	376,409
	短大卒	270,800	—	363,442
技能労務職	高校卒	215,400	—	285,366

注1 「経験年数」とは、卒業後直ちに採用された場合は採用後の年数を、採用前に民間歴等のある場合はその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

2 これらの額は、平成28年地方公務員給与実態調査に基づくものです。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況

職員は、従事する職務の複雑、困難及び責任の度合に基づき、その適用される給料表に定める級に格付けされることになっていますが、行政職給料表が適用される一般行政職の職員の級ごとの標準的な職務内容、その職員数及び構成比は、次のとおりです。

(平成28年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	参 考	
				1年前の構成比	5年前の構成比
1 級	主事、技師	人 603	% 13.0	% 10.8	% 6.7
2 級	主事、技師	669	14.4	15.5	14.8
3 級	主任、主査	707	15.3	16.6	20.6
4 級	主査、主任主査	1,243	26.8	26.7	28.9
5 級	主任主査、本庁の担当課長	912	19.7	19.5	18.7
6 級	本庁の課長、本庁の総括課長	224	4.8	4.6	4.2
7 級	本庁の総括課長	185	4.0	4.3	4.6
8 級	本庁の副部長、本庁の室長	66	1.4	1.5	1.1

9 級	本庁の部長	21	0.5	0.4	0.4
10 級	本庁の企画理事	2	0.0	0.0	—
合 計		4,632	100.0	100.0	100.0

注1 「標準的な職務内容」は、それぞれの級に該当する代表的な職名を掲げています。

2 「職員数」は、一般職の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

(7) 昇給期間短縮の状況

制度改正に伴い、平成18年4月1日から昇給期間短縮は行っていません。

(8) 給与水準の状況

当該団体の給与水準を他の団体や国と比較する方法としてラスパイレス指数による方法がとられています。このラスパイレス指数は、比較団体相互間の職員構成を同一にして、職種別、学歴別及び経験年数別に区分した職員数と平均給料月額を用いて算出するものです。

国を100とした場合の平成27年4月1日現在における本県職員のラスパイレス指数は、98.6（前年 98.3）です。

(9) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

(平成28年4月1日現在)

1人当たり平均支給額（平成27年度）	1,737千円		
平成28年度支給割合	6月期	期末手当 1.225月 (1.025月)	勤勉手当 0.775月 (0.975月)
	12月期	1.375月 (1.175月)	0.775月 (0.975月)
	計	2.60月 (2.20月)	1.55月 (1.95月)
	加算措置の状況（職制上の段階、職務の級等による加算措置）	有 ※ 一般行政職の加算率 3級 5% 4級、5級 10% 6級、7級 15% 8級、9級、10級 20%	

注 括弧内は、特定幹部職員（本庁の部長、副部長等）に係る支給割合です。

イ 退職手当

(平成28年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分
一人当たり平均支給額	4,244千円	22,700千円
その他加算措置	定年前早期退職者特例措置（2%～20%の割増し）	

注1 1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 支給率及び加算措置の内容は、国と同じです。

ウ 地域手当

(平成28年4月1日現在)

支給実績 (平成27年度決算見込み)		42,444千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算見込み)		707,400円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東京都特別区	20%	22人	18%
大阪市	16%	3人	15%
豊田市	16%	1人	13%
名古屋市	15%	2人	13%
福岡市	10%	2人	10%
多賀城市	10%	1人	5%
仙台市	6%	5人	6%

注 上記のほか、医師及び歯科医師に対しては16%の支給率により、警察庁の職員等であった者が岩手県の警察官となった場合の特例措置の対象となる職員に対しては適用日の前日に在勤していた支給対象地域における支給率等により支給しています。

エ 時間外勤務手当

区分	平成26年度決算	平成27年度決算見込み
支給実績	2,592,479千円	2,657,814千円
職員1人当たり平均支給年額	456千円	475千円

オ 特殊勤務手当

(平成28年4月1日現在)

支給実績 (平成27年度決算見込み)		1,209,102千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算見込み)		160,167円	
職員全体に占める手当支給職員の割合		39.7%	
手当の種類 (手当数)		50	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
徴税手当	総務部税務課、広域振興局経営企画部若しくは県税部又は東京事務所に勤務する職員	県税の賦課徴収に関する業務	月額 給料月額 \times 10/100 (最高限度20,000円) 又は日額 870円
防疫等作業手当	防疫に従事する職員、県立病院等に勤務する医師、看護師等	感染症等の疑いがある家畜に対する防疫作業、犬の捕獲・処分・薬殺の作業、病棟において行う結核又は感染症の患者の診療、看護等の業務	日額 210~380円
と畜検査手当	と畜検査員	と畜検査	月額 給料月額 \times 2/100~8/100
放射線取扱手当	保健所又は生物工学研究所に勤務する職員	X線その他の放射線を人体に対して照射する作業又は放射線障	日額 230円~1,900円

		害の防止のため行う作業	
環境衛生検査等業務手当	環境衛生指導員等	一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の立入検査、浄化槽の立入検査等	日額 230円
社会福祉業務手当	広域振興局保健福祉環境部、福祉総合相談センター又は児童相談所に勤務する職員	生活保護に係る業務、更生措置等を要する者、要保護女子等に面接して行う相談・指導業務等	月額 12,800円又は日額 610円
社会福祉施設等勤務手当	杜陵学園又は特別支援学校に勤務する職員	入所者又は児童若しくは生徒の介助又は指導を補助する業務	日額 270円
精神保健福祉業務手当	保健福祉部障がい保健福祉課、保健所又は精神保健福祉センターに勤務する職員	精神保健関係調査業務、精神障害者の移送業務又は精神障害者の福祉に関する相談・指導業務	日額 290円
有害物取扱手当	(1) 保健所、病害虫防除所、家畜保健衛生所等に勤務する職員 (2) 県立病院等に勤務する職員	(1) 労働安全衛生法施行令に規定する有害物を取り扱う業務 (2) 抗悪性腫瘍剤の調整等又はエックス線等を照射する業務	(1) 日額 290円 (2) 日額 300円
衛生検査業務手当	環境保健研究センター又は北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員	病理試験、細菌試験又は化学的試験・検査	月額 給料月額 ^の 8/100又は日額 230円～1,490円
公害防止等業務手当	広域振興局保健福祉環境部、環境保健研究センター等に勤務する職員	公害の防止等県民生活の生活環境の保全のため実施する立入検査等	日額 230円
看護師養成指導手当	高等看護学院に勤務する看護師	看護師の養成指導業務	月額 給料月額 ^の 7/100
爆発物取締業務手当	総務部総合防災室、商工労働観光部商工企画室等に勤務する職員又は警察職員	火薬庫の保安検査、火薬類に係る立入検査又は高圧ガス製造施設の保安検査・立入検査	日額 250円
犯則取締等手当	総務部税務課、漁業取締事務所に勤務する職員	地方税法の規定に基づく犯則事件の調査業務及び漁業関係取締業務	日額 400円～550円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	救助訓練、火災防御訓練等における指導業務	日額 720円
職業訓練指導手当	産業技術短期大学校、高等技術専門校等に勤務する職業訓練指導員	職業訓練業務	月額 給料月額 ^の 2/100～7/100

農業研修業務手当	農業大学校に勤務する職員	研修業務	月額 給料月額 \times 2/100～7/100
種雄牛馬等取扱手当	家畜保健衛生所、農業研究センター又は農業大学校に勤務する職員	種雄牛馬等の自然交配等のため種雄牛馬等を御する作業	日額 230円
家畜保健衛生業務手当	広域振興局農政部若しくは農林部、家畜保健衛生所又は農業研究センターに勤務する職員	家畜保健衛生業務	月額 17,600円又は日額 830円
用地交渉等手当	広域振興局農政部、農林部、水産部、土木部等に勤務する職員及び企業局職員	土地の取得等に係る交渉業務	日額 650円
高所作業手当	広域振興局農政部、農林部、水産部、土木部等に勤務する職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う測量、調査若しくは工事の監督の作業又は保守点検の作業	日額 200円～220円
坑内作業手当	広域振興局農政部、農林部、水産部、土木部等に勤務する職員	トンネルの掘削作業	日額 450円
深所作業手当	広域振興局農政部、農林部、水産部、土木部等に勤務する職員	橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれらに類する工事において、水面下4メートル以上の深所で行う作業	日額 220円
災害応急作業等手当	広域振興局農政部、農林部、水産部、土木部等に勤務する職員	重大な災害の際に行う巡回監視業務及び災害発生箇所で行う応急作業	日額 350円～910円（福島原発事故関係の作業は日額660円～40,000円）
道路上作業手当	広域振興局土木部に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業	日額 300円
刑事作業手当	警察職員	犯罪の捜査又は被疑者逮捕の作業、警ら作業、犯罪鑑識作業、死体処理作業、被留置者看守作業等	日額 230円～4,600円又は1回 1,240円～3,200円
夜間特殊業務手当	警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	1回 410円～1,100円
航空手当	回転翼航空機に搭乗する職員	回転翼航空機に搭乗して行う操縦業務、整備業務、捜索救難及び犯罪の捜査	1時間 1,900円～5,100円
多学年学級手当	指導教諭、教諭、講師等	2以上の学年の児童又は生徒で	日額 290円～350円

		編制されている学級で行う授業及び指導	
講師手当	県立の高等学校に勤務する教育職員	2の課程の授業に従事した場合	1時間 600円
漁ろう手当	船員	漁ろう作業	1航海（漁獲水揚総収入－販売手数料）×（10～20）/100以内で任命権者が定める。
用船手当	船員	用船された船舶に乗船して航海した場合	用船料×（10～20）/100以内で任命権者が定める。
航海手当	船長、上席航海士、上席通信士、上席機関士等	船舶に乗船して航海した場合	日額 320円～540円
教員特殊業務手当	指導教諭、教諭、養護教諭、講師、実習助手等	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務等	日額 1,800円～8,000円
水産教育実習指導手当	県立の高等学校に勤務する副校長、指導教諭、教諭、講師、実習助手等	練習船に乗船して行う水産教育実習の指導業務	日額 1,700円
教育業務連絡指導手当	指導教諭、教諭及び養護教諭	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	日額 200円
潜水手当	潜水業務に従事する職員	潜水業務	潜水深度により1時間当たり310円～1,500円
海外事務所勤務手当	海外事務所に勤務する職員	外国に所在する機関で行う業務	国の外務公務員に準じる。ただし、在勤基本手当は80/100、配偶者手当は扶養手当額を控除する。
医師手当	県立病院等に勤務する医師又は歯科医師	医療業務及び救急等の緊急業務	給料月額額の20/100以内に644,500円の範囲内の額を加算した額
夜間看護手当	県立病院等に勤務する看護師等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務	1回 10,200円の範囲内
診療応援手当	県立病院等に勤務する医師及び歯科医師	医師の欠員等の理由により、病院相互の間で診療のため行う応援業務	日額 55,000円の範囲内
当直等診療業務手当	県立病院等に勤務する医師	当直勤務の時間内及び深夜における診療	1時間 2,000円の範囲内
待機手当	夜間、休日等における救急医療体制を確保してい	待機当番に従事した場合	1回 2,500円の範囲内

	る病院等に勤務する職員		
分娩手当	分娩の業務に従事した医師	分娩の業務	1回 10,000円に分娩に係る胎児の数を乗じて得た額
特殊現場業務手当	企業局職員	発電施設、工業用水供給施設の保守点検業務	日額 710円～880円
夜間特殊業務手当	企業局職員	正規の勤務時間による勤務の全部が深夜において行われる発電所の運転の操作及び監視の業務	1回 940円～1,100円
危険作業手当	企業局職員	発電所、発電所建設事務所、工業用水道事務所等で行う特に危険を伴う作業	日額 180円～700円
圧搾空気内作業手当	企業局職員	圧搾空気内で行う点検、検査、監督等の作業	1時間 210円
農業研修業務手当	農業大学校に勤務する職員	研修業務	日額 300円
特殊自動車運転作業手当	広域振興局土木部、農業研究センター又は農業大学校に勤務する技能労務職の職員	特殊自動車の運転作業又は除雪車による除雪作業	日額 300円～450円

カ その他の手当

(平成28年4月1日現在)

手当名	内容 (主な支給単価)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算見込み)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算見込み)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます。(月額:配偶者13,000円、その他の者1人当たり6,500円・11,000円)	同じ。		2,110,385千円	225,516円
住居手当	賃貸住宅居住者及び単身赴任者で配偶者等が賃貸住宅に居住する職員に支給されます。(月額:27,000円以下)	同じ。		1,313,106千円	308,820円
通勤手当	通勤のために交通機関を利用し、又は交通用具等を使用している職員に支給されます。(月額:交通機関利用者65,000円以下、交通用	異なる。	本県の地理的事情を考慮し、交通機関利用者に係る積算方法、交通用具等利用者に係る限	2,210,515千円	148,326円

	具等使用者38,300円以下)		度額が異なります。		
管理職手当 (給料の特別調整額)	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。(月額:27,900~133,600円)	異なる。	本県の管理職の在職実態を考慮して手当額を設定したため、国と手当額が異なります。	1,124,801千円	618,702円
産業教育手当	農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校の副校長、教諭、講師、実習助手に対して支給されます。(月額:給料月額×8/100以下)	—	国に制度なし。	149,498千円	390,334円
初任給調整手当	医師、歯科医師、及び獣医師として新たに採用された職員に対して支給されます。(月額413,300円以下)	同じ。		50,879千円	959,981円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居することとなった職員に対して支給されます(月額:30,000円、交通距離により加算有り。)	異なる。	本県の単身赴任の状況等を考慮し、手当額及び加算額の距離区分が異なります。	446,169千円	313,101円
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して支給されます。(月額:給料月額及び扶養手当額の合計×18/100以下)	同じ。		10,174千円	89,245円
へき地手当	生活の著しく不便な地に所在する学校等に勤務する職員に対して支給されます。(月額:給料月額及び扶養手当額の合計×18/100以下)	—	国に制度なし。	306,302千円	380,499円
定時制通信教育手当	定時制教育又は通信制教育に従事する教育職員に対して支給されます。(月額:給料月額×8/100以下)	—	国に制度なし。	55,032千円	436,761円
義務教育等教員特別手当	高等学校等に勤務する教育職員に対して支給されます	—	国に制度なし。	816,950千円	75,267円

	。(月額：8,000円以下)				
農林漁業普及指導手当	農業、林業若しくは水産業を行う者又はこれらに従事する者に接して、農業、農村生活、林業又は水産業に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員等に支給されます。(給料月額の8/100以下)	—	国に制度なし。	75,320千円	367,414円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの間現に支給地域に居住する職員に対して支給されます。(月額：7,360円～17,800円)	異なる。	本県の気象条件等を考慮し、支給対象地域等が異なります。	1,101,294千円	67,481円
宿日直手当	宿直又は日直勤務することを命ぜられたときに支給されます。(勤務1回：4,200円～7,200円)	同じ。		592,425千円	—
管理職員特別勤務手当	特定管理職員等が緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合、若しくは災害への対処その他の緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間の正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給されます。(勤務1回：12,000円以下)	同じ。		18,058千円	—
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して支給されます。(1時間：勤務1時間当たりの給与額の25/100)	同じ。		104,660千円	—
休日勤務手当	休日に勤務することを命ぜられた職員に対して支給されます。(1時間：勤務1時間当たりの給与額の135/100)	同じ。		394,634千円	—

災害派遣手当	災害応急対策や災害復旧のため派遣された職員に対して支給されます。(日額: 3,970~6,620円)	—	国に制度なし。	74,702千円	—
--------	--	---	---------	----------	---

注 勤務実績により支給される手当については、1人当たりの平均支給額の記載を省略しています。

(10) 特別職の報酬等の状況

知事及び副知事の給料月額並びに県議会の議長、副議長及び議員の報酬月額は、次のとおりです。

また、これらの者には期末手当が支給されますが、その支給率は、年間3.10月分です。

(平成28年4月1日現在)

区 分		給料月額等		
給 料	知 事	1,230,000円 (1,107,000円)		
	副知事	950,000円 (902,500円)		
報 酬	議 長	890,000円		
	副議長	800,000円		
	議 員	770,000円		
期末手当	知 事	(平成28年度支給割合)		
		6月期	1.55月分	
		12月期	1.55月分	
	副知事	計		3.10月分
		議 長	(平成28年度支給割合)	
			6月期	1.55月分
12月期	1.55月分			
副議長	計		3.10月分	
	議 員	給料月額×在職月数×0.65により算定する額		
		給料月額×在職月数×0.45により算定する額		

注 知事及び副知事の給料は、平成28年4月1日現在、括弧内の額に減額しています。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失ないように考慮して、条例等で定めています。その概要は、次のとおりです。

(1) 勤務時間の状況

勤務時間は、休憩時間を除き、1日について7時間45分、1週間について38時間45分です(日曜日及び土曜日は週休日)。

一般的な職員の勤務時間は、各任命権者の定める規程等により、午前8時30分から午後5時15分までとしています。また、交代制勤務職員等、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難しい職員の勤務時間は、別に定めています。

なお、本庁及び盛岡地区の出先機関においては、始業時刻を午前9時、終業時刻を午後5時45分とする時差出勤を実施しています。

(2) 休憩時間の状況

一般的な職員の休憩時間は、正午から午後1時までの60分としています。

(3) 週休日・休日の状況

週休日とは、原則として毎週日曜日及び土曜日を、また、休日とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以

下「祝日法」といいます。)に規定する休日及び年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。))をいいます。

なお、公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要のある職員については週休日を別に定めています。

(4) 休暇の状況

休暇の種類は、給与が支給されるか否かによって、有給休暇と無給休暇に分けることができます。有給休暇としては、事由を限らず毎年付与される年次休暇、負傷や疾病のため療養を必要とする場合に認められる病気休暇、特定の事由に基づいて認められる特別休暇があります。特別休暇が認められる事由は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故等の26項目を定めています。

また、無給休暇として、職員が配偶者、父母、子などを介護する場合に認められる介護休暇があります。

平成27年度におけるそれぞれの休暇の取得状況については、次のとおりです。

ア 年次休暇

集計対象職員数A	総付与日数B	総取得日数C	平均取得日数C/A	消化率C/B
人 3,422	日 133,216	日 36,856	日 10.8	% 27.7

注1 集計対象は、知事部局の常勤の職員(技能労務職を除く。)のうち、平成27年1月1日から同年12月31日までの全ての期間に在職していた職員です。当該期間中に休業、退職、派遣等の期間がある職員は除いています。

2 集計期間は、平成27年1月1日から同年12月31日までです。

3 「総付与日数」は、集計対象の職員に対し、平成27年1月1日において付与された年次休暇日数(前年度からの繰越分を含む。)の合計です。

イ 病気休暇

取得者数A	総取得日数B	平均取得日数B/A
人 349	日 7,162	日 20.5

注1 集計対象は、知事部局の職員です。

2 集計期間は、平成27年1月1日から同年12月31日までです。

ウ 特別休暇(主なもの)

種類	内容	取得者数	平均取得日数
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合 5日以内	人 57	日 0.7
結婚休暇	職員が結婚し、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等を行う場合 7日以内	54	5.7
子の看護休暇	中学校就学前の子を養育する職員が、その子の看護をする場合 5日以内	451	2.9
忌引休暇	職員の親族が死亡し、葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等を行う場合 親族の区分に応じ1日~10日	580	2.3
夏季休暇	夏季(7月から9月まで)における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合 5日以内	3,942	4.8

注1 集計対象は、知事部局の職員です。

2 集計期間は、平成27年1月1日から同年12月31日までです。

3 内容は平成28年4月1日現在のものです。

エ 介護休暇

(単位：人)

	介護休暇 取得者数	要介護者（職員との続柄別）							
		配偶者	父 母	子	配偶者の 父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	2	0	2	0	0	0	0	0	0
女性職員	10	0	6	3	1	0	0	0	0
計	12	0	8	3	1	0	0	0	0

(単位：人)

	承認期間						合 計
	1月以下	1月超え2月 以下	2月超え3月 以下	3月超え4月 以下	4月超え5月 以下	5月超え	
男性職員	1	0	0	0	0	1	2
女性職員	5	0	1	1	1	2	10
計	6	0	1	1	1	3	12

5 職員の休業の状況

(1) 休業の状況

ア 育児休業等

育児休業は、子を養育するため、職員が一定の期間、勤務しないことができる制度です。

平成14年度には対象となる子の年齢を1歳未満から3歳未満に引き上げ、平成22年7月からは、子の出生の日から57日以内に育児休業をした場合に再度の育児休業の取得を可能とし、配偶者が育児休業をしている場合や専業主婦（夫）である場合も取得を可能とする等、取得対象を拡大しています。なお、休業期間中の給与は支給されません。

また、育児休業のほか、一日の勤務時間のうち一部（2時間を超えない範囲の時間）を勤務しないことができる部分休業制度、いくつかある勤務の形態から選択し、希望する日及び時間帯に勤務することができる育児短時間勤務制度も設けています。

平成27年度における育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の取得状況は、次のとおりです。

(単位：人)

	平成27年度の取得者数		
	育児休業	部分休業	育児短時間勤務
男性職員	5	0	0
女性職員	377	136	7
計	382	136	7

注 平成26年度以前に育児休業等が取得可能となり、平成27年度から新たに取得した職員を含みます。

(単位：人)

	平成27年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員 (育児休業対象者数)		
	うち育児休業取得者数（ 取得率）	うち部分休業取得者数	うち育児短時間勤務取得 者数
男性職員	404	4 (1.0%)	0

女性職員	362	360 (99.4%)	129	5
計	766	364 (47.5%)	129	5

(単位：人)

	育児休業承認期間						合計
	6月以下	6月超え1年以下	1年超え年6月以下	1年6月超え2年以下	2年超え2年6月以下	2年6月超え	
男性職員	3	2	0	0	0	0	5
女性職員	21	171	110	43	13	19	377
計	24	173	110	43	13	19	382

(単位：人)

	部分休業承認期間						合計
	1年以下	1年超え2年以下	2年超え3年以下	3年超え4年以下	4年超え5年以下	5年超え	
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	40	13	7	9	35	32	136
計	40	13	7	9	35	32	136

(単位：人)

	育児短時間勤務承認期間				合計
	3月以下	3月超え6月以下	6月超え9月以下	9月超え	
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	2	0	1	4	7
計	2	0	1	4	7

(単位：人)

	育児短時間勤務職員の勤務形態					合計
	1日3時間55分	1日4時間55分	週3日	週2日半	その他	
男性職員	0	0	0	0	0	0
女性職員	1	1	2	0	3	7
計	1	1	2	0	3	7

イ 自己啓発等休業

自己啓発等休業は、職員に自己啓発及び国際協力の機会を提供することを目的として設けた制度です。

職員が職務を離れて自発的に大学等課程の履修や国際貢献活動を行う場合、2年又は3年を限度に休業の取得が可能です。なお、休業期間中の給与は支給されません。

平成27年度における自己啓発等休業の取得状況は、次のとおりです。

(単位：人)

	取得者数	自己啓発等休業取得種類別						
		教育施設				奉仕活動		
		大学院	大学	外国の大学院・大学	その他	奉仕活動	姉妹都市等	その他
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	2	1	0	0	1	0	0	0

計	2	1	0	0	1	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---

(単位：人)

	自己啓発等休業承認期間			合 計
	1年以下	1年超え2年以下	2年超え	
男性職員	0	0	0	0
女性職員	1	1	0	2
計	1	1	0	2

ウ 大学院修学休業

大学院修学休業は、教員が専修免許状を取得する機会を拡充し、教員としての資質の向上を図ることを目的として設けた制度です。

公立学校の教員が国内外の大学院等に在籍してその過程を履修する場合、3年を限度に休業の取得が可能です。なお、休業期間中の給与は支給されません。

平成27年度においては大学院修学休業の取得者はありませんでした。

エ 配偶者同行休業

配偶者同行休業は、公務において活躍することが期待される有為な地方公務員の継続的な勤務を促進することを目的として、平成26年度から新たに設けた制度です。

職員の配偶者が外国で勤務等することとなり職員がそれに同行する場合、3年を限度に休業の取得が可能です。なお、休業期間中の給与は支給されません。平成27年度における配偶者同行休業の取得状況は次のとおりです。

(単位：人)

	取得者数	配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する理由			
		外国での勤務	事業経営その他個人が業として行う活動	外国の大学における修学	その他
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	5	5	0	0	0
計	5	5	0	0	0

(単位：人)

	配偶者同行休業承認期間			合 計
	1年以下	1年超え2年以下	2年超え3年以下	
男性職員	0	0	0	0
女性職員	0	4	1	5
計	0	4	1	5

(2) 部分休業の状況

部分休業制度として、育児部分休業のほか、修学部分休業を設けています。この制度は、職員の資質の向上及び就業意識の多様化等を考慮した公務のより能率的な運営を促進することを目的としています。

職員が自発的に大学等の教育施設で修学する場合、2年を限度に、勤務時間の一部（1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲）について勤務しないことができます。なお、勤務しなかった時間の給与は減額されます。

平成27年度においては修学部分休業の取得者はありませんでした。

6 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限制度の概要及び処分状況

分限制度は、職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公務の中立性及び安定性を確

保し、その適正かつ能率的な運営を図ろうとする趣旨から整備されています。

任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することができるのは、①勤務実績が良くない場合、②心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その職に必要な適格性を欠く場合等であり、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合、③学校、研究所、病院その他これらに準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる事項の調査、研究又は指導に従事する場合等とされています。

平成27年度における分限処分の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

処分の種類	降任	免職	休職	合計
勤務実績がよくない場合	0	0		0
心身の故障の場合	0	0	390	390
職に必要な適格性を欠く場合	0	0		0
職制、定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合			2	2
学校、研究所等において調査、研究等に従事する場合			0	0
災害により生死不明又は所在不明となった場合			0	0
合計	0	0	392	392

注 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

(2) 懲戒制度の概要及び処分の状況

任命権者は、①地方公務員法（昭和25年法律第261号）等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができるとされています。

平成27年度における懲戒処分の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用に関する不正（給与不正領得等）	0	0	0	0	0
一般服務違反等関係（欠勤、勤務態度不良等）	10	5	3	0	18
公務外非行関係（傷害、異性関係非行等）	0	0	1	3	4
収賄等関係（収賄、横領等）	0	0	0	1	1
交通事故・交通法規違反	9	2	1	4	16
監督責任	1	0	0	0	1
合計	20	7	5	8	40

7 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法や教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）によって、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限等、民間企業の勤労者とは異なるサービス上の強い制約が課されています。

これらの服務規律を保持するため、懲戒制度が設けられており、その懲戒処分状況は、6(2)のとおりです。

また、市町村立学校に勤務する教職員（県費負担教職員）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）により、市町村教育委員会がその服務を監督するものとされています。

本県においては、職員の職務に係る倫理の保持に関する条例（平成13年岩手県条例第13号）を制定し、職員が常に認識しておかなければならない基本的な心構えや職員が遵守すべき倫理行動基準を規定するとともに、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与の禁止及び制限等に関して規定しています。

なお、平成16年7月から、各所属にコンプライアンス推進員を置くとともに、所属長が月に1度は職員に対してコンプライアンスに関する訓示を行う等、コンプライアンスの確立に向けた取組を行っています。

8 職員の退職管理の状況

本県では従前より、「幹部職員の県出資法人等への役員等就任状況の公表」や「岩手県職員退職予定者人材バンクの設置」などの取組を通じて退職管理の適正な運用に取り組んでいます。

また、地方公務員法の一部を改正する法律が平成28年度から施行されることを踏まえ、再就職者による再就職状況の届出義務などを規定した「職員等の退職管理に関する条例」を制定しました。

9 職員の研修の状況

職員の研修は、職員の能力開発による組織力の発揮を目的に、任命権者において組織的かつ計画的に行われています。

平成27年度に行われた主な研修は、次のとおりです。

(1) 知事部局実施の研修

基本研修	新採用職員研修、採用3年目職員研修、中堅職員研修、新任主査研修、新任担当課長等研修、新任総括課長等研修、任期付職員研修
選択研修	行政実務入門講座、経済学入門講座、論理的思考力向上講座（eラーニング）、問題発見・解決力向上講座（eラーニング）、企業会計講座（基礎編・実務編）（eラーニング）、政策形成能力向上講座、政策法務講座、マーケティング講座（eラーニング）、交渉力向上講座、プレゼンテーション講座（eラーニング）、ファシリテーションスキル養成講座
特別研修	部課長研修、プレイング・マネージャー研修、新採用職員指導者研修、コンプライアンス推進員研修、地域経営推進研修（市町村合同研修）、行政品質向上研修、女性職員リーダー研修、女性職員キャリアデザイン研修、ダイバーシティマネジメント研修、メンター・メンティ研修
派遣研修	省庁派遣、都道府県派遣、市町村交流、大学院派遣研修、民間企業派遣研修、自治大学校派遣研修、東北自治研修所派遣研修、管理監督者派遣研修、女性管理監督者派遣研修、OJT研修

注 他の任命権者の職員が受講し、又は参加する研修等も含まれています。

(2) 他任命権者実施の研修

教育委員会	転入職員等研修、コンプライアンス推進員研修、新任主任等研修、業務プロセス改善研修、新採用職員等研修、アンガーマネジメント研修、学校組織マネジメント研修
警察本部	基本研修（初任科・初任補修科）、部門別任用科研修（生活安全任用科、刑事任用科、交通任用科）、部門別専科研修（警務部関係、生活安全部関係、刑事部関係、交通部関係、警備部関係）
医療局	新採用職員研修、一般職員初級課程研修、新任監督者研修、初任医師研修、現任主任看護師研修、セーフティマネジメント研修、医療クランク初任者研修、経営幹部職員研修等
企業局	新任職員研修等、安全衛生業務研修（第1種衛生管理者、高圧電気取扱者特別教育等、床上操作式クレーン技能講習等）、事務・技術関係業務研修（危険物取扱者等、専門技術研修等）

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理の状況

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するために、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び各任命権者の定める職員安全衛生管理規程等に基づき、総括安全衛生管理者、産業医、安全管理者及び衛生管理者の選任並びに職員安全衛生委員会等の設置を行っています。

(2) 職員の健康管理の状況

労働安全衛生法に基づき、事業者責任として職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、全職員を対象に定期健康診断及び指定年齢健康診断を、特定の有害な業務に従事する職員を対象に特殊業務健康診断を実施しているほか、希望する職員に対して、肺がん検診、VDT健診等を実施しています。

また、職員の心の健康の保持増進のための対策として、精神科嘱託医の設置、メンタルヘルスセミナー等を実施しています。

(3) 職員互助団体への補助の状況

職員互助会に関する条例（昭和25年岩手県条例第59号）の規定に基づく職員の組織する互助団体への補助については、見直しを行い、4つの互助団体のうち、3互助団体への補助は平成18年度から、1互助団体への補助は平成22年度から、それぞれ廃止しています。

(4) 利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立制度によって保護されています。

勤務条件に関する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し団体協約を締結することの認められない職員が人事委員会に対して地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことを要求する制度であり、また、不利益処分に対する不服申立制度は、不利益な処分を受けた職員が人事委員会に対して不服申立てを行うことを認める制度です。これらの制度の状況は、「第2 岩手県人事委員会からの平成27年度における業務の状況の報告」の3及び4のとおりです。

第2 岩手県人事委員会からの平成27年度における業務の状況の報告

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の状況

試験の種類及び職種区分	採用 予定 数	第1次試験					第2次試験		最終倍率 (B)/(D)	
		申込者数 (A)	受験者数 (B)	合格者数 (C)	受験率 (B)/(A) ×100	倍率 (B)/(C)	受験者数	合格者 数(D)		
県 職 員 I 種	一般行政(A)	49	380 (126)	308 (101)	118 (38)	81.1	2.6	111 (32)	62 (21)	5.0
	一般行政(B)	11	163 (45)	133 (42)	26 (5)	81.6	5.1	25 (5)	13 (2)	10.2
	社会福祉	11	47 (31)	43 (28)	24 (18)	91.5	1.8	24 (18)	12 (9)	3.6
	心理	2	12 (11)	10 (9)	6 (5)	83.3	1.7	5 (5)	3 (3)	3.3
	農学	22	42 (12)	36 (11)	32 (10)	85.7	1.1	28 (9)	22 (9)	1.6
	畜産	7	4 (2)	3 (1)	2 (1)	75.0	1.5	2 (1)	2 (1)	1.5
	林学	9	13	10	9	76.9	1.1	9	8	1.3

		(2)	(1)	(1)			(1)	(1)		
水産	6	8 (0)	8 (0)	7 (0)	100.0	1.1	7 (0)	6 (0)	1.3	
総合土木(A)	17	56 (6)	46 (5)	31 (5)	82.1	1.5	29 (5)	20 (4)	2.3	
総合土木(B)	13	15 (1)	12 (0)	9 (0)	80.0	1.3	8 (0)	6 (0)	2.0	
建築	1	6 (2)	3 (1)	3 (1)	50.0	1.0	3 (1)	2 (1)	1.5	
機械	5	8 (0)	6 (0)	6 (0)	75.0	1.0	6 (0)	5 (0)	1.2	
電気	5	22 (0)	16 (0)	10 (0)	72.7	1.6	9 (0)	6 (0)	2.7	
総合化学	6	27 (7)	23 (6)	14 (4)	85.2	16	14 (4)	7 (3)	3.3	
計(12職種)	164	803 (245) [30.5%]	657 (205) [31.2%]	297 (83) [27.9%]	81.8	2.2	281 (81) [28.8%]	174 (54) [31.0%]	3.8	
II 種	一般事務	10	238 (108)	190 (88)	54 (25)	79.8	3.5	43 (20)	18 (10)	10.6
	警察事務	6	105 (63)	82 (47)	20 (11)	78.1	4.1	18 (9)	10 (7)	8.2
	計(2職種)	16	343 (171) [49.9%]	272 (135) [49.6%]	74 (36) [48.6%]	79.3	3.7	61 (29) [47.5%]	28 (17) [60.7%]	9.7
III 種	一般事務	51	407 (137)	378 (127)	140 (66)	92.9	2.7	134 (63)	70 (45)	5.4
	警察事務	4	27 (14)	26 (13)	10 (6)	96.3	2.6	10 (6)	5 (4)	5.2
	林業	6	12 (2)	11 (2)	6 (1)	91.7	1.8	5 (0)	5 (0)	2.2
	総合土木	9	17 (1)	11 (1)	10 (1)	64.7	1.1	10 (1)	9 (1)	1.2
	機械	1	0 (0)	— —	— —	—	—	— —	— —	—
	電気	1	2 (0)	1 (0)	1 (0)	50.0	1.0	1 (0)	1 (0)	1.0
	計(6職種)	72	465 (154) [33.1%]	427 (143) [33.5%]	167 (74) [44.3%]	91.8	2.6	160 (70) [43.8%]	90 (50) [55.6%]	4.7

Ⅲ種 (特別)	一般事務	13	145 (38)	135 (35)	36 (10)	93.1	3.8	35 (9)	16 (6)	8.4
	計(1職種)	13	145 (38) [26.2%]	135 (35) [25.9%]	36 (10) [27.8%]	93.1	3.8	35 (9) [25.7%]	16 (6) [37.5%]	8.4
	県職員計(20職種) ※特別募集を除く。	252	1,611 (570) [35.4%]	1,356 (483) [35.6%]	538 (193) [35.9%]	84.2	2.5	502 (180) [35.9%]	292 (121) [41.4%]	4.6
警察官	警察官A(男性)	40	247 <2>	196 <1>	126	79.4	1.6	109	49	4.0
	警察官A(女性)	6	63	49	32	77.8	1.5	29	10	4.9
	小計	46	310	245	158	79.0	1.6	138	59	4.2
	警察官B(男性)	38	258 <2>	239 <2>	144	92.6	1.7	133	48	5.0
	警察官B(女性)	6	52	47	24	90.4	2.0	19	8	5.9
	小計	44	310	286	168	92.3	1.7	152	56	5.1
	警察官計(4職種)	90	620	531	326	85.6	1.6	290	115	4.6
県職員・警察官計(24職種) ※特別募集を除く。		342	2,231 (685) [30.7%]	1,887 (579) [30.7%]	864 (249) [28.8%]	84.6	2.2	792 (228) [28.8%]	407 (139) [34.2%]	4.6
任期付職員	一般事務	47	300 (112)	244 (89)	114 (40)	81.3	2.1	105 (38)	55 (22)	4.4
	総合土木	38	56 (1)	56 (1)	48 (1)	100.0	1.2	40 (1)	35 (1)	1.6
	建築	2	13 (0)	13 (0)	8 (0)	100.0	1.6	4 (0)	3 (0)	4.3
	計(3職種)	87	369 (113) [30.6%]	313 (90) [28.8%]	170 (41) [24.1%]	84.8	1.8	149 (39) [26.2%]	93 (23) [24.7%]	3.4
全合計(27職種) ※特別募集を除く。		429	2,600 (798) [30.7%]	2,200 (669) [30.4%]	1,034 (290) [28.0%]	84.6	2.1	941 (267) [28.4%]	500 (162) [32.4%]	4.4

注1 採用予定数は、各試験における最終合格者名簿確定時点の数です。

2 受験者数は、途中棄権者を含む数です。

3 ()内は女性の内数、[]内は女性の占める割合です。

4 警察官採用の第1次試験は、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県と共同で実施しており、警察官の数は、本県を第一志望とする者の数です。〈 〉内の数は、共同試験実施に係る他都県を第一志望とする者の数です。

(2) 選考の状況

ア 身体障がい者を対象とした採用選考(一般事務)

採用予定数	第1次選考	第2次選考	最終倍率
-------	-------	-------	------

	申込者数 (A)	受験者数 (B)	合格者数 (C)	受験率 (B)/(A) ×100	倍率 (B)/(C)	受験者数	合格者数 (D) (採用者数)	(B)/(D)
人	人	人	人	%	倍	人	人	倍
7	15	14	12	93.3	1.2	12	7(7)	2.0

イ 警察官（武道指導）採用選考

	採用 予定 数	第1次選考					第2次選考		最終倍率 (B)/(D)
		申込者数 (A)	受験者数 (B)	合格者数 (C)	受験率 (B)/(A) ×100	倍率 (B)/(C)	受験者数	合格者数 (D) (採用者数)	
大卒 程度	人	人	人	人	%	倍	人	人	倍
	12	12	4	100.0	3.0	4	2(1)	6.0	
高卒 程度	4	人	人	人	%	倍	人	人	倍
	7	7	7	100.0	1.0	6	1(1)	7.0	

ウ 県職員（スポーツ経験者）採用選考

採用予定数	第1次選考					第2次選考		最終倍率 (B)/(D)
	申込者数 (A)	受験者数 (B)	合格者数 (C)	受験率 (B)/(A) ×100	倍率 (B)/(C)	受験者数	合格者数 (D) (採用者数)	
人	人	人	人	%	倍	人	人	倍
5	11	10	6	90.9	1.7	6	4(4)	2.5

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

岩手県人事委員会は、平成27年10月19日、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対し、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。

その概要は、次のとおりです。

(1) 報告の状況

別紙第1のとおりです。

(2) 勧告の状況

別紙第2のとおりです。

3 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

(単位：件)

事案名	受理件数	前年度からの 繰越件数	取下げ・打切 り件数	判定件数	次年度繰越件数
—	—	—	—	—	—

4 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況

(単位：件)

事案名	受理件数	前年度からの 繰越件数	取下げ・打切 り件数	判定件数	次年度繰越件数
大量争議関係事案	0	3	0	3	0
懲戒処分取消請求事案	3	1	1	2	1

注 公平事務受託市町村等の件数を含む。

5 職員からの苦情相談の状況

(単位：件)

任命権者 内 容	知事部局	教育委員会	警察本部	その他・不明	計
任用	3	0	0	1	4
給与	1	0	0	4	5
勤務時間、休暇、服務等	0	3	0	4	7
健康安全等	0	0	0	0	0
セクハラ	0	0	0	0	0
パワハラ	3	1	0	3	7
パワハラ以外のいじめ等	3	0	0	3	6
公平審査	0	0	0	1	1
その他	2	3	0	2	7
計	12	7	0	18	37

注 公平事務受託市町村等の件数を含む。

報 告

I はじめに

人事委員会は、地方公務員法に基づき、中立かつ専門的な人事機関として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し調査研究を行い、その結果を報告するとともに、講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に対し勧告することとされている。

この勧告は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した、適正な職員の給与、勤務時間その他の勤務条件を確保する機能を有するものである。

このため、本委員会は職員の給与の実態を把握するとともに、民間事業所従業員の給与、生計費などを調査研究し、必要な検討を行ったのでその結果を報告する。

II 職員の給与に関する事項

1 職員の給与決定に関する基礎的諸条件

本委員会は、例年、職員（一般職の職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員をいう。）の給与についてその実態を把握するとともに、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所における従業員の給与並びに物価及び生計費等職員の給与を決定するために必要な基礎的諸条件について調査研究を行っているが、本年の概要は、次のとおりである。

(1) 職員の給与等の状況

本年4月1日現在における職員給与実態調査によると、職員の給与等は、次のとおりとなっている。

ア 職員数及び平均年齢等

職員の総数は18,056人であり、昨年18,215人に比べ159人（0.9%）の減少となっている。給料表別に主なものをみると、教育職給料表(2)適用者（小中学校等の教育職員）で124人、行政職給料表適用者で29人の減少となっている。

給 料 表 別 職 員 数

区 分	平成27年 4 月	平成26年 4 月	比 較 増 減	区 分	平成27年 4 月	平成26年 4 月	比 較 増 減
全 給 料 表	18,056人	18,215人	△159人	研 究 職 給 料 表	194人	192人	2人
行 政 職 給 料 表	4,490	4,519	△29	医 療 職 給 料 表 (1)	18	17	1
公 安 職 給 料 表	2,139	2,161	△22	医 療 職 給 料 表 (2)	138	139	△1
教 育 職 給 料 表 (1)	3,395	3,381	14	医 療 職 給 料 表 (3)	93	93	0
教 育 職 給 料 表 (2)	7,589	7,713	△124				

- (注) 1 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（再任用職員）並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条の規定により採用された職員（任期付研究員）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条から第4条までの規定により採用された職員（任期付職員）は、含まれない（以下同じ）。
- 2 市町村立学校職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員にあつては、同条例における教育職給料表は教育職給料表(2)に、医療職給料表は医療職給料表(2)にそれぞれ読み替えている。

次に、職員の平均年齢は44.2歳で、昨年に比べ0.2歳高くなっており、最も高いのは医療職給料表(1)適用者（医師等）の48.7歳、最も低いのは公安職給料表適用者の39.0歳である。

給 料 表 別 平 均 年 齢

区 分	平成27年 4 月	平成26年 4 月	比 較 増 減	区 分	平成27年 4 月	平成26年 4 月	比 較 増 減
全 給 料 表	44.2歳	44.0歳	0.2歳	研 究 職 給 料 表	43.9歳	44.5歳	△0.6歳
行 政 職 給 料 表	42.6	42.7	△0.1	医 療 職 給 料 表 (1)	48.7	49.4	△0.7
公 安 職 給 料 表	39.0	39.2	△0.2	医 療 職 給 料 表 (2)	43.8	44.2	△0.4
教 育 職 給 料 表 (1)	44.0	43.7	0.3	医 療 職 給 料 表 (3)	41.6	42.1	△0.5
教 育 職 給 料 表 (2)	46.7	46.3	0.4				

また、年齢階層別にみると、職員数が最も多いのは45歳から49歳までの3,440人、次いで多いのは50歳から54歳までの3,404人である。

年 齢 階 層 別 職 員 数 及 び 構 成 比

区 分	平成27年 4 月		平成26年 4 月		比較増減	
	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比
計	18,056人	100.0%	18,215人	100.0%	△159人	－%
19歳以下	90	0.5	85	0.5	5	0.0
20歳～24歳	740	4.1	680	3.7	60	0.4
25歳～29歳	1,099	6.1	1,045	5.7	54	0.4
30歳～34歳	1,389	7.7	1,493	8.2	△104	△0.5
35歳～39歳	2,035	11.3	2,137	11.7	△102	△0.4
40歳～44歳	2,873	15.9	3,053	16.8	△180	△0.9
45歳～49歳	3,440	19.0	3,478	19.1	△38	△0.1
50歳～54歳	3,404	18.9	3,401	18.7	3	0.2
55歳以上	2,986	16.5	2,843	15.6	143	0.9

イ 平均給与月額

行政職給料表適用者の本年4月における平均給与月額は、366,002円となっており、また、警察官、教員、医師等を含めた職員全体の平均給与月額は、399,702円であり、昨年に比べ行政職給料表適用者では264円（0.1%）、職員全体では991円（0.2%）の増加となっている。

給 料 表 別 平 均 給 与 月 額

区 分	平成27年 4 月 (A)	平成26年 4 月 (B)	比較増減 (A-B)	比率 (A-B) / B × 100
全 給 料 表	399,702円	398,711円	991円	0.2%
行 政 職 給 料 表	366,002	365,738	264	0.1
公 安 職 給 料 表	346,081	351,232	△5,151	△1.5
教 育 職 給 料 表 (1)	414,045	410,402	3,643	0.9
教 育 職 給 料 表 (2)	428,663	426,218	2,445	0.6
研 究 職 給 料 表	393,436	399,447	△6,011	△1.5
医 療 職 給 料 表 (1)	837,828	854,397	△16,569	△1.9
医 療 職 給 料 表 (2)	370,647	374,346	△3,699	△1.0
医 療 職 給 料 表 (3)	344,884	350,119	△5,235	△1.5

(注) 給与月額は、給料月額に給料の調整額、教職調整額等、扶養手当、給料の特別調整額、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当を加えた額である（次表において同じ。）。

なお、職員の給与は、給与条例等の附則により、給料の特別調整額等について平成17年4月1日から平成28年3月31日までの間、減額措置が行われている。この減額措置がないものとした場合、本年における行政職給料表適用者の平均給与月額、366,668円となっており、また、職員全体の平均給与月額は400,108円であり、昨年に比べ行政職給料表適用者では91円（0.0%（0.02%））の減少、職員全体では781円（0.2%）の増加となっている。

給料表別平均給与月額（減額前）

区 分	平成27年4月(A)	平成26年4月(B)	比較増減(A-B)	比率 (A-B) /B×100
全 給 料 表	400,108円	399,327円	781円	0.2%
行政職給料表	366,668	366,759	△91	△0.0
公安職給料表	346,336	351,610	△5,274	△1.5
教育職給料表(1)	414,230	410,676	3,554	0.9
教育職給料表(2)	429,046	426,793	2,253	0.5
研究職給料表	394,158	400,586	△6,428	△1.6
医療職給料表(1)	841,824	862,797	△20,973	△2.4
医療職給料表(2)	370,987	374,870	△3,883	△1.0
医療職給料表(3)	344,884	350,119	△5,235	△1.5

ウ 平均経年数

職員の平均経年数は22.4年で、昨年に比べ0.1年長くなっており、最も長いのは教育職給料表(2)適用者（小中学校等の教育職員）の24.3年、最も短いのは公安職給料表適用者の18.4年である。

給料表別平均経年数

区 分	平成27年 4月	平成26年 4月	比 較 増 減	区 分	平成27年 4月	平成26年 4月	比 較 増 減
全 給 料 表	22.4年	22.3年	0.1年	研究職給料表	21.2年	21.7年	△0.5年
行政職給料表	22.0	22.1	△0.1	医療職給料表(1)	18.5	19.6	△1.1
公安職給料表	18.4	18.7	△0.3	医療職給料表(2)	20.5	21.1	△0.6
教育職給料表(1)	21.5	21.2	0.3	医療職給料表(3)	19.5	20.0	△0.5
教育職給料表(2)	24.3	23.9	0.4				

エ 性別構成

職員の性別構成比は、男性61.4%、女性38.6%であり、昨年に比べ女性の割合は0.2ポイントの増加となっている。

給料表別性別職員数及び構成比

区 分	平成27年 4 月				平成26年 4 月				比較増減			
	男 性		女 性		男 性		女 性		男 性		女 性	
	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
全 給 料 表	11,088	61.4	6,968	38.6	11,213	61.6	7,002	38.4	△125	△0.2	△34	0.2
行政職給料表	3,346	74.5	1,144	25.5	3,400	75.2	1,119	24.8	△54	△0.7	25	0.7
公安職給料表	1,985	92.8	154	7.2	2,017	93.3	144	6.7	△32	△0.5	10	0.5
教育職給料表(1)	2,042	60.1	1,353	39.9	2,048	60.6	1,333	39.4	△6	△0.5	20	0.5
教育職給料表(2)	3,468	45.7	4,121	54.3	3,500	45.4	4,213	54.6	△32	0.3	△92	△0.3
研究職給料表	153	78.9	41	21.1	158	82.3	34	17.7	△5	△3.4	7	3.4
医療職給料表(1)	14	77.8	4	22.2	13	76.5	4	23.5	1	1.3	0	△1.3
医療職給料表(2)	76	55.1	62	44.9	75	54.0	64	46.0	1	1.1	△2	△1.1
医療職給料表(3)	4	4.3	89	95.7	2	2.2	91	97.8	2	2.1	△2	△2.1

オ 学歴別構成及び修学年数

職員の学歴別構成比は、大学卒76.4%、短大卒5.0%、高校卒18.6%、中学卒0.0%（0.03%）であり、昨年の学歴別構成比に比べ大学卒は増加、短大卒及び高校卒は減少、中学卒は横ばいとなっている。

また、平均修学年数は、15.2年となっている。

学 歴 別 構 成 及 び 平 均 修 学 年 数

区 分	平成27年 4 月		平成26年 4 月		比較増減	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
大 学 卒	13,793人	76.4%	13,863人	76.1%	△70人	0.3%
短 大 卒	899	5.0	928	5.1	△29	△0.1
高 校 卒	3,358	18.6	3,416	18.8	△58	△0.2
中 学 卒	6	0.0	8	0.0	△2	0.0
平均修学年数	15.2年		15.2年		0.0年	

(2) 民間給与の調査

職員給与と民間給与との精確な比較を行うため、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所425（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した149の事業所を対象に、「平成27年職種別民間給与実態調査」を実施した。調査では、公務の職種と類似すると認められる事務・技術関係、教育関係、医療関係等76職種の3,876人について、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を実地に調査した。

また、各企業における給与改定の状況等について、調査を実施した。

職種別民間給与実態調査の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、92.6%と極めて高く、調査結果は、県内民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

【参考】

本県における層化無作為抽出法による調査対象事業所の抽出について

- 1 県内に所在する事業所を組織、規模、産業により10層のグループに区分する。（層化）
- 2 層の中から無作為に事業所を抽出する。（無作為抽出）

ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で 15.9%、高校卒で 14.8%となっている。そのうち初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で 65.2%、高校卒で 53.6%となっており、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で 177,781 円、高校卒で 150,274 円となっている。

（附属資料 第 17 表及び第 18 表 参照）

イ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所の割合は一般の従業員（係員）で 38.4%、課長級では 31.8%となっており、ベースアップを中止した事業所の割合は一般の従業員（係員）で 11.8%、課長級では 14.8%、ベースアップの慣行のない事業所の割合は一般の従業員（係員）で 49.8%、課長級では 53.4%となっている。

また、定期昇給を実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）で 88.2%、課長級では 74.3%となっている。

給 与 改 定 の 状 況

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係 員		38.4%	11.8%	0.0%	49.8%
課 長 級		31.8%	14.8%	0.0%	53.4%

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計したものである。

定 期 昇 給 の 実 施 状 況

役職段階	項目	定期昇給制度あり					定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		定期昇給実施			定期昇給			
		増 額	減 額	変化なし	中 止			
係 員		89.5%	88.2%	21.0%	3.5%	63.7%	1.3%	10.5%
課 長 級		75.5%	74.3%	18.2%	3.4%	52.7%	1.2%	24.5%

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計したものである。

(3) 物価及び生計費

総務省統計局の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べて盛岡市では0.2%、全国では0.6%それぞれ上昇している。

総務省統計局の家計調査を基礎として本委員会が算定した本年4月における盛岡市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ172,420円、192,370円及び212,310円となっている。

(附属資料 第25表及び第26表 参照)

2 職員の給与水準

(1) 職員給与と民間給与との比較

職員給与は、民間事業所における従業員の給与を広く把握し、民間給与の水準をより適切に反映させることとしている。

ア 公民給与の比較方法

月例給の公民比較については、単純な給与の平均値によるのではなく、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の4月分の給与額の比較を行い、その結果を職員の人員構成で加重平均する、ラスパイレス方式により算定している。

イ 公民較差

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職給料表適用者、民間にあってはこれに類似する職種の者について、責任の度合、学歴、年齢等が同等と認められる者同士の給与を対比させ、精密に比較を行った。その結果、給料の特別調整額の減額措置がないものとした場合、職員の給与が民間の給与を1人当たり平均788円（0.21%）下回っていた。

なお、減額措置後では、職員の給与が民間の給与を1人当たり平均1,449円（0.40%）下回っていた。

職 員 給 与 と 民 間 給 与 と の 較 差

公 民 比 較 給 与		較 差 (A) — (B)	
民 間 (A)	職 員 (B)	較 差 額	較 差 率
367,368 円	366,580 円 (365,919 円)	788 円 (1,449 円)	0.21 % (0.40 %)

- (注) 1 職員の比較給与種目は、給料月額、給料の調整額、扶養手当、給料の特別調整額、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特勤勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当である。
- 2 () 内は、給与条例附則の規定による給料の特別調整額の減額措置後の数値である。

【参考】

ラスパイレス方式による公民較差の算出方法について

個々の職員に役職段階、学歴、年齢階層を同じくする民間従業員の平均給与額を支給した場合に要する支給総額 (A) と、実際に支給されている職員給与の支給総額 (B) とを比較して、どの程度の差があるか算出するもの。

$$\text{公民較差(\%)} = (A - B) / B \times 100$$

ウ 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額4.13月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（3.95月）を上回っている。

民間における特別給の支給状況

項	目	金額等
平均所定内給与月額	下半期（A1）	353,833 円
	上半期（A2）	345,946
特別給の支給額	下半期（B1）	734,490 円
	上半期（B2）	707,680
特別給の支給割合	下半期（B1/A1）	2.08 月分
	上半期（B2/A2）	2.05
	計	4.13 月分

（注） 下半期とは平成26年8月から平成27年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

(2) 本県と国及び他の都道府県との給与比較

平成26年4月における行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給と本県の行政職給料表適用者の給料の月額を、学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により国家公務員を100として比較した本県職員の指数は98.3となっている。

国家公務員及び他の都道府県職員との比較

区分	本県職員	国家公務員	都道府県職員 (全国平均)	東北他県職員 (5県職員)
ラスパイレス指数	98.3	100.0	99.9	99.1～101.6

（注） ラスパイレス指数とは、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給とこれに相当する地方公共団体職員の給料の月額を、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により国を100として比較したもので、平成26年4月1日現在の総務省公表値である（平成27年4月の指数は未公表）。

3 人事院の給与等に関する報告及び勧告

人事院は、本年8月6日に、国会及び内閣に対し、職員の給与に関する報告及び職員の給与の改定に関する勧告を行うとともに、職員の勤務時間に関する報告及び職員の勤務時間の改定に関する勧告並びに公務員人事管理に関する報告を行った。

その概要は、次のとおりである。

給 与 勧 告 の 骨 子

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約 12,300 民間事業所の約 50 万人の個人別給与を実地調査（完了率 87.7%）

〈月例給〉 公務と民間の 4 月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○民間給与との較差 1,469 円 0.36% [行政職(一)…現行給与 408,996 円 平均年齢 43.5 歳]
[俸給 280 円 地域手当 1,156 円 はね返し分(注) 33 円]

(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.21 月（公務の支給月数 4.10 月）

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

初任給は、民間との間に差があることを踏まえ 1 級の初任給を 2,500 円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ 1,100 円の引上げを基本に改定（平均改定率 0.4%）

② その他の俸給表

行政職(一)との均衡を基本に改定。指定職俸給表は行政職(一)の引上げを踏まえ、各号俸について 1,000 円引上げ

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

(3) 地域手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、支給割合について給与制度の総合的見直しによる見直し後の支給割合と見直し前の支給割合との差に応じ、0.5～2%引上げ

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.10 月分→4.20 月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分（一般の職員の場合の支給月数）

	6 月期	12 月期
27 年度 期末手当	1.225 月（支給済み）	1.375 月（改定なし）
勤勉手当	0.75 月（支給済み）	0.85 月（現行 0.75 月）
28 年度 期末手当	1.225 月	1.375 月
以降 勤勉手当	0.80 月	0.80 月

[実施時期]

- ・月例給：平成 27 年 4 月 1 日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他の課題

(1) 配偶者に係る扶養手当

本年の調査の結果、民間では、配偶者に対して家族手当を支給し、配偶者の収入による制限を設ける事業所が一般的。今後とも、民間企業における家族手当の見直しの動向や、税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、扶養手当の支給要件等について、必要な検討

(2) 再任用職員の給与

民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、その在り方について必要な検討

Ⅲ 給与制度の総合的見直し

1 給与制度の総合的見直しの概要

国家公務員給与における諸課題に対応するため、昨年の勧告時において、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施することとし、具体的な措置の内容及び実施スケジュール等の全体像を示し、給与法の改正により、本年 4 月から本格的に実施。今後、諸手当の見直し等について、人事院規則の改正により段階的に実施し、平成 30 年 4 月 1 日に完成

2 平成 28 年度において実施する事項

(1) 地域手当の支給割合の改定

平成 28 年 4 月 1 日から給与法に定める支給割合に引上げ

(2) 単身赴任手当の支給額の改定

基礎額を平成 28 年 4 月 1 日から 4,000 円引き上げ、30,000 円に改定

加算額の限度について、基礎額の引上げを考慮して、平成 28 年 4 月 1 日から 12,000 円引き上げ、70,000 円に改定

- * 広域異動手当は、給与法の改正により、平成 28 年 4 月 1 日以後に異動した職員に係る支給割合が、異動前後の官署間の距離が 300km 以上の場合は 10%に、60km 以上 300km 未満の場合は 5%に引上げ

勤務時間に関する勧告の骨子

1 フレックスタイム制の拡充の必要性

- ・ 近年、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識が我が国全体で高まっており、価値観やライフスタイルの多様化とともに働き方に対するニーズが多様化
- ・ 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成 26 年 10 月）の中で、各府省等における適切な公務運営を確保しつつ、幅広い職員がより柔軟な働き方が可能となるようなフレックスタイム制の導入について、本院に対し、検討の要請
- ・ 職員に柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することは、職員がその能力を十分に発揮し、高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備することとなり、公務能率の一層の向上にも資する。また、職員の仕事と育児や介護等との両立を推進するとともに、人材確保にも資する

2 フレックスタイム制の拡充の概要等

(1) 概要

- ・ 原則として全ての職員を対象とし、適用を希望する職員から申告が行われた場合、各省各庁の長は、公務の運営に支障がないと認められる範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、4 週間ごとの期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる
コアタイムは、月曜日から金曜日までの毎日 5 時間設定
- ・ 育児又は介護を行う職員については、割振り単位期間を 1 週間から 4 週間までの範囲内において選択して設定できるとともに、日曜日及び土曜日に加えて週休日を 1 日設けることができる
コアタイムは、毎日 2 時間以上 4 時間 30 分以下の範囲内で設定
- ・ 現行のフレックスタイム制の適用対象とされている職員についても、その申告により新たなフレックスタイム制を適用することができる。交替制等勤務職員その他業務の性質上特定の勤務時間で勤務することを要する職員として人事院規則で定める職員は、新たなフレックスタイム制の対象から除外

(2) 適用に当たっての考え方

- ・ 希望する職員には可能な限り適用するよう努めることが基本。なお、業務の性質上適用が困難な場合、必要な体制を確保できない場合等、公務の運営に支障が生じる場合には適用ができない
- ・ 適用する場合には、公務の運営に支障が生じない範囲内で、当該職員の申告を考慮しつつ、勤務時間帯や勤務時間数を割り振る。育児又は介護を行う職員については、できる限り、当該職員の申告どおりに割り振るよう努めることが適当

3 フレックスタイム制を活用していくための留意点

- ・ 一人一人が責任感と自律心を持って業務を遂行することにより、これまで以上に効率的な仕事の進め方やより柔軟な働き方が推進され、一層効率的な行政サービスを提供
- ・ フレックスタイム制の実施に伴い超過勤務が増加しないようにする必要があるのみでなく、超過勤務を縮減する方向での働き方の推進が重要

4 フレックスタイム制の拡充の実施時期

平成 28 年 4 月 1 日から実施

公務員人事管理に関する報告の骨子

退職管理の見直しや採用抑制等により、40歳・50歳台の在職者の割合が20歳・30歳台の在職者の割合を相当に上回っており、国家公務員の人事管理に大きく影響することが懸念される。本院は、人事行政の第三者・専門機関の責務として、将来にわたって能率的で活力ある公務組織を確保する観点から、採用から退職に至るまでの公務員人事管理全般にわたって、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を進めていく。

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

幅広い層の者が国家公務員の仕事内容等の具体的なイメージを持ち採用試験を受験するよう、各府省と連携し、公務の魅力積極的に発信。その際、地方においても誘致活動を拡充・強化

(2) 女性の採用・登用の拡大

- ・ より多くの優秀な女性が採用試験を受験するよう誘致活動を強化
- ・ 女性職員や管理職員を対象とする研修等を通じ、意欲と能力のある女性職員の登用を促進

(3) 研修の充実

公務運営環境が厳しくなる中、Off-JTの役割が重要。外部有識者から成る研究会を開催するなど、全体の奉仕者たる国家公務員を育成するための研修の充実に向けた具体策を検討

(4) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価結果が任免・給与等へ適切に活用されるよう各府省に支援・指導等。人事評価を通じた人材育成に資するため、研修の機会を提供。各府省と連携した苦情相談体制の一層の充実

2 柔軟で多様な働き方の実現と勤務環境の整備

(1) フレックスタイム制の拡充

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充（勤務時間法の改正を勧告）

(2) テレワークの推進

テレワークを時間単位で利用しやすくするための措置を講ずるとともに、勤務時間管理、服務管理等の在り方等について検討

(3) 長時間労働慣行の見直し

- ・ 事前の超過勤務命令等の勤務時間管理の徹底、管理職員の意識改革を含めた業務の合理化・効率化等の推進による超過勤務の縮減
- ・ 超過勤務の多い職員の健康保持への配慮、業務の平準化や人員配置の工夫等に努める必要

(4) 仕事と家庭の両立支援の促進

- ・ 幹部職員からの働きかけ等による男性職員の両立支援制度の活用促進
- ・ フレックスタイム制の活用状況を見ながら、育児のための両立支援策等の拡充について検討
- ・ 民間の介護休業制度の見直しの動向も考慮しつつ、介護休暇等の在り方について検討

(5) 心の健康づくりの推進

心の不調者の発生を未然に防止する1次予防を強化するため、各府省と連携しつつ準備を進め、ストレスチェック制度を導入

(6) ハラスメント防止対策

職員が相談しやすいセクハラ等の苦情相談体制の充実を図るとともに、パワハラに関する啓発資料の配布等、意識啓発を一層推進

3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

平成23年の意見の申出を踏まえ、適切な措置が講じられる必要。公務の再任用は引き続き短時間勤務中心であり、民間同様のフルタイム中心の勤務の実現を通じて再任用職員の能力及び経験を本格的に活用する必要。このため、各府省は定員事情や人員構成の特性等を踏まえ計画的な人事管理に努める等、一層の工夫が必要。本院としては、関連する制度を含め適切な措置がとられるよう引き続き必要な対応

4 給与改定

本委員会は、冒頭述べたとおり、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえながら、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内の民間事業所従業員の給与を重視しつつ、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

(1) 本年の給与改定

ア 給料表

人事院においては、国家公務員の月例給が民間を 0.36% (1,469 円) 下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、民間初任給との間に差があることや、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、若年層を中心に俸給表全体の水準を引き上げる勧告を行った。

本県においては、前記 2 (1) のとおり、本年 4 月における本県職員の月例給が民間を 0.21% (788 円) 下回っていることから、本年の民間給与との較差等を考慮し、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うことが適当である。

その場合、本県においても国と同様に世代間における公民の給与差が認められることから、若年層に重点を置きながら給料表の改定を行うことが適当である。

なお、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うことが適当である。

この改定は、本年 4 月時点の比較に基づいて本県職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施することとする。

再任用職員については職員の改定状況を踏まえ据え置くこととし、任期付研究員及び特定任期付職員については引上げ改定を行うことが適当である。

イ 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、所要の改定を行い、本年 4 月に遡及して実施することが適当である。

ウ 通勤手当

通勤手当については、実費弁償的な手当としての性格上、交通機関における運賃等の状況や県内の昨今のガソリン価格の動向等を考慮し、今後の改定の必要性について検討することが適当であると考えられる。

エ 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間における民

間の特別給の支給割合（4.13月）が職員の年間支給月数（3.95月）を上回っており均衡を図るため、支給月数を0.20月引き上げ、4.15月分とすることが適当である。

また、支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を参考に勤勉手当への配分割合を高めることとし、期末手当に0.05月分、勤勉手当に0.15月分を配分する。

なお、支給期への配分については、6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとするが、本年度については12月期の期末手当及び勤勉手当に配分することとする。

再任用職員については、支給月数を0.10月引き上げ2.20月分とする。引上げ分の配分については期末手当に0.05月分、勤勉手当に0.05月分を配分し、支給期への配分については、職員と同様とする。

任期付研究員及び特定任期付職員については、期末手当の支給月数を0.15月引き上げ3.10月分とする。支給期への配分については、6月期及び12月期の支給月数が均等になるよう配分することとするが、本年度については12月期に配分することとする。

(2) 給与制度の総合的見直し

国においては、本年4月から、地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し及び職務や勤務実績に応じた給与配分を内容とする俸給表、諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しが実施されている。

また、他の都道府県においては、42都道府県が本年4月から国に準じた給与制度の総合的見直しを実施しているが、一部の団体においては地域民間との給与水準の均衡を図るなど地域の実情を踏まえた見直しが行われている。

本県においては、昨年報告の中で、給与制度の総合的見直しの実施について給与構造改革の経過措置の廃止及び昇給回復を実施した上で、職員の給与実態を踏まえた検討が必要であると言及したところである。

本年の職員給与と民間給与を比較したところ、50歳台後半層の給与は職員が民間を上回り、逆に若年層の給与は職員が民間を下回っており、世代間における公民の給与差について国家公務員と同様の課題が認められた。

このような本県職員の給与実態やこれまで県内の民間給与水準との均衡を重視してきたこと、また、既に国や多くの都道府県が実施していることなどを考慮し、本県においても給与制度の総合的見直しを行うことが適当である。

ア 給料表

(ア) 行政職給料表

民間との給与水準の均衡においては諸手当の改正や経過措置等も勘案した上

で、本年の人事院勧告による俸給表を踏まえて、高齢層を最大3%程度引き下げ、若年層については1%程度引き上げることにより、前記4(1)アによる給料表の水準を平均1%程度引き下げることとする。

なお、40歳台や50歳台前半層職員の在職実態を踏まえ、昇給機会を確保するため4級及び5級について8号給の増設を行うことが適当である。

再任用職員の給料月額については、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた見直しを行うことが適当である。

(イ) 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うことが適当である。ただし、医療職給料表(1)については、医師の処遇を確保する観点から、引下げ改定を行っていない本年の人事院勧告の俸給表に準拠する。

なお、号給の増設については、行政職給料表と同様の考え方にに基づき、次のとおり8号給の増設を行うことが適当である。

また、再任用職員の給料月額については、行政職給料表の給料月額の改定に準じた見直しを行うことが適当である。

給料表	級
公安職給料表	5級及び6級
教育職給料表(1)	2級及び特2級
教育職給料表(2)	2級及び特2級
研究職給料表	3級
医療職給料表(2)	5級
医療職給料表(3)	5級

(ウ) 実施時期

平成28年4月1日から実施し、同日に新たな給料表に切り替える。

(エ) 給料表の水準の引下げに伴う経過措置

給料表の水準の引下げに際しては、職員の生活への影響を考慮して、新たな給料表の給料月額が平成28年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、同年4月1日から平成31年3月31日までの3年間に限り、経過措置としてその差額を給料として支給することが適当である。

イ 地域手当

(ア) 支給地域の区分及び支給割合等

本県においても、人事院勧告に準じて、現行の支給地域の区分及び支給割合を改定することが適当である。

見直し後の地域手当の支給地域及び支給割合については、次のとおりとすることが適当である。

支給地域	支給割合
東京都の特別区に属する地域	20/100
豊田市及び大阪市に属する地域	16/100
さいたま市、府中市及び名古屋市に属する地域	15/100
福岡市に属する地域	10/100
仙台市に属する地域	6/100

(イ) 地域手当の特例

医療職給料表(1)の適用を受ける職員については、国の医師に係る地域手当の改定に準じて、支給割合を16%に改める。

(ウ) 実施時期

平成28年4月1日から実施する。

ウ 単身赴任手当

(ア) 基礎額及び加算額

昨年の人事院勧告では、民間における単身赴任者に対する手当の支給額や帰宅費用の支給回数が公務を上回っていること及び職員の経済的負担の実情等を考慮し、基礎額及び加算額を引き上げることとしたところである。本県においても国と同様の傾向が見られたことから、国と同様に改定することが適当である。

(イ) 実施時期

平成28年4月1日から実施する。

エ 管理職員特別勤務手当

(ア) 平日深夜の勤務に対する手当の支給

昨年の人事院勧告では、国における管理監督職員の勤務実態を考慮し、平日深夜に勤務した場合に対しても手当を支給することとしたところである。本県においても国と同様に改定することが適当である。

(イ) 実施時期

平成28年4月1日から実施する。

1 人材の確保

(1) 有為な人材の確保

本委員会では、有為な人材の確保に向けて、職員募集のホームページ等により情報発信を行うほか、大学生・高校生向けの岩手県庁業務セミナーや各学校での個別説明会を開催するなど広報活動を行い、受験者の確保に取り組んできたところである。

こうした中で、復興事業に伴う人員の需要増や退職年齢に達する職員の増加により採用数が増える一方で、少子化に伴う若年層の減少や景気の回復に伴う民間志向の高まりなどを要因として、受験者の確保が困難となっていることから、県職員採用試験の最終倍率は低下傾向にあり、特に技術系職種では、最終倍率が概ね1～2倍となっている。

今後はこれまでの取組に加え、任命権者と連携して公務員志望者の掘り起こしに向けて効果的な広報活動を強化するとともに、有為な人材を幅広く採用するための試験の在り方について検討していくこととする。

障がい者の雇用については、これまで身体障がい者を対象とした採用選考を実施し、雇用の促進に努めてきたところであるが、任命権者においては、引き続き精神障がい者を含む障がい者雇用について検討を進めていく必要があると考える。

(2) 女性の登用の拡大

本県においては、「いわて男女共同参画プラン」（平成23年3月策定）の中で、政策決定過程における女性の参画を促進するため、「県職員管理監督者（主査級以上）に占める女性の割合」を平成27年度末までに17.0%とすることを目標にし、女性の登用拡大に取り組んでいるところであり、平成26年度は14.1%と平成23年度と比較して2.7ポイント増加している状況にある。

また、本委員会が実施する県職員採用試験受験者に占める女性の割合は、過去5年の平均が39.5%となっているとともに、本県の平成27年度の行政職給料表適用者に占める女性職員の割合は25.5%と平成22年度と比較して3.3ポイント増加しており、今後も職員全体に占める女性の割合は、一定の水準を保ちながら推移することが見込まれる。

さらに、本年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、県において女性に対する昇進等の機会の積極的な提供やその活用を通じ、更なる女性の活躍推進に関する取組を進めることとされたところである。

こうした状況を踏まえ、任命権者においては、女性職員を対象とする研修等を拡充するとともに、各職場における人事管理・人材育成に責任を有する管理職員の意識啓

発など様々な取組を通じて、意欲と能力のある女性職員の一層の登用につなげていくことが重要であると考えます。

行政職給料表適用者に占める女性職員の割合の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
職 員 数 (人)	4,764	4,631	4,552	4,517	4,519	4,490
女性職員数 (人)	1,057	1,053	1,060	1,085	1,119	1,144
女性職員割合 (%)	22.2	22.7	23.3	24.0	24.8	25.5

2 柔軟で多様な働き方の実現と勤務環境の整備

(1) フレックスタイム制の拡充

本県では、フレックスタイム制について、国や民間の導入状況を踏まえ、研究成果の向上などの効果が期待できるとして、平成6年から試験研究機関の研究職給料表適用職員等について導入し、その後、任期付研究員にも適用しているが、平成27年9月現在、制度を利用している職員はいない状況である。

本年、人事院は、近年のワーク・ライフ・バランスに対する意識の高まりや働き方に対するニーズの多様化等を踏まえ、公務の運営に支障がないよう十分に配慮した上で、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充することを勧告した。

本委員会では、その検討に当たり任命権者や職員団体から意見や要望を聞いたところ、職員の仕事と育児や介護等との両立の推進など期待されるものの、運用に当たっては、適正な勤務時間管理、総労働時間の抑制、管理監督者の組織マネジメント等、適切な職場環境を整えていく必要があるとの意見があったところである。

これらを踏まえ、全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充することは、ワーク・ライフ・バランスの実現やより柔軟な働き方の推進に資するものと認められるものの、運用上の解決すべき課題があることから、本県における復興業務等の状況、国や他の都道府県の動向等も注視しながら拡充について検討を進める必要があると考える。

(2) 両立支援の推進

本県では、職員の職業生活と家庭生活の両立支援制度について、これまで育児休業や育児短時間勤務制度、子の看護休暇や短期介護休暇等の特別休暇制度などを整備してきたところである。

平成26年度の職員の育児休業の取得率（当該年度に新たに取得した職員の割合）は、女性職員はほぼ全員が取得している状況にあるものの、男性職員は1%程度の取得にとどまっている。

また、知事部局において実施した「子育て支援等に関する職員アンケート」（平成26年）結果によれば、子育て支援制度を知っている職員及び職場が子育てしやすいと感じている職員それぞれの割合が5年前のアンケート結果と比較して伸びていないことが課題とされている。

これらを踏まえ、県では本年7月に「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援のための特定事業主行動計画（第2期前期計画）」を策定し、「子育てしやすい職場環境づくり」などに積極的に取り組んでいくこととしている。

両立支援の推進を図っていくことは、職員の健康保持や優秀な人材の確保に資するだけでなく、女性職員の一層の登用につなげていくための環境を整備する上でも極めて重要である。任命権者においては、両立支援に関する制度が職員に有効に活用されるよう制度の一層の周知を図るとともに、制度を活用しやすい職場環境づくりを引き続き進める必要があると考える。

(3) 長時間勤務の解消

超過勤務の縮減については、これまでも言及してきたところであり、職員の超過勤務時間数は、東日本大震災津波の発生後は例年を上回る状況となっていたが、任命権者において、人員の確保や業務改善など多様かつ積極的な取組が行われた結果、昨年度の超過勤務時間数は、震災発生前の水準まで減少したが、復興関連事業の本格化に伴い、依然として高い水準にある公所も見られるところである。

また、経済協力開発機構（OECD）の調査結果で日本の教育職員の勤務時間が参加国の中で最も長いことが明らかとなったが、本県の教育職員についても総勤務時間数が多い状況にある。

このため、任命権者においては、業務等に応じた適切な人員体制を確立するとともに、管理監督者が勤務実態の的確な把握に努めながら業務の見直しや職員の意識改革を行うなど、管理監督者のリーダーシップと職員の相互理解の下で総勤務時間の縮減や年次休暇等の計画的な取得促進等の取組が進められることを期待するものである。

職員一人当たりの月間超過勤務時間数の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
超過勤務時間数 (時間/月)	16.1	19.7	21.6	17.2	16.2	15.6

(注) 1 任命権者の平均である。

2 超過勤務時間数は、年間の総超過勤務時間数を職員数及び月数（12）で除して算出したものである。

(4) 心身の健康管理

職員が心身ともに健康で職務に従事できることは、職業生活と家庭生活の両立、さらには、多様な県民ニーズにこたえ、質の高い行政サービスを提供していく観点からも重要である。

任命権者においては、これまでも職員の心身の健康管理対策として様々な取組がなされてきている。特に東日本大震災津波の発生以降は、復旧・復興に伴う業務量の増加などが職員に与える影響を考慮し、メンタルヘルスチェックや健康相談なども行われているところである。しかしながら、長期療養者のうち精神疾患によるものの割合が高い傾向が継続している。

本委員会としては、引き続き復興の推進が求められる中で、職員の心身の健康面に対する十分な配慮が必要であると考えことから、任命権者において、メンタルヘルス対策、管理監督者による職場環境の改善や職員の不調の早期発見等の支援など重点的かつ能動的な取組が継続されることを期待するものである。

長 期 療 養 者 数 の 推 移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
A. 長期療養者（人）	148	144	125	114	130	120
B. うち精神疾患による長期療養者（人）	98	105	86	74	81	84
B/A（%）	66.2	72.9	68.8	64.9	62.3	70.0

(注) 1 知事部局、教育委員会及び警察本部の合計である。

2 長期療養者とは、療養のため休職した者をいうものである。

(5) ハラスメント対策

パワー・ハラスメントなどのいわゆるハラスメントについては、任命権者において防止等に関する基本方針や要綱の策定、相談窓口の設置等の取組が進められてきたところである。

ハラスメントは、職員の勤労意欲を減退させ、ひいては職員の心の健康に悪影響を及ぼす要因にもなり得るものであることから、その防止に向け、職員への一層の意識啓発と相談窓口等の周知を行う必要があると考える。

本委員会としては、本年9月に任命権者に対し、ハラスメント対策の一層の充実を文書で要請したところであるが、引き続きハラスメントの無い職場環境づくりを目指した取組が推進されることを期待するものである。

3 公務員の高齢期の雇用問題

本年の人事院報告では、民間同様のフルタイム中心の勤務の実現を通じて再任用職員の能力及び経験を本格的に活用する必要があるとあり、引き続き公務内外における高齢期雇用の実情等の把握に努めつつ、各府省において再任用職員の能力及び経験の一層の活用が図られるよう取り組む旨言及したところである。また、総務省は平成25年3月の通知において、地方公務員の雇用と年金を確実に接続するため、年金支給開始年齢に達するまでは原則として再任用希望者をフルタイムの職に再任用すること等を地方公共団体に要請している。

本年4月における本県の再任用職員は、全体で274人と、昨年の236人から38人(16.1%)増加し、そのうちフルタイム勤務が約7割となっている。また、来年度には年金支給開始年齢が62歳に引き上げられ、年金支給開始まで最長2年間となることから今後も再任用希望者の増加が見込まれるところである。

このため、任命権者は再任用を希望する職員の再任用に努めているが、今後の再任用希望者の増加、若年層の人口減少に伴う新規採用の困難性等も考慮し、それぞれの定員事情や人員構成の特性等を踏まえた計画的な人事管理、再任用職員の能力及び経験を有効に活用できる配置等について、国や他の都道府県における動向等にも留意しながら、早急に検討を進める必要があると考える。

なお、再任用職員の給与については、本年の人事院報告では、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続きその在り方について必要な検討を行っていくとしていることから、本県においても他の都道府県の動向等を踏まえて、検討を進める必要があると考える。

(附属資料 第13表 参照)

4 地方公務員法の改正

人事評価制度の導入等による能力及び実績に基づく人事管理の徹底や、元職員による働きかけの禁止等の規制の導入による退職管理の適正の確保を主な内容とした改正地方公務員法が、平成28年4月1日から施行されることから、関係条例や規則の整備、職員への周知等、適切に対応を進めていく必要があると考える。

IV おわりに

本年の給与勧告は、公民較差を踏まえ月例給は給料表の引上げ改定、特別給は期末手当及び勤勉手当の双方について引上げ改定を行うこととした。また、世代間の給与配分の見直しや諸手当の改定を行うこととした。

東日本大震災津波からの復興事業がピークを迎えている中、全ての職員がそれぞれの職務に全力を挙げて精励していると認識している。職員にあっては、県民の公務に寄せる期待と信頼にこたえるよう、高い倫理感を保ち、県民の視点に立ってその職責を果たされることを要望する。

議会及び知事におかれては、地方公務員法に定める職員の給与決定の根本基準、給与勧告制度の意義や役割に加え、上記の状況を十分に理解され、別紙第2の勧告を実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、職員の給与について次の措置を講じられるよう勧告する。

I 改定の内容

1 本年の給与改定

(1) 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の改正

ア 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

イ 初任給調整手当

(ア) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を 413,300 円とすること。

(イ) 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を 50,500 円とすること。

ウ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 平成 27 年 12 月期の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

期末手当の支給割合を 1.4 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.85 月分とすること。再任用職員については、期末手当の支給割合を 0.825 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.4 月分とすること。

b 特定幹部職員

期末手当の支給割合を 1.2 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.05 月分とすること。再任用職員については、期末手当の支給割合を 0.725 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.5 月分とすること。

(イ) 平成 28 年 6 月期以降の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.225 月

分及び 1.375 月分とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.775 月分とすること。再任用職員については、6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.65 月分及び 0.8 月分とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.375 月分とすること。

b 特定幹部職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.025 月分及び 1.175 月分とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.975 月分とすること。再任用職員については、6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.55 月分及び 0.7 月分とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.475 月分とすること。

(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

ア 給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

イ 期末手当

(ア) 平成 27 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.7 月分とすること。

(イ) 平成 28 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.55 月分とすること。

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

ア 給料表

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

イ 特定任期付職員の期末手当

(ア) 平成 27 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.7 月分とすること。

(イ) 平成 28 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.55 月分とすること。

2 平成 28 年 4 月 1 日からの給与改定

(1) 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の改正

ア 給料表

1の(1)のアによる改定後の給料表を別記第4のとおり改定すること。

イ 地域手当

(ア) 地域手当の支給割合を次に掲げる級地の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。

- a 1級地 100分の20
- b 2級地 100分の16
- c 3級地 100分の15
- d 4級地 100分の12
- e 5級地 100分の10
- f 6級地 100分の6
- g 7級地 100分の3

(イ) 医師及び歯科医師に係る特例について、当分の間、支給割合を100分の16とすること。

ウ 単身赴任手当

単身赴任手当の基礎額を月額30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度を月額70,000円とすること。

エ 管理職員特別勤務手当

(ア) 特定管理職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第1項、第4条及び第5条又は市町村立学校職員の給与等に関する条例第26条の2第1項、第26条の3及び第26条の4の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間（正規の勤務時間以外の時間に限る。）に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

(イ) (ア)の管理職員特別勤務手当の額は、(ア)による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とすること。

(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

1の(2)のアによる改定後の給料表を別記第5のとおり改定すること。

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

1の(3)のアによる改定後の給料表を別記第6のとおり改定すること。

II 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、Ⅰの 1 の(1)のウの(ア)、(2)のイの(ア)及び(3)のイの(ア)については同年 12 月 1 日から、Ⅰの 1 の(1)のウの(イ)、(2)のイの(イ)、(3)のイの(イ)、2 及びⅡの 2 の(1)については、平成 28 年 4 月 1 日から実施すること。

2 経過措置等

(1) 平成 31 年 3 月 31 日までの間における差額の支給

ア Ⅰの 2 による改定後の給料表の適用の日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成 31 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。

イ 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（アの職員を除く。）についてアによる給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、アに準じて、給料を支給すること。

ウ 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮してア又はイによる給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、ア又はイに準じて、給料を支給すること。

(2) その他所要の措置

(1)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別記第1
行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	139,400	189,400	226,100	264,900	292,000	323,000	368,200	414,600	466,000	529,900
	2	140,500	191,200	228,000	267,000	294,300	325,300	370,800	417,100	469,100	532,900
	3	141,700	193,000	229,900	269,000	296,600	327,600	373,400	419,600	472,200	536,100
	4	142,800	194,800	231,700	271,100	298,900	329,900	376,000	422,100	475,300	539,300
	5	143,900	196,400	233,400	273,000	301,000	332,200	378,100	424,000	478,100	542,400
	6	145,000	198,200	235,300	275,100	303,300	334,300	380,600	426,300	481,200	544,800
	7	146,100	200,000	237,200	277,200	305,600	336,500	383,100	428,500	484,300	547,300
	8	147,200	201,800	239,000	279,300	307,900	338,700	385,600	430,700	487,400	549,800
	9	148,300	203,400	240,700	281,400	310,100	340,800	388,200	432,800	490,200	552,200
	10	149,700	205,200	242,600	283,500	312,400	343,000	390,900	434,900	493,300	554,100
	11	151,000	207,000	244,400	285,600	314,700	345,200	393,600	437,000	496,300	555,900
	12	152,300	208,800	246,300	287,700	317,000	347,400	396,300	439,200	499,400	557,800
	13	153,600	210,400	247,900	289,800	319,200	349,400	398,700	440,900	502,000	559,600
	14	155,100	212,300	249,800	291,900	321,400	351,500	401,000	442,800	504,400	561,100
	15	156,600	214,200	251,600	294,000	323,600	353,600	403,300	444,800	506,600	562,600
	16	158,200	216,100	253,400	296,100	325,800	355,700	405,700	446,800	509,000	563,900
	17	159,500	217,800	255,000	298,000	327,800	357,500	407,600	448,700	511,300	565,300
	18	161,000	219,700	257,000	300,100	329,900	359,500	409,600	450,500	512,800	566,500
	19	162,500	221,600	259,000	302,200	332,000	361,500	411,500	452,300	514,300	567,700
	20	164,000	223,500	261,000	304,300	334,000	363,400	413,400	454,100	515,700	568,900
	21	165,400	225,200	262,900	306,200	336,100	365,500	415,000	455,900	516,900	570,100
	22	168,100	227,100	264,800	308,300	338,200	367,400	416,800	457,400	518,400	
	23	170,700	229,000	266,700	310,400	340,300	369,400	418,700	458,900	519,900	
	24	173,300	230,900	268,500	312,500	342,400	371,400	420,700	460,400	521,400	
	25	176,000	232,500	270,500	314,400	343,900	373,300	422,500	461,700	522,600	
	26	177,700	234,300	272,400	316,500	345,900	375,300	424,000	462,900	523,700	
	27	179,400	236,000	274,300	318,600	347,900	377,300	425,600	464,100	524,900	
	28	181,100	237,800	276,200	320,700	349,900	379,300	427,200	465,200	526,100	
	29	182,600	239,100	277,900	322,700	351,600	380,900	428,800	466,200	527,200	
	30	184,400	240,600	279,800	324,800	353,500	382,700	430,100	466,900	528,100	
	31	186,200	242,100	281,700	326,900	355,400	384,500	431,400	467,700	529,000	
	32	187,800	243,600	283,600	329,000	357,300	386,200	432,700	468,400	529,900	
	33	189,400	244,900	285,300	330,600	359,200	388,000	433,900	469,100	530,700	
	34	190,900	246,400	287,200	332,600	361,000	389,400	435,200	469,900	531,600	
	35	192,400	247,900	289,100	334,700	362,800	391,000	436,500	470,600	532,500	
	36	193,900	249,500	291,000	336,800	364,500	392,600	437,700	471,400	533,200	
	37	195,200	250,800	292,700	338,700	366,000	394,000	438,900	472,200	534,100	
	38	196,500	252,400	294,500	340,700	367,300	395,200	439,700	472,900	535,000	
	39	197,800	254,000	296,300	342,700	368,700	396,400	440,400	473,700	535,900	
	40	199,100	255,600	298,100	344,700	370,100	397,600	441,100	474,500	536,800	
	41	200,300	257,000	299,800	346,600	371,600	398,700	441,700	475,300	537,700	
	42	201,600	258,400	301,500	348,500	372,500	399,900	442,400	476,000		
	43	202,900	259,800	303,200	350,400	373,600	401,100	443,100	476,800		
	44	204,200	261,200	304,900	352,300	374,700	402,300	443,800	477,400		
	45	205,400	262,300	306,300	353,800	375,400	403,000	444,600	478,200		
	46	206,700	263,700	308,000	355,300	376,300	403,700	445,400			
	47	208,000	265,100	309,700	356,800	377,200	404,400	446,100			
	48	209,300	266,500	311,400	358,300	378,100	405,100	446,900			

	49	210,300	267,800	312,600	360,000	379,100	405,700	447,500		
	50	211,400	269,000	314,200	360,700	379,900	406,300	448,200		
	51	212,500	270,300	315,800	361,900	380,700	407,000	449,000		
	52	213,600	271,600	317,400	362,900	381,500	407,700	449,800		
	53	214,800	272,700	319,100	363,800	382,200	408,300	450,400		
	54	215,800	273,800	320,700	364,900	382,900	409,000	451,200		
	55	216,800	275,100	322,300	365,900	383,600	409,700	452,000		
	56	217,800	276,400	323,900	367,000	384,300	410,200	452,600		
	57	218,600	277,400	325,400	367,900	384,700	410,800	453,200		
	58	219,600	278,500	326,600	368,600	385,300	411,300	454,000		
	59	220,500	279,600	327,800	369,300	386,000	411,800	454,800		
	60	221,500	280,700	329,000	370,000	386,700	412,400	455,600		
再任 用職 員以 外の 職員	61	222,200	281,900	329,800	370,500	387,000	412,900	456,200		
	62	223,200	282,900	330,700	371,100	387,700	413,600			
	63	224,200	283,900	331,500	371,800	388,200	414,200			
	64	225,200	284,900	332,300	372,500	388,700	414,800			
	65	225,800	285,700	333,200	372,700	389,200	415,100			
	66	226,800	286,600	333,600	373,400	389,700	415,700			
	67	227,800	287,500	334,400	374,100	390,200	416,400			
	68	228,900	288,400	335,200	374,800	390,700	416,900			
	69	229,700	289,400	336,000	375,100	391,100	417,400			
	70	230,500	290,200	336,700	375,600	391,600	418,100			
	71	231,300	291,000	337,400	376,300	392,300	418,800			
	72	232,100	291,800	338,100	376,800	392,800	419,500			
	73	232,900	292,600	338,600	377,100	393,100	420,000			
	74	233,600	293,100	339,200	377,600	393,800	420,700			
	75	234,300	293,600	339,800	378,300	394,500	421,400			
	76	235,000	294,100	340,400	378,800	395,000	422,100			
	77	235,600	294,200	340,700	379,200	395,400	422,600			
	78	236,400	294,600	341,200	379,600	396,100				
	79	237,200	294,800	341,600	380,200	396,800				
	80	238,000	295,200	342,100	380,600	397,500				
	81	238,700	295,400	342,500	381,100	398,000				
	82	239,400	295,500	343,000	381,700	398,700				
	83	240,100	295,900	343,500	382,300	399,400				
	84	240,800	296,200	344,000	382,700	400,100				
	85	241,400	296,500	344,300	383,300	400,600				
	86	242,100	296,800	344,600	383,900	401,300				
	87	242,800	297,100	345,100	384,500	402,000				
	88	243,500	297,500	345,400	385,100	402,700				
	89	244,100	297,800	345,600	385,800	403,200				
	90	244,600	298,200	345,900	386,400					
	91	245,100	298,600	346,400	387,000					
	92	245,600	299,000	346,700	387,600					
	93	245,900	299,100	346,900	388,300					
	94		299,300	347,200						
	95		299,700	347,700						
	96		300,100	348,000						
	97		300,300	348,100						
	98		300,600	348,600						
	99		301,000	349,100						
	100		301,400	349,400						

101		301,600	349,700							
102		301,900	350,100							
103		302,300	350,500							
104		302,600	350,900							
105		302,800	351,400							
106		303,100	351,800							
107		303,500	352,200							
108		303,800	352,600							
109		304,000	353,100							
110		304,400	353,500							
111		304,800	353,900							
112		305,100	354,200							
113		305,200	354,700							
114		305,500								
115		305,800								
116		306,200								
117		306,400								
118		306,600								
119		306,700								
120		306,800								
121		306,900								
122		307,000								
123		307,300								
124		307,600								
125		308,000								
再任用職員	185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500	529,500

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	161,900	177,500	204,100	243,800	294,500	322,300	351,600	387,400	429,500
	2	163,600	179,300	206,100	245,600	296,800	324,600	353,900	389,600	431,400
	3	165,400	181,100	208,100	247,400	299,100	326,900	356,200	391,800	433,300
	4	167,100	182,900	210,100	249,200	301,400	329,200	358,500	393,800	435,200
	5	168,600	184,800	212,100	251,100	303,300	331,600	360,600	395,700	436,600
	6	170,500	187,100	214,100	253,000	305,600	333,800	362,800	397,700	438,300
	7	172,300	189,400	216,100	254,900	307,900	336,100	365,000	399,700	439,900
	8	174,200	191,700	217,900	256,600	310,200	338,400	367,200	401,400	441,500
	9	175,900	193,900	220,000	258,100	312,300	340,300	369,100	403,300	443,100
	10	177,600	196,500	221,800	260,000	314,600	342,600	371,300	405,300	444,800
	11	179,300	199,000	223,600	261,700	316,900	344,900	373,500	407,400	446,500
	12	181,000	201,500	225,400	263,500	319,200	347,200	375,700	409,500	448,200
	13	182,900	203,900	227,300	265,200	321,300	349,300	377,900	411,200	449,300
	14	185,000	205,700	229,200	266,800	323,600	351,500	380,100	413,300	450,900
	15	187,100	207,500	231,100	268,400	325,900	353,700	382,300	415,400	452,700
	16	189,200	209,300	233,000	269,900	328,200	355,900	384,500	417,500	454,500
	17	191,400	211,200	234,500	271,200	330,100	358,000	386,200	419,300	456,100
	18	193,800	213,100	236,300	273,100	332,400	360,100	388,200	421,000	457,900
	19	196,200	215,000	238,100	274,900	334,600	362,200	390,300	422,700	459,700
	20	198,600	216,700	239,900	276,700	336,900	364,300	392,300	424,400	461,500
	21	201,100	218,400	241,700	278,100	339,000	366,500	394,200	426,100	463,100
	22	202,900	220,200	243,200	280,000	341,100	368,500	396,300	427,700	464,900
	23	204,700	222,000	244,700	281,900	343,200	370,600	398,400	429,200	466,600
	24	206,500	223,800	246,000	283,800	345,300	372,700	400,500	430,800	468,400
	25	208,400	225,500	247,300	285,300	347,100	374,500	402,100	432,000	469,800
	26	210,200	227,200	248,900	287,500	349,200	376,600	404,200	433,400	471,100
	27	212,000	228,900	250,500	289,700	351,300	378,700	406,300	435,000	472,600
	28	213,600	230,600	252,100	291,900	353,400	380,800	408,400	436,600	473,800
	29	215,500	232,000	253,500	294,200	355,600	382,700	410,000	437,900	475,000
	30	217,300	233,800	254,900	296,200	357,700	384,800	411,800	439,600	475,700
	31	219,100	235,600	256,400	298,200	359,800	386,900	413,500	441,300	476,400
	32	220,900	237,400	257,900	300,200	361,900	389,000	415,200	443,000	477,100
	33	222,600	239,000	259,100	302,100	363,500	390,900	417,000	444,100	477,600
	34	224,300	240,600	260,600	304,000	365,600	393,000	418,500	445,800	478,400
	35	226,000	242,200	262,000	305,900	367,600	395,100	420,100	447,500	479,100
	36	227,700	243,600	263,500	307,800	369,700	397,100	421,700	449,100	479,900
	37	229,100	244,900	264,600	309,600	371,700	398,800	422,700	450,500	480,500
	38	230,900	246,400	266,100	311,500	373,800	400,300	424,200	451,200	481,200
	39	232,700	247,900	267,600	313,400	375,900	401,700	425,700	451,900	482,000
	40	234,500	249,400	269,000	315,300	378,000	403,100	427,200	452,600	482,800
	41	236,100	250,900	270,200	317,200	380,000	404,300	428,800	453,000	483,400
	42	237,600	252,300	271,900	319,100	382,100	405,400	430,100	453,600	484,200
	43	239,100	253,800	273,600	321,000	384,200	406,400	431,400	454,300	485,000
	44	240,400	255,300	275,200	322,900	386,300	407,400	432,700	454,900	485,600
	45	241,700	256,500	276,700	324,800	388,000	408,600	433,500	455,700	486,200
	46	243,000	258,000	278,400	326,700	389,700	409,800	434,300	456,400	486,800
	47	244,300	259,400	280,100	328,600	391,400	411,000	435,100	457,000	487,400
	48	245,600	260,900	281,800	330,500	393,100	412,200	435,900	457,700	488,000

	49	246,700	262,000	283,600	331,900	394,500	413,500	436,400	458,400
	50	248,100	263,500	285,300	333,500	395,500	414,300	437,200	459,000
	51	249,600	265,000	287,000	335,200	396,500	415,100	438,000	459,700
	52	250,900	266,500	288,700	336,900	397,500	415,900	438,800	460,400
	53	252,100	267,600	290,000	338,600	398,800	416,400	439,300	461,100
	54	253,600	269,000	291,800	340,400	399,900	417,100	440,000	461,800
	55	255,000	270,700	293,600	342,200	401,100	417,800	440,700	462,500
	56	256,500	272,300	295,400	344,000	402,300	418,400	441,300	463,000
	57	257,600	273,700	297,000	345,200	403,600	418,900	441,900	463,700
	58	258,900	275,400	298,800	346,900	404,400	419,300	442,500	464,300
	59	260,200	277,100	300,600	348,600	405,200	419,900	443,000	465,000
	60	261,500	278,800	302,400	350,300	406,000	420,500	443,600	465,700
	61	262,800	280,400	304,000	352,000	406,200	421,000	444,200	466,400
	62	264,000	282,000	305,800	353,700	406,900	421,600	444,800	
	63	265,400	283,600	307,600	355,400	407,600	422,000	445,300	
	64	266,800	285,200	309,400	357,100	408,300	422,400	445,900	
	65	268,200	286,600	310,800	358,800	408,600	422,800	446,400	
	66	269,500	288,100	312,500	360,400	409,300	423,400	447,000	
	67	270,900	289,600	314,200	362,000	410,000	423,800	447,600	
	68	272,300	291,100	315,900	363,600	410,700	424,300	447,900	
再任 用職 員以 外の 職員	69	273,500	292,700	317,500	364,900	411,100	424,800	448,600	
	70	274,900	294,300	319,000	366,300	411,600	425,300	449,200	
	71	276,300	295,900	320,500	367,600	412,200	425,900	449,800	
	72	277,700	297,500	322,000	369,000	412,600	426,500	450,400	
	73	279,000	298,900	322,900	370,300	413,000	426,900	451,000	
	74	280,400	300,200	324,600	371,400	413,400	427,500	451,600	
	75	281,800	301,700	326,300	372,800	414,000	428,100	452,200	
	76	283,200	303,200	328,000	374,100	414,500	428,400	452,800	
	77	284,400	304,300	329,800	375,400	415,000	428,900	453,500	
	78	285,600	305,800	331,500	376,600	415,500	429,500		
	79	286,800	307,300	333,100	377,800	416,100	430,100		
	80	288,000	308,800	334,800	379,000	416,600	430,700		
	81	289,300	310,300	336,500	380,300	417,000	431,200		
82	290,400	311,700	338,200	381,500	417,600	431,800			
83	291,700	313,100	339,900	382,700	418,200	432,400			
84	293,000	314,500	341,600	383,900	418,500	433,000			
85	294,200	315,700	343,100	385,000	419,000	433,600			
86	295,400	317,200	344,600	385,600	419,600	434,200			
87	296,600	318,700	346,100	386,000	420,200	434,800			
88	297,800	320,200	347,600	386,600	420,700	435,400			
89	299,000	321,700	348,900	387,200	421,300	436,000			
90	300,200	323,200	350,100	387,800	421,900				
91	301,400	324,700	351,400	388,400	422,500				
92	302,600	326,200	352,800	389,000	423,100				
93	303,400	327,500	354,200	389,300	423,700				
94	304,700	328,900	355,700	389,700	424,300				
95	306,000	330,300	357,200	390,300	424,900				
96	307,300	331,700	358,700	390,700	425,500				
97	308,400	332,900	359,900	391,000	426,100				
98	309,600	334,200	361,100	391,400					
99	310,800	335,500	362,200	392,000					
100	312,000	336,800	363,400	392,500					

101	313,200	338,200	364,600	392,900					
102	314,300	339,100	365,700	393,400					
103	315,400	340,300	366,800	394,000					
104	316,500	341,500	368,000	394,500					
105	317,300	342,600	369,200	394,800					
106	317,900	343,700	369,800	395,300					
107	318,500	344,800	370,400	395,800					
108	319,200	345,900	371,000	396,100					
109	319,700	347,100	371,600	396,400					
110	320,100	348,100	372,000	396,900					
111	320,700	349,100	372,600	397,400					
112	321,300	350,100	373,000	397,900					
113	322,100	351,000	373,300	398,200					
114	322,800	351,800	373,700	398,700					
115	323,500	352,800	374,300	399,200					
116	324,300	353,800	374,800	399,700					
117	324,900	354,900	375,200	400,100					
118	325,700	355,300	375,700	400,600					
119	326,500	355,900	376,300	401,100					
120	327,300	356,500	376,800	401,600					
121	327,900	356,800	376,900	402,000					
122	328,200	357,100	377,500	402,500					
123	328,700	357,600	378,100	403,000					
124	329,200	357,900	378,500	403,500					
125	329,500	358,300	379,000	403,900					
126		358,700	379,500						
127		359,200	380,000						
128		359,600	380,500						
129		360,000	380,800						
130		360,400	381,300						
131		360,800	381,800						
132		361,200	382,300						
133		361,400	382,600						
134		361,900	383,100						
135		362,400	383,500						
136		362,700	384,000						
137		363,000	384,300						
138		363,400	384,800						
139		363,900	385,300						
140		364,400	385,800						
141		364,700	386,100						
142		365,200							
143		365,700							
144		366,200							
145		366,500							
再任用職員	239,400	251,100	255,400	291,500	308,800	323,200	347,300	383,100	415,400

教育職給料表
ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	152,900	197,200	257,900	333,800	423,600
	2	154,400	198,900	260,700	336,100	425,400
	3	155,900	200,400	263,500	338,400	427,200
	4	157,400	202,100	266,300	340,700	429,000
	5	159,100	203,900	268,900	343,000	430,500
	6	161,000	205,600	271,600	345,300	432,100
	7	162,800	207,300	274,200	347,600	434,000
	8	164,600	208,800	276,800	349,900	435,900
	9	166,400	210,600	279,400	352,100	437,700
	10	168,500	212,500	282,100	354,300	439,500
	11	170,500	214,400	284,800	356,500	441,400
	12	172,500	216,300	287,500	358,700	443,300
	13	174,500	218,000	290,000	360,900	445,000
	14	176,700	220,000	292,500	362,900	446,900
	15	178,900	222,000	295,200	364,800	448,800
	16	181,100	224,000	297,900	366,900	450,700
	17	183,400	225,900	300,600	368,700	452,300
	18	186,000	228,600	303,300	370,700	454,000
	19	188,500	231,300	306,000	372,700	455,700
	20	191,000	234,000	308,700	374,700	457,400
	21	193,500	236,800	311,400	376,600	459,000
	22	195,200	239,700	314,100	378,600	460,800
	23	196,900	242,600	316,600	380,600	462,700
	24	198,600	245,300	319,300	382,400	464,400
	25	200,100	247,900	322,000	383,800	466,100
	26	201,800	250,700	324,400	385,700	467,800
	27	203,500	253,500	326,800	387,600	469,400
	28	205,000	256,300	329,200	389,500	471,100
	29	206,500	259,100	331,600	391,400	472,900
	30	208,200	261,700	333,500	393,400	474,500
	31	209,900	264,300	335,700	395,400	476,100
	32	211,600	266,900	337,900	397,400	477,800
	33	213,200	269,300	340,100	399,100	479,500
	34	215,000	271,900	342,300	400,800	480,500
	35	216,800	274,400	344,500	402,500	481,500
	36	218,600	276,900	346,700	404,300	482,300
	37	220,100	279,400	348,900	405,500	483,400
	38	221,900	281,800	351,100	407,000	
	39	223,700	284,400	353,300	408,400	
	40	225,500	287,000	355,500	409,900	
	41	227,400	289,500	357,500	411,600	
	42	229,200	292,100	359,600	413,000	
	43	231,000	294,600	361,700	414,400	
	44	232,600	297,100	363,800	416,000	
	45	234,300	299,400	365,900	417,500	
	46	236,000	301,900	368,000	418,800	
	47	237,700	304,400	370,000	420,400	
	48	239,400	307,100	372,100	422,000	

49	241,000	309,600	373,800	423,700
50	242,700	312,100	375,700	425,100
51	244,400	314,600	377,700	426,700
52	246,100	317,100	379,700	428,300
53	247,500	319,500	381,700	429,900
54	249,000	321,700	383,500	431,400
55	250,600	323,900	385,300	433,000
56	252,300	326,100	387,100	434,600
57	253,800	328,200	388,400	436,100
58	255,200	330,400	390,100	437,500
59	256,800	332,600	391,800	438,800
60	258,400	334,700	393,500	440,200
61	259,800	336,900	394,800	441,800
62	261,400	339,100	396,200	443,200
63	263,000	341,300	397,600	444,700
64	264,500	343,500	398,900	446,100
65	266,000	345,500	400,300	447,800
66	267,700	347,700	401,600	449,300
67	269,300	349,900	403,000	450,700
68	271,000	352,100	404,400	452,300
69	272,500	354,100	405,700	453,900
70	274,000	356,200	407,000	455,300
71	275,500	358,300	408,400	456,900
72	277,000	360,400	409,800	458,500
73	278,100	362,200	411,100	460,000
74	279,500	364,100	412,500	461,000
75	280,900	366,100	413,900	462,000
76	282,300	368,000	415,300	462,800
77	283,700	370,000	416,500	463,600
78	284,900	371,700	417,800	
79	286,100	373,400	419,100	
80	287,300	375,100	420,500	
81	288,600	376,400	420,900	
82	289,800	377,900	422,200	
83	291,000	379,400	423,400	
84	292,200	380,900	424,700	
85	293,300	382,000	425,900	
86	294,500	383,400	427,100	
87	295,700	384,800	428,300	
88	296,900	386,200	429,400	
89	298,100	387,500	430,500	
90	299,300	388,800	431,500	
91	300,500	390,100	432,500	
92	301,700	391,400	433,500	
93	302,500	392,600	434,500	
94	303,500	393,800	435,600	
95	304,700	395,100	436,600	
96	305,900	396,400	437,700	
97	306,900	397,800	438,600	
98	308,000	398,800	439,300	
99	309,100	399,900	440,100	
100	310,200	401,000	440,700	

再任
用職
員以
外の
職員

101	311,100	401,900	441,500		
102	312,200	402,900	442,100		
103	313,300	404,000	442,700		
104	314,400	405,100	443,300		
105	315,000	405,700	443,800		
106	315,900	406,700	444,400		
107	316,700	407,700	445,000		
108	317,500	408,700	445,600		
109	318,400	409,400	446,200		
110	318,700	410,300			
111	319,200	411,200			
112	319,700	411,900			
113	320,300	412,500			
114	320,600	413,100			
115	321,100	413,700			
116	321,600	414,300			
117	322,200	414,900			
118	322,700	415,700			
119	323,200	416,200			
120	323,700	417,000			
121	324,200	417,600			
122	324,600	417,900			
123	325,100	418,400			
124	325,600	418,700			
125	326,200	419,100			
126	326,400	419,600			
127	326,600	420,100			
128	326,900	420,600			
129	327,200	421,000			
130	327,500	421,500			
131	327,800	422,000			
132	328,100	422,500			
133	328,300	422,900			
134	328,400	423,400			
135	328,500	423,900			
136	328,600	424,400			
137	328,800	424,800			
138	329,000				
139	329,300				
140	329,600				
141	329,800				
142	329,900				
143	330,200				
144	330,400				
145	330,700				
146	330,900				
147	331,200				
148	331,500				
149	331,700				
150	331,900				
151	332,200				
152	332,500				
153	332,700				
再任用職員	234,000	277,500	306,800	335,400	421,200

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	153,100	169,000	258,100	289,800	413,200
	2	154,600	171,100	260,900	292,900	414,700
	3	156,100	173,200	263,700	296,000	416,200
	4	157,600	175,400	266,500	299,100	417,700
	5	159,300	177,400	269,100	301,800	419,000
	6	161,200	179,600	271,800	304,500	420,500
	7	163,000	181,800	274,400	307,600	422,100
	8	164,800	184,000	277,000	310,700	423,700
	9	166,600	186,300	279,600	313,700	425,100
	10	168,700	189,100	282,300	316,600	426,500
	11	170,700	191,800	285,000	319,500	427,900
	12	172,700	194,500	287,700	322,400	429,300
	13	174,700	197,400	290,200	325,000	430,600
	14	176,900	199,100	292,700	327,300	432,000
	15	179,100	200,600	295,400	329,400	433,400
	16	181,300	202,300	298,100	331,700	434,800
	17	183,600	204,100	300,800	334,000	435,900
	18	186,200	205,800	303,500	336,300	437,100
	19	188,700	207,500	306,200	338,600	438,200
	20	191,200	209,000	308,900	340,900	439,400
	21	193,700	210,800	311,600	343,200	440,500
	22	195,400	212,700	314,300	345,500	441,800
	23	197,100	214,600	316,800	347,800	443,100
	24	198,800	216,500	319,500	350,100	444,400
	25	200,300	218,200	322,200	352,300	445,700
	26	201,900	220,200	324,600	354,200	447,000
	27	203,500	222,200	327,000	356,100	448,200
	28	204,900	224,200	329,400	358,000	449,500
	29	206,600	226,100	331,800	359,900	450,800
	30	208,300	228,800	333,700	361,800	451,900
	31	210,000	231,500	335,900	363,400	453,100
	32	211,700	234,200	338,100	365,300	454,300
	33	213,200	237,000	340,300	367,100	455,500
	34	214,900	239,900	342,400	368,700	456,400
	35	216,600	242,800	344,500	370,500	457,300
	36	218,300	245,500	346,600	372,300	458,000
	37	219,700	248,100	348,700	374,200	458,900
	38	221,400	250,900	350,700	375,800	
	39	223,100	253,700	352,700	377,400	
	40	224,800	256,500	354,700	379,000	
	41	226,600	259,300	356,500	380,200	
	42	228,400	261,900	358,300	381,700	
	43	230,200	264,500	360,100	383,200	
	44	231,800	267,100	361,900	384,700	
	45	233,700	269,500	363,700	386,300	
	46	235,400	272,100	365,400	387,900	
	47	237,100	274,600	367,100	389,500	
	48	238,800	277,100	368,700	391,100	

	49	240,500	279,600	370,000	392,400
	50	242,200	282,000	371,600	393,900
	51	243,900	284,600	373,300	395,400
	52	245,400	287,200	375,000	396,900
	53	246,700	289,700	376,500	398,100
	54	248,400	292,300	378,000	399,400
	55	250,000	294,800	379,500	400,500
	56	251,700	297,300	381,000	401,700
	57	253,000	299,600	382,500	403,000
	58	254,500	302,100	383,900	404,200
	59	256,000	304,600	385,300	405,500
	60	257,500	307,300	386,700	406,800
	61	258,900	309,600	387,600	408,100
	62	260,400	312,100	388,800	409,100
	63	261,900	314,600	390,000	410,500
	64	263,300	317,100	391,200	411,900
	65	264,600	319,500	392,300	413,100
	66	266,200	321,700	393,500	414,200
	67	267,800	323,900	394,500	415,400
	68	269,300	326,100	395,600	416,600
	69	271,000	328,400	396,800	417,600
	70	272,500	330,600	397,700	418,800
	71	274,000	332,800	398,800	420,000
	72	275,500	334,900	400,000	421,200
再任 用職 員以 外の 職員	73	276,600	337,100	401,100	422,000
	74	277,900	339,300	402,200	422,800
	75	279,200	341,500	403,300	423,600
	76	280,500	343,700	404,400	424,400
	77	281,900	345,600	404,900	424,900
	78	283,100	347,500	405,900	425,700
	79	284,300	349,400	406,900	426,300
	80	285,500	351,300	407,900	426,900
	81	286,800	353,100	408,700	427,700
	82	287,800	354,900	409,300	428,200
83	289,000	356,700	409,900	428,600	
84	290,200	358,500	410,500	429,300	
85	291,100	359,900	411,100	430,000	
86	292,100	361,600	411,900	430,300	
87	293,100	363,300	412,600	430,800	
88	294,100	364,900	413,300	431,500	
89	295,200	366,200	413,900	432,200	
90	296,100	367,500	414,600	432,700	
91	297,000	368,900	415,100	433,400	
92	297,900	370,300	415,800	433,700	
93	298,400	371,800	416,300	434,200	
94	299,200	373,100	416,800		
95	300,000	374,400	417,500		
96	300,800	375,700	418,200		
97	301,500	376,700	418,700		
98	302,300	377,700	419,200		
99	303,100	378,700	419,800		
100	303,900	379,700	420,100		

101	304,800	380,800	420,600		
102	305,300	381,800	421,200		
103	305,800	382,800	421,800		
104	306,300	383,800	422,300		
105	306,500	384,500	422,700		
106	306,900	385,400	423,300		
107	307,200	386,300	423,900		
108	307,500	387,300	424,400		
109	307,700	388,200	424,900		
110	307,900	389,200			
111	308,200	390,200			
112	308,500	391,200			
113	308,700	391,800			
114	308,900	392,700			
115	309,100	393,600			
116	309,400	394,500			
117	309,700	395,200			
118	309,900	396,000			
119	310,200	396,800			
120	310,500	397,600			
121	310,600	398,100			
122	310,700	398,900			
123	311,000	399,500			
124	311,300	400,100			
125	311,500	400,800			
126		401,500			
127		401,800			
128		402,400			
129		403,100			
130		403,600			
131		404,200			
132		404,700			
133		405,000			
134		405,600			
135		406,200			
136		406,400			
137		406,800			
138		407,400			
139		408,000			
140		408,600			
141		409,000			
142		409,600			
143		410,200			
144		410,800			
145		411,200			
146		411,800			
147		412,400			
148		413,000			
149		413,400			
再任用職員	225,200	274,200	301,800	328,600	411,000

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	139,600	189,100	278,600	334,800	394,500
	2	140,700	191,600	281,400	337,000	397,400
	3	141,900	194,000	284,200	339,200	400,300
	4	143,000	196,400	287,000	341,400	403,100
	5	144,100	198,900	289,400	343,400	405,300
	6	145,400	201,200	292,000	345,500	408,100
	7	146,700	203,500	294,800	347,600	410,900
	8	148,000	205,700	297,600	349,700	413,600
	9	149,100	207,800	300,200	351,800	416,300
	10	150,800	210,100	303,000	353,900	419,100
	11	152,400	212,400	305,800	356,000	421,900
	12	154,000	214,700	308,600	358,100	424,700
	13	155,500	216,900	311,200	360,200	427,400
	14	157,400	219,300	314,000	362,100	430,200
	15	159,300	221,700	316,600	363,900	433,000
	16	161,300	224,100	319,400	365,900	435,800
	17	163,100	226,300	322,000	367,800	438,300
	18	165,300	229,100	324,300	369,600	440,900
	19	167,500	232,000	326,600	371,600	443,500
	20	169,600	234,900	328,900	373,600	446,100
	21	171,800	237,600	331,300	375,300	448,700
	22	174,200	240,400	333,200	377,300	451,300
	23	176,500	243,200	335,200	379,300	453,900
	24	178,800	246,000	337,300	381,100	456,500
	25	180,900	248,700	339,500	382,700	458,700
	26	183,000	251,400	341,400	384,400	461,000
	27	185,100	254,100	343,300	386,300	463,600
	28	187,200	256,800	345,200	388,200	466,100
	29	189,200	259,600	346,500	390,100	468,600
	30	191,000	262,000	348,200	392,100	471,200
	31	192,800	264,400	349,900	394,100	473,800
	32	194,400	266,800	351,600	396,100	476,400
	33	196,200	268,800	353,000	397,700	478,700
	34	198,100	271,300	354,500	399,500	481,200
	35	200,000	273,700	356,000	401,100	483,700
	36	201,900	276,100	357,500	402,900	486,200
	37	203,600	278,100	358,900	404,200	488,500
	38	205,500	280,000	360,300	405,700	491,000
	39	207,400	281,900	361,700	407,100	493,300
	40	209,300	283,800	363,100	408,500	495,800
	41	211,100	285,300	364,000	409,900	498,000
	42	213,000	286,600	365,200	411,300	500,300
	43	214,900	287,900	366,500	412,800	502,400
	44	216,800	289,200	367,700	414,400	504,700
	45	218,700	290,200	368,900	415,800	506,600
	46	220,700	291,500	370,100	417,100	508,200
	47	222,700	292,800	371,400	418,700	509,800
	48	224,600	294,100	372,700	420,300	511,300

	49	226,400	295,500	373,800	421,600	513,000
	50	228,300	296,800	375,100	423,100	514,500
	51	230,300	298,100	376,400	424,600	515,900
	52	232,300	299,200	377,700	426,100	517,400
	53	234,100	300,400	378,400	427,500	518,600
	54	236,100	301,500	379,400	428,900	519,800
	55	238,100	302,800	380,400	430,300	521,000
	56	239,900	304,100	381,400	431,700	522,200
	57	241,600	305,200	382,300	432,700	523,200
	58	243,100	306,400	383,100	433,900	524,200
	59	244,500	307,600	383,800	435,300	525,200
再任 用職 員以 外の 職員	60	246,000	308,800	384,500	436,500	526,200
	61	247,300	309,900	385,100	437,200	527,300
	62	248,700	311,000	385,800	438,100	528,200
	63	250,100	312,100	386,700	439,100	529,100
	64	251,500	313,200	387,600	440,000	529,800
	65	252,600	314,200	388,300	440,900	530,700
	66	254,000	315,300	389,100	441,800	531,600
	67	255,400	316,400	389,900	442,600	532,500
	68	256,800	317,500	390,700	443,500	533,400
	69	258,100	318,500	391,300	444,100	534,400
	70	259,600	319,600	392,000	444,900	535,300
	71	261,100	320,700	392,700	445,800	536,200
	72	262,600	321,800	393,400	446,700	537,100
	73	264,000	322,600	394,100	447,400	538,100
	74	265,400	323,700	394,700		
	75	266,800	324,800	395,400		
	76	268,200	325,900	396,100		
	77	269,300	327,000	396,800		
	78	270,400	328,000	397,400		
	79	271,700	329,000	397,900		
	80	273,000	330,000	398,400		
	81	274,400	331,100	398,900		
	82	275,700	331,900	399,600		
	83	277,000	332,600	400,100		
	84	278,300	333,400	400,600		
	85	279,500	334,000	401,100		
	86	280,600	334,500	401,600		
	87	281,900	335,000	402,300		
	88	283,200	335,500	403,000		
	89	284,100	335,800	403,400		
	90	285,300	336,300	403,900		
	91	286,500	336,800	404,600		
	92	287,700	337,300	405,300		
	93	288,800	337,600	405,700		
	94	289,800	338,000			
	95	290,800	338,500			
	96	291,800	339,000			
	97	292,400	339,600			
	98	293,300	339,900			
	99	294,200	340,400			
	100	295,100	340,900			

	101	296,000	341,400			
	102	296,700	341,900			
	103	297,400	342,400			
	104	298,100	342,900			
	105	298,900	343,400			
	106	299,400	343,700			
	107	299,900	344,200			
	108	300,400	344,700			
	109	300,600	345,100			
	110	301,000	345,400			
	111	301,300	345,900			
	112	301,600	346,200			
	113	301,800	346,600			
	114	302,100	346,900			
	115	302,400	347,400			
	116	302,700	347,700			
	117	303,000	348,200			
	118	303,400	348,500			
	119	303,800	349,000			
	120	304,200	349,300			
	121	304,500	349,700			
再任用職員		215,700	261,200	286,900	330,100	389,800

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	242,800	328,200	394,900	470,400
2	245,300	331,300	397,800	472,700
3	247,800	334,400	400,700	475,000
4	250,300	337,500	403,600	477,300
5	252,500	340,300	406,300	479,600
6	256,300	343,600	409,100	481,800
7	260,100	346,900	411,900	484,000
8	263,900	350,200	414,700	486,200
9	267,500	353,100	417,300	488,100
10	271,500	356,300	420,000	490,200
11	275,500	359,500	422,700	492,300
12	279,500	362,700	425,400	494,400
13	283,200	365,800	427,900	496,500
14	287,200	369,500	430,400	498,600
15	291,200	373,000	432,700	500,700
16	295,200	376,700	435,200	502,800
17	299,000	380,300	437,300	504,900
18	302,600	382,900	439,700	506,900
19	306,200	385,700	442,100	508,900
20	309,800	388,500	444,500	510,900
21	313,500	391,400	446,400	512,700
22	317,300	394,000	448,800	514,400
23	321,000	396,600	451,200	516,300
24	324,700	399,200	453,400	518,200
25	328,300	401,600	455,500	519,900
26	331,000	403,900	457,800	521,700
27	333,800	406,200	460,100	523,500
28	336,600	408,500	462,400	525,300
29	339,300	410,900	464,600	527,200
30	341,700	413,000	466,900	529,000
31	344,100	414,900	469,200	530,800
32	346,500	417,000	471,500	532,600
33	348,900	419,000	473,400	534,000
34	351,400	421,000	475,500	535,800
35	353,700	423,000	477,600	537,400
36	356,200	425,000	479,700	539,200
37	358,600	427,100	481,800	540,700
38	361,000	429,100	483,600	542,300
39	363,400	431,100	485,400	543,500
40	365,800	433,100	487,200	545,100
41	368,100	435,000	488,900	546,500
42	369,600	436,800	490,700	547,900
43	371,100	438,600	492,500	549,300
44	372,600	440,400	494,300	550,500
45	374,000	442,300	495,600	551,700
46	375,300	444,100	497,300	552,700
47	376,800	445,900	499,100	553,700
48	378,300	447,700	500,900	554,700

49	379,600	449,400	502,500	555,600
50	380,600	451,000	503,800	556,500
51	381,600	452,800	505,100	557,400
52	382,600	454,600	506,400	558,300
53	383,500	456,500	507,700	559,000
54	384,400	457,700	509,000	559,900
55	385,300	458,900	510,300	560,800
56	386,200	460,100	511,600	561,700
57	387,200	461,300	512,600	562,600
58	388,100	462,300	513,300	563,500
59	388,800	463,300	514,000	564,400
60	389,700	464,300	514,700	564,900
61	390,400	465,000	515,600	565,800
62	390,900	465,700	516,300	566,700
63	391,400	466,400	517,200	567,600
64	391,900	467,100	517,900	568,500
65	392,200	467,800	518,800	569,400
66		468,500	519,700	
67		469,200	520,200	
68		469,900	521,100	
69		470,400	522,000	
70		471,100	522,700	
71		471,800	523,600	
72		472,500	524,500	
73		472,800	525,300	
74		473,300	526,200	
75		474,000	527,100	
76		474,700	527,600	
77		475,000	528,400	
78		475,600	529,300	
79		476,200	530,200	
80		476,600	531,100	
81		477,200	531,900	
82		477,600	532,800	
83		478,000	533,700	
84		478,400	534,600	
85		478,700	535,400	
86		479,300	536,300	
87		479,700	537,200	
88		480,200	538,100	
89		480,700	538,900	
90		481,300		
91		481,900		
92		482,300		
93		482,800		
94		482,900		
95		483,500		
96		484,100		
97		484,600		

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	144,300	182,200	217,200	245,300	282,700	331,100	377,000
	2	145,700	183,800	218,800	246,900	284,900	333,200	379,700
	3	147,100	185,400	220,400	248,500	287,100	335,400	382,400
	4	148,500	187,000	222,000	250,100	289,300	337,600	385,100
	5	149,700	188,500	223,600	251,500	291,500	339,600	387,500
	6	151,500	190,100	225,300	253,100	293,700	341,800	390,200
	7	153,200	191,700	227,000	254,600	295,900	344,000	392,900
	8	154,900	193,100	228,700	256,200	298,100	346,200	395,600
	9	156,600	194,700	230,200	257,500	300,200	348,200	397,800
	10	158,300	196,400	232,000	258,900	302,400	350,400	400,100
	11	160,000	197,900	233,600	260,400	304,600	352,600	402,300
	12	161,800	199,600	235,300	261,900	306,800	354,800	404,600
	13	163,300	201,200	237,100	263,200	308,900	356,400	406,700
	14	165,200	202,800	238,700	265,100	311,000	358,400	408,700
	15	167,200	204,400	240,300	267,000	313,100	360,400	410,800
	16	169,100	206,000	241,900	268,800	315,200	362,400	413,000
	17	171,000	207,400	243,300	270,500	317,400	364,400	414,700
	18	172,900	209,100	244,900	272,400	319,500	366,500	416,700
	19	174,600	210,800	246,400	274,300	321,600	368,500	418,800
	20	176,500	212,500	248,000	276,200	323,700	370,600	420,900
	21	178,400	214,000	249,500	278,000	325,500	372,300	422,700
	22	179,900	215,600	250,900	279,900	327,500	374,400	424,300
	23	181,400	217,200	252,400	281,800	329,500	376,500	425,900
	24	182,900	218,800	253,900	283,700	331,500	378,600	427,500
	25	184,500	220,200	255,200	285,500	333,500	380,100	429,000
	26	186,000	221,800	256,900	287,400	335,500	381,900	430,300
	27	187,500	223,400	258,600	289,300	337,500	383,700	431,600
	28	188,800	225,000	260,300	291,200	339,500	385,500	432,900
	29	190,400	226,600	262,000	293,200	341,100	387,300	434,100
	30	191,700	228,300	263,800	295,100	342,900	388,800	435,200
	31	193,000	230,000	265,600	297,000	344,700	390,500	436,300
	32	194,300	231,700	267,400	298,900	346,500	392,200	437,300
	33	195,700	233,300	268,900	300,700	348,300	393,500	438,500
	34	197,100	234,900	270,700	302,500	350,200	394,800	439,700
	35	198,500	236,400	272,500	304,300	352,100	396,100	441,000
	36	199,900	238,000	274,300	306,100	354,000	397,400	442,200
	37	200,900	239,400	275,800	307,600	355,100	398,500	443,500
	38	202,200	241,000	277,500	309,300	356,800	399,700	444,300
	39	203,500	242,600	279,200	311,000	358,500	400,800	445,000
	40	204,800	244,200	280,900	312,700	360,200	402,000	445,800
	41	206,000	245,500	282,600	314,500	361,400	402,800	446,400
	42	207,200	247,000	284,300	316,200	362,600	403,600	447,100
	43	208,400	248,500	286,000	317,900	363,800	404,400	447,900
	44	209,600	250,000	287,700	319,600	365,000	405,200	448,700
	45	210,700	251,400	289,400	320,700	366,200	405,500	449,300
	46	211,800	253,000	291,100	322,200	367,000	406,200	450,100
	47	212,900	254,600	292,800	323,700	368,200	406,900	450,900
	48	214,000	256,200	294,500	325,300	369,300	407,600	451,500

	49	215,100	257,800	295,700	326,800	370,400	408,200	452,100
	50	216,100	259,200	297,300	328,100	371,400	408,900	452,900
	51	217,100	260,600	298,900	329,400	372,400	409,600	453,700
	52	218,100	262,000	300,500	330,700	373,400	410,100	454,500
	53	218,900	263,100	301,900	331,800	374,200	410,700	455,100
	54	219,900	264,500	303,400	332,800	375,100	411,200	
	55	220,800	265,900	304,900	333,900	376,000	411,700	
	56	221,800	267,300	306,400	335,000	376,900	412,300	
	57	222,600	268,400	307,700	335,500	377,500	412,800	
	58	223,500	269,700	309,000	336,400	378,300	413,500	
	59	224,400	271,000	310,300	337,200	379,100	414,100	
	60	225,300	272,300	311,700	338,100	379,900	414,800	
再任 用職 員以 外の 職員	61	226,200	273,400	313,000	338,900	380,300	415,100	
	62	227,200	274,500	314,300	339,100	381,000	415,600	
	63	228,200	275,800	315,600	339,800	381,700	416,300	
	64	229,300	277,100	316,900	340,500	382,400	417,000	
	65	230,000	278,100	318,300	341,100	382,900	417,300	
	66	230,900	279,200	319,100	341,800	383,500		
	67	231,800	280,300	319,900	342,500	384,200		
	68	232,700	281,400	320,700	343,200	384,800		
	69	233,400	282,500	321,300	343,900	385,300		
	70	233,900	283,600	322,000	344,500	385,800		
	71	234,600	284,700	322,700	344,900	386,300		
	72	235,300	285,800	323,300	345,200	386,800		
	73	235,900	286,700	324,100	345,300	387,400		
	74	236,700	287,400	324,200	345,900	387,700		
	75	237,500	288,100	324,800	346,400	388,300		
	76	238,300	288,900	325,400	347,000	388,900		
	77	238,900	289,700	326,000	347,500	389,400		
	78	239,500	290,300	326,500	348,000	389,800		
	79	240,100	290,900	327,000	348,500	390,400		
	80	240,700	291,500	327,500	349,000	391,000		
	81	241,000	292,200	328,100	349,300	391,500		
	82	241,400	292,700	328,600	349,600	392,100		
	83	241,800	293,200	329,100	350,000	392,700		
	84	242,200	293,600	329,600	350,300	393,300		
	85	242,500	293,800	330,100	350,800	394,000		
	86		294,000	330,500	351,100	394,600		
	87		294,200	330,600	351,400	395,200		
	88		294,400	331,000	351,700	395,800		
	89		294,800	331,400	352,100	396,500		
	90		295,000	331,800	352,300			
	91		295,200	332,200	352,700			
	92		295,400	332,600	353,000			
	93		295,800	332,900	353,400			
	94		295,900	333,100	353,600			
	95		296,100	333,500	354,000			
	96		296,400	333,800	354,300			
	97		296,800	334,000	354,600			
	98		297,100	334,300	355,000			
	99		297,400	334,600	355,400			
	100		297,700	334,900	355,800			

	101		298,000	335,100	356,300			
	102		298,100	335,200	356,700			
	103		298,400	335,400	357,100			
	104		298,700	335,500	357,500			
	105		299,000	335,600	358,000			
	106			335,700				
	107			336,100				
	108			336,300				
	109			336,500				
	110			336,900				
	111			337,300				
	112			337,700				
	113			337,900				
再任用職員		186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000	370,000

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	157,700	185,100	233,300	258,300	288,600	334,300
	2	159,100	187,200	235,100	259,500	290,600	336,500
	3	160,600	189,300	236,900	260,800	292,600	338,700
	4	162,000	191,400	238,700	262,100	294,600	340,900
	5	163,400	193,500	240,300	263,200	296,400	343,100
	6	164,900	195,700	241,800	264,600	298,300	345,300
	7	166,400	198,000	243,300	265,700	300,200	347,500
	8	167,900	200,300	244,600	267,100	302,100	349,700
	9	169,200	202,700	245,800	268,500	304,100	351,300
	10	170,900	204,100	247,200	269,600	306,000	353,300
	11	172,500	205,500	248,400	271,200	307,900	355,300
	12	174,100	206,900	249,800	272,800	309,800	357,300
	13	175,600	208,300	251,100	274,200	311,400	359,500
	14	177,600	209,800	252,400	275,800	313,200	361,600
	15	179,600	211,300	253,700	277,400	315,000	363,700
	16	181,600	212,400	255,000	279,000	316,800	365,800
	17	183,800	213,800	256,000	280,600	318,700	367,700
	18	185,900	215,300	257,400	282,100	320,400	369,800
	19	188,000	216,800	258,700	283,600	322,100	371,900
	20	190,100	218,300	260,000	285,100	323,800	374,000
	21	192,200	219,700	261,000	286,700	325,300	375,800
	22	194,400	221,400	262,400	288,300	326,900	377,900
	23	196,600	223,100	263,800	289,900	328,500	380,000
	24	198,800	224,800	265,200	291,300	330,100	382,100
	25	200,900	226,100	266,500	292,700	331,800	384,100
	26	202,200	227,800	268,100	294,500	333,300	385,800
	27	203,500	229,500	269,600	296,300	334,700	387,700
	28	204,800	231,200	271,200	298,100	336,300	389,600
	29	206,000	233,000	272,800	299,700	337,600	391,300
	30	207,100	234,500	274,400	301,400	339,100	393,100
	31	208,400	236,000	276,000	303,100	340,600	395,000
	32	209,500	237,300	277,600	304,800	342,100	396,900
	33	210,800	238,600	279,200	306,300	343,800	398,600
	34	212,100	240,000	280,700	307,900	345,400	400,300
	35	213,400	241,400	282,200	309,500	347,000	402,100
	36	214,700	242,800	283,500	311,100	348,600	403,900
	37	216,100	244,100	285,100	312,500	350,300	405,500
	38	217,500	245,400	286,400	314,100	351,900	407,300
	39	218,900	246,700	287,900	315,700	353,500	409,100
	40	220,300	248,000	289,400	317,300	355,100	410,900
	41	221,300	249,000	291,000	318,900	356,300	412,200
	42	222,700	250,300	292,600	320,400	357,800	413,900
	43	224,100	251,500	294,200	321,700	359,300	415,600
	44	225,500	252,800	295,800	323,200	360,800	417,200
	45	226,900	253,800	297,200	324,300	361,800	418,600
	46	228,400	255,200	298,700	325,700	362,900	420,200
	47	229,900	256,600	300,200	327,100	364,400	421,700
	48	231,200	258,000	301,700	328,600	365,700	423,200

	49	232,300	259,000	302,900	329,900	367,000	424,800
	50	233,700	260,500	304,300	331,300	368,400	426,200
	51	235,100	261,900	305,700	332,600	369,800	427,600
	52	236,500	263,300	307,100	334,000	371,200	429,100
	53	237,800	264,800	308,600	335,400	372,700	430,500
	54	239,100	266,400	310,000	336,800	373,900	432,000
	55	240,400	268,000	311,400	338,200	375,100	433,400
	56	241,700	269,500	312,800	339,600	376,300	434,800
	57	242,900	271,100	313,800	340,500	377,400	435,900
	58	244,200	272,700	315,100	341,800	378,400	436,800
	59	245,400	274,300	316,400	343,000	379,400	437,700
	60	246,700	275,900	317,800	344,300	380,400	438,400
	61	247,700	277,300	319,000	345,500	381,000	439,300
	62	249,000	278,800	320,300	346,300	381,800	440,200
	63	250,300	280,300	321,600	347,600	382,600	441,100
	64	251,600	281,800	322,900	348,900	383,400	442,000
	65	252,400	283,400	324,200	350,000	384,200	442,900
	66	253,700	284,900	325,500	351,200	384,900	443,700
	67	255,100	286,400	326,800	352,400	385,700	444,500
	68	256,500	287,900	328,100	353,500	386,400	445,300
	69	257,600	289,200	328,900	354,500	387,100	446,100
	70	258,900	290,700	330,000	355,600	387,700	
	71	260,200	292,200	331,100	356,700	388,400	
	72	261,500	293,700	332,000	357,800	388,900	
	73	262,900	294,800	333,100	358,100	389,600	
	74	264,200	296,200	333,800	359,200	390,000	
	75	265,500	297,600	335,000	360,300	390,600	
	76	266,800	299,000	336,200	361,400	391,000	
	77	267,700	300,400	337,300	361,900	391,400	
	78	268,900	301,700	338,500	362,700	392,000	
	79	270,200	303,000	339,700	363,500	392,600	
	80	271,500	304,300	340,900	364,300	393,000	
	81	272,600	305,100	341,900	364,900	393,500	
	82	273,700	306,300	343,000	365,400	394,100	
再任	83	274,800	307,500	344,100	366,000	394,700	
用職	84	275,900	308,800	345,200	366,500	395,300	
員以	85	276,800	309,600	346,100	367,100	395,800	
外の	86	277,700	310,800	347,100	367,600	396,400	
職員	87	278,800	312,000	348,000	368,200	397,000	
	88	279,900	313,200	349,000	368,700	397,600	
	89	280,800	314,400	350,100	369,100	398,000	
	90	281,800	315,600	350,900	369,600	398,500	
	91	282,800	316,800	351,700	370,200	399,100	
	92	283,800	318,000	352,500	370,600	399,700	
	93	284,800	318,900	353,200	370,900	400,200	
	94	285,800	319,600	353,700	371,400	400,700	
	95	286,800	320,300	354,400	371,900	401,300	
	96	287,800	320,900	354,900	372,200	401,900	
	97	288,700	321,600	355,200	372,800	402,400	
	98	289,500	321,900	355,500	373,300		
	99	290,300	322,600	356,000	373,800		
	100	291,200	323,300	356,300	374,300		

101	292,000	323,700	356,800	374,900
102	292,800	324,300	357,100	375,400
103	293,600	324,900	357,600	375,900
104	294,400	325,500	357,900	376,300
105	295,100	325,900	358,200	376,900
106	295,600	326,400	358,700	377,400
107	296,100	326,900	359,200	377,900
108	296,600	327,400	359,500	378,400
109	296,800	327,800	360,000	379,000
110	297,200	328,200	360,500	379,500
111	297,400	328,500	361,000	380,000
112	297,800	328,900	361,500	380,500
113	298,100	329,300	362,000	381,100
114	298,200	329,700	362,500	
115	298,600	330,100	363,000	
116	298,900	330,400	363,400	
117	299,200	330,600	363,800	
118	299,500	330,900	364,300	
119	299,800	331,300	364,800	
120	300,200	331,400	365,300	
121	300,500	331,500	365,700	
122	300,900	331,700	366,200	
123	301,300	331,900	366,700	
124	301,700	332,100	367,200	
125	301,900	332,300	367,600	
126	302,000	332,600		
127	302,400	333,000		
128	302,800	333,100		
129	303,000	333,200		
130	303,200	333,600		
131	303,600	334,000		
132	304,000	334,200		
133	304,200	334,500		
134	304,400	334,900		
135	304,800	335,300		
136	305,000	335,700		
137	305,200	336,000		
138	305,500	336,400		
139	305,900	336,800		
140	306,100	337,200		
141	306,300	337,500		
142	306,700	337,900		
143	307,100	338,300		
144	307,400	338,700		
145	307,500	339,000		
146	307,700	339,400		
147	307,900	339,800		
148	308,300	340,200		
149	308,500	340,500		
150	308,700	340,900		
151	309,000	341,300		
152	309,300	341,700		

	153	309,700	342,000				
	154	309,800					
	155	310,000					
	156	310,300					
	157	310,600					
	158	310,900					
	159	311,200					
	160	311,500					
	161	311,900					
	162	312,200					
	163	312,500					
	164	312,800					
	165	313,200					
	166	313,500					
	167	313,800					
	168	314,100					
	169	314,500					
再任用職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400

別記第1備考

各給料表の備考は、現行どおりとする。

別記第2

号 給	給 料 月 額
	円
1	401,000
2	462,000
3	525,000
4	606,000
5	705,000
6	805,000

号 給	給 料 月 額
	円
1	333,000
2	370,000
3	399,000

別記第3

号 給	給 料 月 額
	円
1	378,000
2	427,000
3	480,000
4	543,000
5	618,000
6	722,000
7	845,000

別記第4
行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,400	191,900	228,400	262,200	288,800	319,900	364,600	410,600	461,300	525,200
	2	142,500	193,700	230,100	264,300	291,000	322,100	367,200	413,000	464,400	528,100
	3	143,700	195,500	231,600	266,100	293,300	324,400	369,700	415,500	467,500	531,200
	4	144,800	197,400	233,200	268,200	295,500	326,600	372,300	417,900	470,500	534,400
	5	145,900	199,000	234,700	270,100	297,600	328,900	374,400	419,800	473,500	537,500
	6	147,000	200,800	236,400	272,000	299,900	331,000	377,000	422,200	476,600	539,800
	7	148,100	202,600	237,900	274,000	302,200	333,200	379,300	424,300	479,600	542,300
	8	149,200	204,400	239,500	276,200	304,500	335,400	381,800	426,500	482,700	544,800
	9	150,300	206,100	241,100	278,300	306,600	337,500	384,300	428,500	485,400	547,200
	10	151,800	208,000	242,600	280,300	309,000	339,700	387,100	430,600	488,600	549,000
	11	153,100	209,800	244,200	282,400	311,200	341,800	389,700	432,800	491,600	550,800
	12	154,400	211,600	245,700	284,500	313,500	344,100	392,400	434,900	494,700	552,700
	13	155,700	213,000	247,200	286,600	315,700	346,100	394,800	436,600	497,400	554,400
	14	157,200	214,800	248,700	288,700	317,800	348,100	397,100	438,400	499,800	555,900
	15	158,700	216,500	250,100	290,700	320,100	350,200	399,400	440,400	502,100	557,200
	16	160,300	218,300	251,500	292,800	322,200	352,200	401,800	442,400	504,400	558,300
	17	161,600	220,100	253,100	294,800	324,300	354,200	403,600	444,400	506,500	559,600
	18	163,200	221,800	254,900	296,800	326,300	356,200	405,600	446,200	507,900	560,600
	19	164,700	223,400	256,600	299,000	328,400	358,000	407,500	448,000	509,400	561,500
	20	166,200	225,000	258,400	301,000	330,400	359,900	409,400	449,700	510,900	562,400
	21	167,600	226,500	260,100	303,100	332,500	361,900	411,300	451,500	512,100	563,300
	22	170,300	228,200	261,900	305,200	334,600	363,800	413,100	453,000	513,500	
	23	172,900	229,900	263,800	307,200	336,600	365,900	414,900	454,500	515,000	
	24	175,600	231,500	265,500	309,400	338,700	367,800	416,800	456,000	516,500	
	25	178,300	232,900	267,500	311,200	340,300	369,800	418,600	457,400	517,600	
	26	180,000	234,400	269,400	313,300	342,300	371,700	420,100	458,700	518,700	
	27	181,700	235,900	271,200	315,400	344,200	373,700	421,700	460,000	519,900	
	28	183,400	237,200	273,100	317,400	346,100	375,800	423,300	461,200	521,100	
	29	184,900	238,500	274,900	319,400	347,800	377,300	424,900	462,200	522,200	
	30	186,800	239,700	276,800	321,500	349,700	379,100	426,200	462,900	523,100	
	31	188,600	240,800	278,700	323,600	351,600	380,900	427,500	463,700	524,000	
	32	190,300	242,100	280,500	325,700	353,500	382,500	428,700	464,400	524,900	
	33	191,900	243,400	282,200	327,200	355,400	384,300	429,900	465,100	525,700	
	34	193,400	244,700	284,100	329,200	357,200	385,700	431,200	466,000	526,600	
	35	194,900	245,900	286,000	331,200	359,000	387,300	432,600	466,700	527,300	
	36	196,500	247,200	287,900	333,300	360,700	388,900	433,800	467,300	527,800	
	37	197,800	248,200	289,600	335,200	362,100	390,300	435,000	467,800	528,500	
	38	199,100	249,600	291,300	337,100	363,400	391,500	435,800	468,400	529,100	
	39	200,400	251,100	293,100	339,100	364,900	392,700	436,600	469,000	529,900	
	40	201,700	252,700	294,900	341,000	366,300	393,800	437,400	469,600	530,500	
	41	203,000	254,100	296,600	343,000	367,600	394,900	438,000	470,100	531,000	
	42	204,300	255,500	298,400	344,900	368,500	396,100	438,700	470,600		
	43	205,600	256,900	300,100	346,700	369,600	397,300	439,400	471,000		
	44	206,900	258,300	301,700	348,600	370,700	398,500	440,100	471,300		
	45	208,200	259,500	303,400	350,100	371,500	399,200	440,900	471,600		
	46	209,500	260,800	305,100	351,500	372,400	399,900	441,700			
	47	210,800	262,200	306,700	353,000	373,300	400,600	442,100			
	48	212,100	263,700	308,500	354,600	374,200	401,300	442,900			

	49	213,200	265,000	309,700	356,200	375,100	401,900	443,400		
	50	214,300	266,100	311,200	357,000	376,000	402,500	443,800		
	51	215,300	267,400	312,700	358,200	376,800	403,000	444,200		
	52	216,400	268,700	314,300	359,200	377,600	403,400	444,600		
	53	217,500	269,800	315,900	360,100	378,300	403,800	445,000		
	54	218,500	270,900	317,500	361,200	379,000	404,100	445,400		
	55	219,500	272,200	319,100	362,100	379,700	404,400	445,800		
	56	220,500	273,500	320,700	363,200	380,400	404,700	446,100		
	57	221,200	274,600	322,200	364,100	380,900	405,000	446,400		
	58	222,100	275,700	323,400	364,900	381,500	405,300	446,800		
	59	223,000	276,800	324,600	365,600	382,100	405,600	447,100		
	60	223,900	277,900	325,800	366,300	382,800	405,900	447,400		
再任 用職 員以 外の 職員	61	224,600	279,100	326,500	366,700	383,200	406,200	447,700		
	62	225,600	280,100	327,400	367,300	383,900	406,500			
	63	226,500	281,000	328,200	368,000	384,500	406,800			
	64	227,400	282,000	329,000	368,700	385,100	407,100			
	65	228,100	282,800	329,900	369,000	385,500	407,400			
	66	229,000	283,700	330,300	369,700	386,100	407,700			
	67	230,000	284,400	331,100	370,400	386,700	408,000			
	68	231,100	285,300	331,900	371,100	387,400	408,300			
	69	231,900	286,400	332,700	371,400	387,800	408,500			
	70	232,600	287,200	333,400	372,000	388,300	408,800			
	71	233,300	288,000	334,100	372,700	388,800	409,100			
	72	234,100	288,800	334,800	373,300	389,400	409,500			
	73	234,900	289,600	335,300	373,600	389,700	409,700			
	74	235,600	290,100	335,900	374,200	390,100	410,000			
	75	236,300	290,500	336,400	374,900	390,500	410,300			
	76	237,000	291,000	337,000	375,500	390,900	410,500			
	77	237,700	291,100	337,300	376,000	391,200	410,700			
	78	238,500	291,500	337,800	376,500	391,500				
	79	239,300	291,700	338,200	377,100	391,800				
	80	240,100	292,100	338,700	377,600	392,100				
	81	240,800	292,300	339,100	378,100	392,300				
	82	241,600	292,500	339,600	378,700	392,600				
	83	242,300	292,900	340,100	379,200	392,900				
	84	243,000	293,200	340,600	379,500	393,100				
	85	243,700	293,500	340,900	379,900	393,300				
	86	244,400	293,800	341,300	380,400	393,600				
	87	245,100	294,100	341,800	380,800	393,900				
	88	245,800	294,500	342,300	381,200	394,100				
	89	246,500	294,800	342,600	381,600	394,300				
	90	247,000	295,200	343,000	382,100	394,600				
	91	247,500	295,500	343,500	382,500	394,900				
	92	248,000	295,900	343,900	382,900	395,100				
	93	248,300	296,000	344,100	383,200	395,300				
	94		296,200	344,500	383,700	395,600				
	95		296,600	345,000	384,100	395,900				
	96		297,000	345,400	384,500	396,100				
	97		297,300	345,500	384,800	396,300				
	98		297,600	346,000	385,300					
	99		298,000	346,400	385,700					
	100		298,400	346,700	386,100					

	101		298,600	347,000	386,400						
	102		298,900	347,400							
	103		299,300	347,800							
	104		299,600	348,200							
	105		299,800	348,700							
	106		300,100	349,100							
	107		300,500	349,500							
	108		300,800	349,900							
	109		301,000	350,400							
	110		301,400	350,800							
	111		301,800	351,100							
	112		302,100	351,400							
	113		302,200	351,900							
	114		302,500								
	115		302,800								
	116		303,200								
	117		303,400								
	118		303,600								
	119		303,900								
	120		304,200								
	121		304,600								
	122		304,800								
	123		305,100								
	124		305,400								
	125		305,700								
再任用職員		188,200	215,900	256,300	275,900	291,100	316,700	358,800	392,200	443,800	524,900

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	164,700	180,400	207,200	247,500	292,000	319,100	348,200	383,600	425,400
	2	166,400	182,200	209,300	249,300	294,200	321,400	350,400	385,800	427,200
	3	168,200	184,000	211,300	251,100	296,300	323,700	352,700	388,000	429,100
	4	169,900	185,900	213,300	253,000	298,700	325,900	355,000	390,100	431,000
	5	171,400	187,800	215,300	254,700	300,600	328,200	357,100	392,000	432,500
	6	173,300	190,100	217,300	256,500	302,800	330,400	359,200	394,000	434,200
	7	175,200	192,400	219,400	258,100	305,000	332,800	361,400	395,800	435,800
	8	177,100	194,700	221,300	259,800	307,200	335,100	363,600	397,600	437,300
	9	178,800	197,000	223,400	261,200	309,300	337,000	365,600	399,500	438,900
	10	180,500	199,600	225,200	262,800	311,500	339,300	367,800	401,500	440,600
	11	182,200	202,100	227,000	264,200	313,800	341,500	369,900	403,500	442,200
	12	183,900	204,600	228,800	265,600	316,000	343,900	372,100	405,600	443,900
	13	185,900	207,000	230,800	267,200	318,100	346,000	374,300	407,300	445,000
	14	188,000	208,900	232,700	268,600	320,500	348,100	376,500	409,500	446,600
	15	190,100	210,700	234,600	269,700	322,700	350,300	378,700	411,500	448,400
	16	192,200	212,500	236,500	271,000	325,000	352,400	380,800	413,600	450,200
	17	194,400	214,400	238,100	272,100	326,900	354,700	382,600	415,300	451,800
	18	196,900	216,300	239,900	273,500	329,200	356,700	384,600	417,000	453,600
	19	199,300	218,200	241,800	275,000	331,400	358,800	386,500	418,700	455,500
	20	201,700	220,100	243,600	276,500	333,700	360,900	388,600	420,300	457,200
	21	204,200	221,800	245,200	277,800	335,800	363,000	390,400	422,100	458,800
	22	206,000	223,600	246,600	279,200	337,800	365,100	392,500	423,700	460,500
	23	207,900	225,400	247,800	280,700	339,900	367,100	394,600	425,100	462,100
	24	209,700	227,200	249,100	282,200	342,000	369,200	396,600	426,600	463,900
	25	211,600	228,900	250,400	283,400	344,000	371,100	398,400	427,900	465,500
	26	213,400	230,700	251,700	285,400	346,100	373,100	400,400	429,300	466,900
	27	215,200	232,400	253,100	287,500	348,100	375,100	402,500	430,800	468,400
	28	216,900	234,100	254,300	289,500	350,100	377,200	404,600	432,500	469,700
	29	218,900	235,500	255,500	291,500	352,300	379,100	406,100	433,800	470,900
	30	220,700	237,300	256,600	293,500	354,500	381,200	407,900	435,500	471,600
	31	222,500	239,100	257,900	295,400	356,500	383,300	409,700	437,200	472,300
	32	224,300	240,900	259,000	297,400	358,600	385,300	411,400	438,800	473,000
	33	226,000	242,400	259,900	299,200	360,300	387,300	413,100	440,200	473,500
	34	227,700	243,900	261,100	301,000	362,300	389,400	414,600	441,900	474,300
	35	229,400	245,200	262,200	302,900	364,200	391,500	416,200	443,700	475,000
	36	231,200	246,600	263,400	304,800	366,400	393,400	417,700	445,300	475,600
	37	232,600	247,900	264,500	306,600	368,300	395,100	419,000	446,500	475,900
	38	234,400	249,200	265,700	308,600	370,400	396,600	420,600	447,400	476,600
	39	236,200	250,400	266,800	310,500	372,400	397,900	422,100	448,100	477,100
	40	238,000	251,600	267,800	312,300	374,400	399,400	423,600	448,800	477,600
	41	239,400	252,900	269,000	314,200	376,500	400,600	425,100	449,200	478,100
	42	240,800	254,100	270,500	316,000	378,600	401,700	426,400	449,800	478,500
	43	242,200	255,200	271,800	317,900	380,700	402,700	427,700	450,500	478,900
	44	243,400	256,300	273,000	319,900	382,700	403,700	428,900	451,100	479,300
	45	244,700	257,400	274,200	321,700	384,400	404,900	429,900	451,900	479,600
	46	245,800	258,500	275,800	323,600	386,100	406,100	430,600	452,600	
	47	246,800	259,600	277,400	325,500	387,800	407,200	431,400	453,100	
	48	247,700	260,800	279,000	327,300	389,500	408,400	432,300	453,600	

	49	248,600	261,800	280,800	328,900	390,900	409,800	432,800	454,200
	50	249,700	263,000	282,500	330,500	391,900	410,600	433,200	454,500
	51	250,900	264,200	284,200	332,200	392,900	411,400	433,600	454,800
	52	252,000	265,300	285,800	333,900	393,900	412,100	433,900	455,200
	53	253,100	266,500	287,400	335,600	395,200	412,600	434,200	455,600
	54	254,300	267,600	289,200	337,300	396,300	413,300	434,600	455,800
	55	255,300	269,000	290,900	339,100	397,400	414,000	434,900	456,100
	56	256,500	270,200	292,700	340,900	398,700	414,600	435,200	456,300
	57	257,600	271,300	294,300	342,200	400,000	415,300	435,500	456,700
	58	258,600	272,900	296,000	343,900	400,800	415,700	435,800	456,900
	59	259,400	274,400	297,900	345,500	401,600	416,300	436,100	457,100
	60	260,400	276,100	299,700	347,100	402,300	416,900	436,400	457,300
	61	261,500	277,700	301,200	348,700	402,800	417,300	436,700	457,700
	62	262,600	279,300	303,000	350,400	403,500	417,900	437,000	
	63	263,800	280,900	304,800	352,100	404,200	418,400	437,300	
	64	264,800	282,500	306,500	353,900	404,900	418,900	437,600	
	65	265,900	284,000	308,000	355,500	405,200	419,400	437,900	
	66	267,100	285,400	309,800	357,100	405,900	420,000	438,200	
	67	268,400	287,000	311,400	358,700	406,600	420,500	438,500	
	68	269,700	288,500	313,100	360,300	407,200	421,000	438,800	
再任 用職 員以 外の 職員	69	270,900	290,100	314,700	361,500	407,600	421,400	439,000	
	70	272,300	291,600	316,100	362,900	408,100	421,700	439,300	
	71	273,700	293,200	317,600	364,200	408,700	422,000	439,600	
	72	275,200	294,800	319,100	365,700	409,300	422,300	439,900	
	73	276,500	296,100	320,200	366,900	409,800	422,600	440,100	
	74	277,900	297,600	321,800	368,100	410,200	422,900	440,400	
	75	279,300	299,100	323,300	369,400	410,700	423,200	440,700	
	76	280,600	300,600	325,000	370,700	411,200	423,500	441,000	
	77	281,800	301,700	326,800	372,000	411,700	423,700	441,200	
	78	283,000	303,200	328,500	373,200	412,200	424,000		
	79	284,200	304,600	330,100	374,400	412,800	424,300		
	80	285,300	306,100	331,800	375,700	413,300	424,600		
	81	286,700	307,600	333,500	376,900	413,700	424,800		
82	287,900	309,100	335,200	378,100	414,300	425,100			
83	289,200	310,400	336,800	379,200	414,800	425,400			
84	290,500	311,800	338,500	380,400	415,000	425,600			
85	291,700	313,000	339,900	381,500	415,300	425,800			
86	292,900	314,500	341,400	382,100	415,800	426,100			
87	294,100	315,800	343,000	382,600	416,100	426,400			
88	295,300	317,300	344,500	383,200	416,400	426,600			
89	296,400	318,800	345,800	383,800	416,700	426,800			
90	297,700	320,400	347,000	384,400	417,100	427,100			
91	298,800	321,800	348,300	385,000	417,500	427,400			
92	300,000	323,300	349,600	385,600	417,900	427,600			
93	300,800	324,600	351,000	385,900	418,200	427,800			
94	302,100	325,900	352,500	386,400	418,600	428,100			
95	303,200	327,300	354,100	387,100	419,000	428,400			
96	304,500	328,600	355,600	387,600	419,400	428,600			
97	305,600	329,800	356,900	388,000	419,700	428,800			
98	306,800	331,200	358,100	388,400	420,100				
99	308,000	332,500	359,200	389,000	420,500				
100	309,300	333,800	360,400	389,500	420,900				

101	310,500	335,200	361,500	389,900	421,200				
102	311,500	336,100	362,600	390,400	421,600				
103	312,600	337,200	363,700	391,000	422,000				
104	313,600	338,400	365,000	391,500	422,400				
105	314,400	339,500	366,200	391,800	422,600				
106	315,000	340,600	366,700	392,200					
107	315,600	341,600	367,300	392,700					
108	316,300	342,800	367,900	393,000					
109	316,800	344,000	368,500	393,300					
110	317,300	345,000	369,000	393,800					
111	317,800	346,000	369,500	394,300					
112	318,400	346,900	370,000	394,800					
113	319,200	347,800	370,400	395,100					
114	320,000	348,700	370,800	395,600					
115	320,700	349,700	371,400	396,100					
116	321,400	350,700	371,900	396,600					
117	322,000	351,700	372,300	396,900					
118	322,800	352,200	372,800	397,400					
119	323,500	352,800	373,400	397,900					
120	324,300	353,500	373,900	398,500					
121	324,900	353,800	374,000	398,900					
122	325,200	354,200	374,600	399,400					
123	325,700	354,700	375,100	399,800					
124	326,200	355,100	375,500	400,300					
125	326,500	355,500	376,100	400,700					
126		355,900	376,600						
127		356,400	377,100						
128		356,800	377,600						
129		357,200	377,900						
130		357,600	378,400						
131		358,000	378,900						
132		358,400	379,400						
133		358,600	379,700						
134		359,100	380,200						
135		359,500	380,600						
136		359,800	381,000						
137		360,100	381,300						
138		360,500	381,800						
139		361,000	382,300						
140		361,500	382,800						
141		361,800	383,100						
142		362,300							
143		362,800							
144		363,300							
145		363,600							
再任用職員	242,500	254,300	258,400	290,000	306,600	320,900	344,700	380,100	412,000

教育職給料表
ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,000	199,700	260,500	330,100	419,400
	2	156,500	201,400	263,000	332,400	421,300
	3	158,000	203,000	265,400	334,700	423,100
	4	159,500	204,700	267,800	336,900	424,800
	5	161,200	206,500	270,400	339,200	426,300
	6	163,200	208,300	272,800	341,400	427,800
	7	165,000	210,000	275,100	343,800	429,700
	8	166,800	211,600	277,300	346,100	431,700
	9	168,600	213,400	279,700	348,100	433,500
	10	170,700	215,300	282,000	350,200	435,300
	11	172,700	217,200	284,400	352,400	437,200
	12	174,800	219,200	286,800	354,600	439,000
	13	176,800	220,900	289,200	356,800	440,700
	14	179,000	222,900	291,300	358,800	442,600
	15	181,200	224,900	293,300	360,800	444,500
	16	183,400	226,900	295,300	362,800	446,400
	17	185,800	228,800	297,600	364,800	448,100
	18	188,400	231,600	300,200	366,700	449,900
	19	190,900	234,300	302,700	368,700	451,700
	20	193,400	237,000	305,400	370,700	453,500
	21	195,900	239,600	307,900	372,500	455,200
	22	197,700	242,500	310,600	374,400	456,900
	23	199,400	245,100	313,000	376,400	458,800
	24	201,100	247,800	315,700	378,300	460,500
	25	202,600	250,300	318,300	379,800	462,200
	26	204,300	252,900	320,700	381,600	463,800
	27	206,000	255,400	323,100	383,400	465,500
	28	207,700	257,800	325,400	385,300	467,000
	29	209,200	260,500	327,700	387,300	468,500
	30	210,900	262,900	329,700	389,200	469,800
	31	212,600	265,200	332,000	391,100	471,100
	32	214,300	267,400	334,200	393,100	472,400
	33	215,900	269,600	336,300	394,800	473,600
	34	217,700	271,800	338,500	396,500	474,300
	35	219,600	274,000	340,700	398,200	475,000
	36	221,400	276,200	342,900	400,000	475,700
	37	223,000	278,500	345,100	401,200	476,300
	38	224,800	280,500	347,200	402,700	
	39	226,600	282,500	349,400	404,100	
	40	228,400	284,500	351,500	405,500	
	41	230,200	286,500	353,700	407,200	
	42	231,900	289,000	355,800	408,600	
	43	233,500	291,300	357,800	410,000	
	44	235,100	293,800	359,900	411,500	
	45	236,700	296,000	361,900	413,100	
	46	238,100	298,600	363,900	414,400	
	47	239,400	301,000	366,000	415,900	
	48	240,700	303,700	368,000	417,500	

49	242,300	306,100	369,800	419,200
50	243,800	308,600	371,600	420,700
51	245,000	311,100	373,500	422,300
52	246,500	313,500	375,500	423,800
53	247,800	315,900	377,500	425,500
54	249,000	318,100	379,300	427,000
55	250,400	320,300	381,100	428,600
56	251,600	322,500	382,800	430,200
57	253,000	324,800	384,300	431,800
58	254,100	326,900	385,900	433,300
59	255,300	329,100	387,700	434,500
60	256,500	331,200	389,400	435,700
61	257,800	333,400	390,600	436,900
62	259,200	335,500	392,000	438,200
63	260,600	337,700	393,400	439,500
64	261,800	339,900	394,700	440,700
65	263,200	341,800	396,100	441,900
66	264,800	344,100	397,300	443,200
67	266,400	346,200	398,800	444,400
68	268,100	348,400	400,200	445,600
69	269,600	350,400	401,500	446,800
70	271,000	352,300	402,800	448,000
71	272,400	354,500	404,200	449,200
72	273,900	356,500	405,500	450,400
73	275,100	358,300	406,800	451,500
74	276,500	360,200	408,200	452,100
75	277,900	362,000	409,700	452,600
76	279,200	363,900	411,000	453,100
77	280,600	365,900	412,200	453,600
78	281,800	367,600	413,400	
79	283,000	369,300	414,700	
80	284,200	370,900	416,100	
81	285,400	372,400	417,400	
82	286,700	373,900	418,600	
83	287,900	375,400	419,600	
84	289,100	376,900	420,900	
85	290,300	378,000	422,100	
86	291,400	379,400	423,300	
87	292,600	380,800	424,500	
88	293,800	382,100	425,500	
89	295,000	383,400	426,600	
90	296,100	384,700	427,600	
91	297,400	385,900	428,600	
92	298,600	387,300	429,600	
93	299,400	388,600	430,500	
94	300,400	389,700	431,300	
95	301,500	391,000	432,200	
96	302,700	392,200	433,000	
97	303,700	393,600	433,800	
98	304,800	394,600	434,200	
99	305,800	395,700	434,600	
100	306,900	396,700	435,000	

再任
用職
員以
外の
職員

101	307,800	397,600	435,400		
102	309,000	398,700	435,700		
103	310,100	399,800	436,000		
104	311,100	400,900	436,300		
105	311,700	401,600	436,600		
106	312,600	402,500	436,900		
107	313,400	403,400	437,200		
108	314,200	404,300	437,400		
109	315,100	405,100	437,600		
110	315,500	406,000	437,900		
111	315,900	406,800	438,200		
112	316,400	407,600	438,400		
113	317,000	408,200	438,600		
114	317,400	408,900	438,900		
115	317,900	409,700	439,200		
116	318,400	410,400	439,400		
117	319,000	411,000	439,600		
118	319,600	411,500			
119	320,000	411,900			
120	320,500	412,300			
121	321,000	412,700			
122	321,400	413,000			
123	321,900	413,300			
124	322,400	413,500			
125	323,000	413,700			
126	323,300	414,000			
127	323,600	414,300			
128	323,900	414,500			
129	324,100	414,700			
130	324,400	415,000			
131	324,700	415,300			
132	325,000	415,500			
133	325,200	415,700			
134	325,400	416,000			
135	325,600	416,300			
136	325,900	416,500			
137	326,200	416,700			
138	326,400	417,000			
139	326,700	417,300			
140	327,000	417,500			
141	327,200	417,700			
142	327,400	418,000			
143	327,700	418,300			
144	327,900	418,500			
145	328,200	418,700			
146	328,400				
147	328,700				
148	329,000				
149	329,200				
150	329,400				
151	329,700				
152	330,000				
153	330,200				
再任用職員	234,900	275,600	304,500	332,900	417,700

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,000	171,000	260,500	289,900	409,100
	2	156,500	173,100	263,000	292,500	410,700
	3	158,000	175,300	265,400	295,400	412,200
	4	159,500	177,500	267,800	298,100	413,700
	5	161,200	179,500	270,400	300,600	415,100
	6	163,200	181,700	272,800	303,000	416,500
	7	165,000	183,900	275,100	305,400	418,000
	8	166,800	186,200	277,300	307,800	419,600
	9	168,600	188,500	279,700	310,400	421,100
	10	170,700	191,300	282,000	313,100	422,500
	11	172,700	194,000	284,400	315,800	423,900
	12	174,800	196,800	286,800	318,700	425,200
	13	176,800	199,700	289,200	321,400	426,500
	14	179,000	201,400	291,300	323,400	427,900
	15	181,200	203,000	293,300	325,500	429,300
	16	183,400	204,700	295,300	327,800	430,700
	17	185,800	206,500	297,600	330,100	431,900
	18	188,400	208,300	300,200	332,400	433,300
	19	190,900	210,000	302,700	334,700	434,500
	20	193,400	211,600	305,400	336,900	435,800
	21	195,900	213,400	307,900	339,200	436,900
	22	197,700	215,300	310,600	341,400	438,100
	23	199,400	217,200	313,000	343,800	439,400
	24	201,100	219,200	315,700	346,100	440,700
	25	202,600	220,900	318,300	348,100	442,000
	26	204,200	222,900	320,700	349,900	443,300
	27	205,800	224,900	323,100	351,800	444,300
	28	207,300	226,900	325,400	353,800	445,400
	29	209,100	228,800	327,700	355,700	446,600
	30	210,800	231,600	329,700	357,500	447,400
	31	212,500	234,300	332,000	359,200	448,200
	32	214,200	237,000	334,200	361,100	449,100
	33	215,700	239,600	336,300	362,800	450,000
	34	217,400	242,500	338,400	364,600	450,500
	35	219,200	245,100	340,500	366,300	451,000
	36	220,900	247,800	342,600	368,100	451,500
	37	222,400	250,300	344,700	370,000	452,000
	38	224,100	252,900	346,600	371,500	
	39	225,800	255,400	348,600	373,100	
	40	227,500	257,800	350,500	374,700	
	41	229,100	260,500	352,400	376,100	
	42	230,900	262,900	354,300	377,500	
	43	232,500	265,200	356,100	378,900	
	44	234,100	267,400	357,800	380,400	
	45	235,800	269,600	359,600	381,900	
	46	237,300	271,800	361,300	383,500	
	47	238,700	274,000	362,900	385,100	
	48	240,100	276,200	364,600	386,600	

	49	241,600	278,500	366,000	388,100
	50	243,000	280,500	367,500	389,600
	51	244,500	282,500	369,100	391,100
	52	245,700	284,500	370,700	392,500
	53	246,900	286,500	372,200	393,700
	54	248,300	289,000	373,700	395,000
	55	249,600	291,300	375,200	396,100
	56	250,800	293,800	376,800	397,200
	57	252,100	296,000	378,300	398,700
	58	253,400	298,600	379,700	399,900
	59	254,500	301,000	381,100	401,100
	60	255,700	303,700	382,400	402,400
	61	257,100	306,100	383,300	403,600
	62	258,400	308,600	384,500	404,600
	63	259,600	311,100	385,700	406,000
	64	260,600	313,500	386,900	407,300
	65	261,600	315,900	387,800	408,500
	66	263,000	318,100	389,000	409,700
	67	264,600	320,300	390,000	410,900
	68	266,100	322,500	391,100	412,000
	69	267,700	324,800	392,300	413,000
	70	269,200	326,900	393,300	414,200
	71	270,700	329,100	394,400	415,400
	72	272,200	331,200	395,600	416,600
再任	73	273,400	333,400	396,600	417,200
用職	74	274,600	335,500	397,700	418,000
員以	75	276,000	337,700	398,900	418,700
外の	76	277,300	339,900	400,000	419,200
職員	77	278,700	341,700	400,900	419,500
	78	279,800	343,700	401,800	419,900
	79	281,000	345,600	402,800	420,300
	80	282,200	347,400	403,800	420,800
	81	283,500	349,200	404,600	421,100
	82	284,400	351,000	405,400	421,500
	83	285,600	352,700	406,100	421,900
	84	286,900	354,600	406,900	422,200
	85	287,900	356,000	407,600	422,500
	86	288,800	357,600	408,400	422,900
	87	289,800	359,100	409,100	423,300
	88	290,800	360,600	409,900	423,600
	89	291,900	362,000	410,500	423,900
	90	292,800	363,300	411,200	424,200
	91	293,700	364,800	411,700	424,500
	92	294,600	366,200	412,400	424,700
	93	295,100	367,700	412,800	424,900
	94	295,800	369,000	413,200	
	95	296,500	370,300	413,500	
	96	297,400	371,500	413,800	
	97	298,200	372,500	414,100	
	98	299,000	373,500	414,400	
	99	299,800	374,500	414,700	
	100	300,500	375,500	414,900	

101	301,400	376,500	415,100
102	301,900	377,500	415,400
103	302,400	378,500	415,700
104	302,900	379,500	415,900
105	303,100	380,300	416,100
106	303,500	381,200	416,400
107	303,800	382,100	416,700
108	304,000	383,100	416,900
109	304,200	383,900	417,100
110	304,400	384,900	417,400
111	304,700	385,900	417,700
112	305,000	387,000	417,900
113	305,200	387,600	418,100
114	305,400	388,500	418,400
115	305,600	389,400	418,700
116	305,900	390,300	418,900
117	306,200	391,100	419,100
118	306,500	391,800	
119	306,800	392,600	
120	307,100	393,400	
121	307,200	394,000	
122	307,400	394,800	
123	307,700	395,500	
124	308,000	396,200	
125	308,200	396,800	
126		397,500	
127		398,100	
128		398,700	
129		399,400	
130		400,000	
131		400,500	
132		401,000	
133		401,300	
134		401,600	
135		401,900	
136		402,200	
137		402,500	
138		402,800	
139		403,100	
140		403,400	
141		403,700	
142		404,000	
143		404,300	
144		404,600	
145		404,800	
146		405,100	
147		405,400	
148		405,600	
149		405,800	
150		406,100	
151		406,400	
152		406,600	

	153		406,800			
	154		407,100			
	155		407,400			
	156		407,600			
	157		407,800			
再任用職員		226,000	272,300	299,600	326,100	407,600

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	141,500	191,500	278,900	331,500	390,600
	2	142,600	194,100	281,300	333,700	393,500
	3	143,800	196,600	283,700	335,900	396,300
	4	144,900	199,000	286,300	338,000	399,200
	5	146,000	201,500	288,600	339,900	401,500
	6	147,300	203,800	290,800	342,100	404,200
	7	148,600	206,100	292,900	344,200	406,900
	8	149,900	208,400	294,900	346,300	409,700
	9	151,000	210,500	297,200	348,200	412,300
	10	152,800	212,800	299,900	350,200	414,900
	11	154,400	215,200	302,500	352,300	417,600
	12	156,000	217,500	305,300	354,400	420,500
	13	157,500	219,800	307,700	356,500	423,100
	14	159,400	222,200	310,400	358,400	425,800
	15	161,300	224,600	313,000	360,300	428,600
	16	163,400	227,000	315,800	362,200	431,300
	17	165,200	229,300	318,400	364,100	433,900
	18	167,400	232,200	320,700	366,100	436,500
	19	169,600	235,100	322,900	368,000	439,000
	20	171,700	238,000	325,100	370,000	441,600
	21	174,000	240,500	327,400	371,600	444,200
	22	176,400	243,300	329,400	373,600	446,800
	23	178,700	245,800	331,500	375,500	449,400
	24	181,000	248,500	333,600	377,500	451,900
	25	183,100	251,200	335,700	379,100	454,200
	26	185,400	253,700	337,600	380,800	456,500
	27	187,500	256,000	339,400	382,700	459,000
	28	189,600	258,300	341,300	384,600	461,500
	29	191,600	261,000	343,400	386,400	464,000
	30	193,400	263,200	345,100	388,400	466,600
	31	195,200	265,200	346,700	390,300	469,100
	32	197,000	267,300	348,400	392,200	471,600
	33	198,800	269,200	349,800	393,800	473,900
	34	200,700	271,200	351,200	395,600	476,300
	35	202,600	273,300	352,700	397,200	478,800
	36	204,500	275,400	354,300	399,100	481,300
	37	206,200	277,300	355,600	400,300	483,700
	38	208,200	278,800	357,000	401,800	486,200
	39	210,100	280,200	358,400	403,200	488,700
	40	212,000	281,700	359,800	404,600	491,200
	41	213,900	283,100	360,700	406,000	493,500
	42	215,800	284,200	361,800	407,300	495,700
	43	217,700	285,200	363,000	408,800	497,900
	44	219,700	286,300	364,100	410,500	500,200
	45	221,400	287,100	365,400	411,900	501,900
	46	223,300	288,300	366,600	413,100	503,400
	47	225,100	289,600	367,900	414,700	505,000
	48	226,900	290,800	369,000	416,300	506,500

	49	228,600	292,200	370,100	417,600	508,200
	50	230,500	293,500	371,400	419,000	509,600
	51	232,200	294,600	372,700	420,600	511,100
	52	233,900	295,800	374,000	422,000	512,600
	53	235,400	297,000	374,700	423,400	513,700
	54	237,200	298,300	375,800	424,800	514,900
	55	238,900	299,600	376,700	426,200	516,100
	56	240,500	300,800	377,700	427,600	517,300
	57	242,100	301,900	378,500	428,700	518,200
	58	243,300	303,100	379,300	430,000	519,200
	59	244,400	304,300	380,000	431,400	520,200
再任	60	245,500	305,500	380,700	432,800	521,200
用職	61	246,700	306,500	381,300	433,600	522,400
員以	62	247,800	307,600	382,000	434,500	523,300
外の	63	248,800	308,800	382,900	435,500	524,000
職員	64	249,900	309,900	383,800	436,400	524,700
	65	251,100	310,900	384,400	437,300	525,500
	66	252,300	312,000	385,200	438,100	526,300
	67	253,400	313,100	386,000	438,700	527,100
	68	254,400	314,100	386,900	439,500	527,900
	69	255,400	315,200	387,500	439,900	528,600
	70	256,800	316,200	388,200	440,500	529,400
	71	258,300	317,300	388,900	441,000	530,200
	72	259,700	318,400	389,600	441,500	531,000
	73	261,100	319,200	390,300	442,000	531,700
	74	262,500	320,300	390,900		
	75	264,000	321,400	391,500		
	76	265,300	322,500	392,200		
	77	266,400	323,600	392,900		
	78	267,600	324,600	393,500		
	79	268,900	325,500	394,100		
	80	270,100	326,400	394,700		
	81	271,500	327,500	395,300		
	82	272,800	328,300	395,900		
	83	274,100	329,000	396,500		
	84	275,400	329,800	397,100		
	85	276,600	330,300	397,600		
	86	277,700	330,900	398,200		
	87	279,000	331,400	398,700		
	88	280,200	331,900	399,400		
	89	281,200	332,200	399,800		
	90	282,400	332,700	400,300		
	91	283,600	333,200	400,800		
	92	284,800	333,700	401,500		
	93	285,800	334,000	401,900		
	94	286,900	334,400	402,400		
	95	287,900	334,900	402,900		
	96	288,900	335,400	403,600		
	97	289,500	335,900	404,000		
	98	290,400	336,400	404,500		
	99	291,100	336,900	405,000		
	100	292,000	337,400	405,700		

	101	292,900	337,900	406,100		
	102	293,600	338,400			
	103	294,300	338,900			
	104	295,000	339,400			
	105	295,700	340,000			
	106	296,200	340,300			
	107	296,700	340,800			
	108	297,300	341,200			
	109	297,500	341,700			
	110	297,900	342,200			
	111	298,200	342,700			
	112	298,500	343,100			
	113	298,800	343,600			
	114	299,100	344,000			
	115	299,400	344,500			
	116	299,700	344,900			
	117	300,000	345,400			
	118	300,400	345,800			
	119	300,700	346,200			
	120	301,100	346,600			
	121	301,400	347,000			
再任用職員		218,200	259,800	284,800	327,600	386,600

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	243,300	328,600	394,300	470,100
2	245,800	331,600	397,200	472,400
3	248,300	334,500	400,100	474,600
4	250,800	337,600	403,000	476,900
5	253,100	340,300	405,700	479,200
6	256,900	343,600	408,400	481,400
7	260,700	346,800	411,200	483,600
8	264,500	349,900	414,000	485,800
9	268,100	352,900	416,600	487,800
10	272,100	355,900	419,300	489,900
11	276,100	359,000	422,000	492,000
12	280,100	362,200	424,700	494,100
13	283,900	365,300	427,200	496,200
14	287,900	368,900	429,700	498,300
15	291,800	372,300	432,100	500,400
16	295,700	376,000	434,600	502,500
17	299,500	379,600	436,800	504,600
18	303,100	382,300	439,200	506,600
19	306,600	385,100	441,600	508,600
20	310,200	387,900	444,000	510,600
21	313,800	390,800	446,000	512,400
22	317,500	393,400	448,400	514,200
23	321,000	396,000	450,800	516,100
24	324,700	398,600	453,100	518,000
25	328,200	400,900	455,300	519,700
26	331,000	403,200	457,600	521,500
27	333,700	405,500	459,800	523,300
28	336,300	407,800	462,100	525,100
29	339,100	410,200	464,300	527,000
30	341,400	412,300	466,600	528,800
31	343,600	414,300	468,900	530,600
32	346,000	416,400	471,100	532,400
33	348,400	418,500	473,100	534,000
34	350,800	420,500	475,200	535,800
35	353,100	422,500	477,300	537,500
36	355,600	424,500	479,400	539,300
37	358,000	426,600	481,500	540,900
38	360,400	428,600	483,300	542,500
39	362,800	430,600	485,100	543,900
40	365,200	432,600	486,900	545,500
41	367,500	434,600	488,600	547,000
42	368,900	436,400	490,400	548,400
43	370,400	438,100	492,200	549,800
44	371,900	439,900	494,000	551,100
45	373,400	441,800	495,600	552,300
46	374,800	443,600	497,300	553,300
47	376,300	445,400	499,100	554,300
48	377,800	447,100	500,900	555,300

49	379,100	448,900	502,500	556,300
50	380,100	450,600	503,800	557,200
51	381,100	452,400	505,100	558,100
52	382,100	454,200	506,400	559,000
53	383,100	456,100	507,700	559,800
54	384,000	457,300	509,000	560,700
55	384,900	458,500	510,300	561,600
56	385,800	459,700	511,600	562,500
57	386,800	460,900	512,600	563,400
58	387,700	461,900	513,400	564,300
59	388,500	462,900	514,200	565,200
60	389,300	463,900	515,000	565,900
61	390,100	464,700	515,900	566,800
62	390,600	465,400	516,700	567,700
63	391,000	466,100	517,600	568,600
64	391,500	466,800	518,400	569,500
65	391,800	467,500	519,300	570,400
66		468,200	520,200	
67		468,900	520,900	
68		469,600	521,800	
69		470,100	522,700	
70		470,800	523,500	
71		471,500	524,400	
72		472,200	525,300	
73		472,600	526,100	
74		473,200	527,000	
75		473,900	527,900	
76		474,600	528,600	
77		475,000	529,400	
78		475,600	530,300	
79		476,200	531,200	
80		476,700	532,100	
81		477,300	532,900	
82		477,800	533,800	
83		478,300	534,700	
84		478,800	535,600	
85		479,200	536,400	
86		479,800	537,300	
87		480,200	538,200	
88		480,700	539,100	
89		481,200	539,900	
90		481,800		
91		482,400		
92		482,800		
93		483,300		
94		483,900		
95		484,500		
96		485,100		
97		485,600		

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,300	184,500	220,200	246,600	279,600	327,800	373,200
	2	147,700	186,200	221,800	248,000	281,600	329,800	376,000
	3	149,100	187,800	223,400	249,200	283,800	332,100	378,600
	4	150,500	189,400	225,000	250,600	286,100	334,300	381,300
	5	151,800	190,900	226,400	251,800	288,300	336,300	383,700
	6	153,600	192,500	228,000	253,100	290,400	338,500	386,400
	7	155,300	194,100	229,500	254,300	292,500	340,600	389,100
	8	157,000	195,600	231,200	255,600	294,700	342,900	391,800
	9	158,700	197,300	232,500	256,900	296,700	344,900	393,900
	10	160,400	199,000	234,000	257,900	299,000	347,000	396,200
	11	162,100	200,600	235,400	259,000	301,100	349,200	398,500
	12	164,000	202,300	236,700	260,000	303,300	351,300	400,700
	13	165,500	203,900	238,400	261,300	305,500	353,000	402,800
	14	167,400	205,500	239,800	262,900	307,500	355,100	404,800
	15	169,400	207,100	241,100	264,600	309,700	357,000	406,800
	16	171,300	208,800	242,500	266,100	311,700	359,000	408,900
	17	173,200	210,300	243,700	267,700	313,900	360,900	410,800
	18	175,200	211,900	244,900	269,500	315,900	362,900	412,800
	19	177,000	213,600	246,100	271,300	318,000	365,000	414,700
	20	178,900	215,300	247,400	273,200	320,200	367,000	416,800
	21	180,800	216,600	248,800	275,100	322,100	368,800	418,600
	22	182,300	218,100	249,800	276,900	324,100	370,800	420,200
	23	183,800	219,600	250,900	278,700	326,000	372,900	421,900
	24	185,400	221,100	252,000	280,500	328,000	375,000	423,400
	25	187,000	222,500	253,300	282,300	330,000	376,500	424,900
	26	188,500	223,900	254,800	284,200	332,000	378,300	426,200
	27	190,000	225,200	256,200	286,200	334,000	380,100	427,500
	28	191,400	226,500	257,700	288,000	336,000	381,800	428,800
	29	192,900	227,900	259,200	290,000	337,600	383,600	430,100
	30	194,200	229,300	260,900	291,900	339,400	385,100	431,300
	31	195,500	230,900	262,600	293,700	341,100	386,700	432,600
	32	196,900	232,300	264,400	295,600	343,000	388,500	433,700
	33	198,300	233,700	265,900	297,500	344,700	389,800	434,900
	34	199,700	235,000	267,700	299,200	346,500	391,100	436,100
	35	201,100	236,100	269,400	301,000	348,400	392,400	437,300
	36	202,500	237,400	271,200	302,800	350,200	393,600	438,500
	37	203,600	238,800	272,700	304,300	352,000	394,700	439,800
	38	204,900	240,100	274,400	306,000	353,800	395,900	440,600
	39	206,200	241,400	276,200	307,700	355,400	397,000	441,000
	40	207,600	242,700	277,900	309,400	357,100	398,200	441,700
	41	208,800	244,000	279,600	311,200	358,300	399,000	442,200
	42	210,000	245,300	281,200	312,900	359,400	399,800	442,600
	43	211,200	246,500	282,900	314,500	360,600	400,600	443,100
	44	212,400	247,600	284,600	316,200	361,800	401,400	443,500
	45	213,600	248,800	286,300	317,400	363,000	401,800	443,900
	46	214,700	250,200	288,000	318,800	363,800	402,400	444,300
	47	215,700	251,700	289,700	320,400	365,100	402,900	444,700
	48	216,800	253,300	291,300	322,000	366,200	403,300	445,000

	49	217,800	254,900	292,700	323,400	367,200	403,700	445,300
	50	218,900	256,300	294,300	324,700	368,200	404,000	445,700
	51	219,800	257,700	295,800	325,900	369,200	404,300	446,000
	52	220,800	259,100	297,500	327,200	370,200	404,600	446,300
	53	221,500	260,200	298,900	328,300	371,000	404,900	446,600
	54	222,400	261,600	300,400	329,300	371,800	405,200	
	55	223,200	263,000	301,800	330,400	372,700	405,500	
	56	224,200	264,500	303,300	331,500	373,600	405,800	
	57	224,900	265,500	304,600	332,000	374,100	406,100	
	58	225,800	266,800	305,800	332,900	374,900	406,400	
	59	226,600	268,100	307,000	333,700	375,800	406,700	
	60	227,400	269,400	308,500	334,600	376,600	407,100	
再任 用職 員以 外の 職員	61	228,300	270,400	309,800	335,400	377,000	407,300	
	62	229,200	271,600	311,000	335,700	377,700	407,600	
	63	230,200	272,900	312,300	336,300	378,400	407,900	
	64	231,300	274,200	313,500	337,000	379,100	408,200	
	65	232,000	275,300	314,900	337,600	379,500	408,400	
	66	232,800	276,400	315,700	338,300	380,100		
	67	233,600	277,500	316,500	339,000	380,800		
	68	234,500	278,600	317,300	339,700	381,400		
	69	235,200	279,700	317,900	340,400	381,800		
	70	235,900	280,700	318,600	340,900	382,300		
	71	236,600	281,800	319,300	341,500	382,800		
	72	237,300	282,900	320,000	342,200	383,300		
	73	238,000	283,800	320,700	342,500	383,900		
	74	238,800	284,500	320,900	343,100	384,400		
	75	239,600	285,000	321,500	343,600	385,000		
	76	240,400	285,800	322,100	344,200	385,600		
	77	241,100	286,700	322,700	344,700	386,100		
	78	241,700	287,300	323,200	345,200	386,600		
	79	242,300	287,900	323,700	345,700	387,200		
	80	242,900	288,500	324,200	346,100	387,700		
	81	243,300	289,200	324,800	346,400	388,000		
	82	243,700	289,700	325,300	346,700	388,500		
	83	244,100	290,100	325,700	347,100	388,900		
	84	244,500	290,500	326,200	347,400	389,300		
	85	244,900	290,700	326,700	347,900	389,700		
	86		290,900	327,100	348,200	390,200		
	87		291,100	327,300	348,500	390,600		
	88		291,300	327,700	348,800	391,000		
	89		291,700	328,100	349,200	391,400		
	90		291,900	328,500	349,500	391,900		
	91		292,100	328,900	349,900	392,300		
	92		292,300	329,300	350,200	392,700		
	93		292,700	329,600	350,600	393,100		
	94		292,900	329,800	350,900	393,600		
	95		293,100	330,200	351,200	394,000		
	96		293,400	330,500	351,500	394,400		
	97		293,800	330,800	351,800	394,800		
	98		294,100	331,100	352,200			
	99		294,300	331,400	352,600			
	100		294,600	331,700	353,000			

	101		294,900	331,900	353,600			
	102		295,100	332,200	354,000			
	103		295,300	332,600	354,400			
	104		295,600	332,800	354,800			
	105		295,900	332,900	355,300			
	106			333,200				
	107			333,600				
	108			333,800				
	109			334,000				
	110			334,400				
	111			334,800				
	112			335,200				
	113			335,400				
再任用職員		189,200	216,000	244,500	258,000	283,400	324,500	367,100

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	159,800	187,600	236,400	259,600	285,500	331,200
	2	161,200	189,700	238,200	260,600	287,400	333,300
	3	162,800	191,800	240,000	261,500	289,300	335,400
	4	164,200	193,800	241,900	262,600	291,300	337,600
	5	165,700	195,900	243,300	263,600	293,100	339,800
	6	167,200	198,300	244,600	264,600	294,900	342,000
	7	168,700	200,600	245,800	265,400	296,800	344,200
	8	170,200	202,900	247,100	266,500	298,800	346,300
	9	171,500	205,300	248,200	267,600	300,700	348,000
	10	173,200	206,700	249,300	268,400	302,600	350,000
	11	174,900	208,200	250,200	269,600	304,400	351,900
	12	176,500	209,600	251,200	270,800	306,300	354,000
	13	178,000	211,000	252,600	272,100	308,000	356,000
	14	180,000	212,500	253,700	273,500	309,800	358,100
	15	182,000	214,000	254,500	274,800	311,600	360,200
	16	184,000	215,200	255,500	276,300	313,400	362,200
	17	186,300	216,600	256,400	277,700	315,300	364,200
	18	188,400	218,100	257,300	279,100	316,900	366,300
	19	190,500	219,700	258,300	280,400	318,600	368,400
	20	192,600	221,200	259,300	281,900	320,400	370,500
	21	194,700	222,600	260,200	283,500	321,900	372,200
	22	197,000	224,300	261,200	285,100	323,400	374,300
	23	199,200	226,000	262,200	286,700	325,000	376,500
	24	201,400	227,700	263,200	288,200	326,500	378,500
	25	203,400	229,100	264,500	289,500	328,200	380,500
	26	204,700	230,900	265,900	291,300	329,600	382,100
	27	206,000	232,600	267,100	293,100	331,200	384,000
	28	207,300	234,300	268,500	294,800	332,800	385,900
	29	208,600	235,900	269,800	296,400	334,200	387,800
	30	209,800	237,300	271,300	298,200	335,700	389,500
	31	211,100	238,600	272,900	299,800	337,100	391,400
	32	212,300	239,800	274,400	301,500	338,600	393,200
	33	213,600	241,200	276,100	303,000	340,200	394,900
	34	214,900	242,300	277,600	304,500	341,700	396,600
	35	216,200	243,200	278,900	306,100	343,400	398,500
	36	217,500	244,300	280,300	307,700	344,900	400,200
	37	219,000	245,400	281,900	309,300	346,600	401,800
	38	220,400	246,500	283,300	310,700	348,200	403,500
	39	221,800	247,400	284,800	312,300	349,700	405,300
	40	223,200	248,500	286,300	313,900	351,300	407,100
	41	224,200	249,300	287,900	315,500	352,500	408,600
	42	225,600	250,200	289,500	316,900	354,100	410,200
	43	227,000	251,100	291,000	318,300	355,600	411,700
	44	228,400	252,100	292,600	319,900	357,000	413,000
	45	229,600	253,100	294,000	321,000	358,600	414,100
	46	231,100	254,100	295,400	322,400	359,600	415,200
	47	232,400	255,100	296,900	323,800	361,100	416,300
	48	233,700	256,100	298,500	325,300	362,400	417,500

	49	234,800	257,100	299,800	326,400	363,800	418,800
	50	235,900	258,300	301,100	327,800	365,300	419,900
	51	236,900	259,500	302,500	329,100	366,600	421,200
	52	238,000	260,800	303,900	330,400	368,000	422,300
	53	239,100	262,000	305,400	331,900	369,500	423,500
	54	240,200	263,600	306,700	333,300	370,700	424,500
	55	241,300	265,000	308,100	334,700	371,800	425,600
	56	242,300	266,500	309,600	336,000	373,000	426,700
	57	243,300	268,100	310,700	336,900	374,100	427,800
	58	244,300	269,700	311,900	338,200	375,000	428,300
	59	245,100	271,200	313,100	339,400	376,100	428,900
	60	246,100	272,800	314,500	340,700	377,100	429,300
	61	247,100	274,200	315,600	341,800	377,700	429,900
	62	248,100	275,800	316,900	342,800	378,500	430,400
	63	249,000	277,300	318,200	344,000	379,300	430,800
	64	250,000	278,700	319,400	345,300	380,100	431,300
	65	250,900	280,300	320,800	346,400	380,800	432,000
	66	251,900	281,800	322,100	347,600	381,500	432,400
	67	253,100	283,300	323,400	348,800	382,300	432,700
	68	254,100	284,800	324,700	349,900	383,000	433,000
	69	255,000	286,100	325,400	350,900	383,600	433,400
	70	256,100	287,600	326,500	351,900	384,200	
	71	257,300	289,100	327,600	353,000	384,900	
	72	258,500	290,500	328,500	354,200	385,500	
	73	259,900	291,700	329,800	355,000	386,200	
	74	261,200	293,100	330,500	356,100	386,700	
	75	262,500	294,500	331,700	357,200	387,400	
	76	263,900	295,800	332,900	358,300	387,900	
	77	264,900	297,400	334,000	359,000	388,300	
	78	266,000	298,700	335,200	359,800	388,900	
	79	267,300	299,900	336,300	360,600	389,400	
	80	268,600	301,200	337,500	361,300	389,700	
	81	269,700	302,000	338,600	361,900	390,000	
	82	270,700	303,200	339,700	362,400	390,500	
再任 用職 員以 外の 職員	83	271,800	304,300	340,700	363,000	390,900	
	84	272,900	305,500	341,800	363,500	391,200	
	85	273,800	306,600	342,800	364,100	391,500	
	86	274,800	307,800	343,800	364,700	392,000	
	87	275,900	309,100	344,700	365,300	392,500	
	88	277,000	310,200	345,700	365,800	392,900	
	89	278,000	311,500	346,700	366,200	393,200	
	90	278,900	312,700	347,500	366,600	393,600	
	91	279,900	313,900	348,300	367,200	394,100	
	92	280,900	315,100	349,100	367,700	394,500	
	93	281,900	315,900	349,700	368,000	394,900	
	94	282,900	316,600	350,300	368,500	395,300	
	95	283,800	317,300	351,000	368,900	395,800	
	96	284,800	317,900	351,600	369,200	396,200	
	97	285,700	318,600	352,000	369,800	396,600	
	98	286,600	318,900	352,400	370,300	397,000	
	99	287,200	319,600	352,900	370,800	397,500	
	100	288,100	320,300	353,400	371,300	397,900	

101	288,900	320,700	353,900	371,900	398,400
102	289,700	321,300	354,300	372,400	398,800
103	290,500	321,900	354,800	372,900	399,300
104	291,300	322,500	355,200	373,300	399,700
105	292,000	322,900	355,500	373,900	400,100
106	292,500	323,400	356,000	374,400	
107	293,000	323,900	356,400	374,900	
108	293,500	324,400	356,700	375,400	
109	293,700	324,800	357,200	376,100	
110	294,000	325,200	357,700	376,500	
111	294,200	325,500	358,200	377,000	
112	294,600	325,800	358,700	377,500	
113	294,900	326,200	359,200	378,100	
114	295,100	326,600	359,700		
115	295,500	327,000	360,200		
116	295,800	327,300	360,600		
117	296,100	327,500	361,000		
118	296,400	327,800	361,400		
119	296,700	328,200	361,900		
120	297,200	328,400	362,400		
121	297,500	328,600	362,800		
122	297,900	328,900	363,300		
123	298,200	329,200	363,800		
124	298,600	329,500	364,300		
125	298,800	329,700	364,700		
126	299,000	330,000			
127	299,300	330,400			
128	299,700	330,600			
129	299,900	330,800			
130	300,200	331,100			
131	300,600	331,500			
132	301,000	331,700			
133	301,200	332,000			
134	301,500	332,400			
135	301,900	332,800			
136	302,200	333,200			
137	302,400	333,500			
138	302,700	333,900			
139	303,100	334,300			
140	303,400	334,700			
141	303,600	335,000			
142	304,000	335,400			
143	304,400	335,700			
144	304,700	336,100			
145	304,800	336,400			
146	305,100	336,800			
147	305,400	337,200			
148	305,800	337,600			
149	306,000	337,900			
150	306,200	338,300			
151	306,500	338,700			
152	306,800	339,100			

	153	307,200	339,400				
	154	307,400					
	155	307,600					
	156	307,900					
	157	308,200					
	158	308,600					
	159	308,900					
	160	309,200					
	161	309,600					
	162	309,900					
	163	310,200					
	164	310,500					
	165	310,900					
	166	311,200					
	167	311,500					
	168	311,800					
	169	312,200					
再任用職員		236,000	256,500	263,800	274,000	290,500	327,900

別記第4備考

各給料表の備考は、現行どおりとする。

別記第5

号 給	給 料 月 額
	円
1	397,000
2	457,000
3	520,000
4	600,000
5	698,000
6	797,000

号 給	給 料 月 額
	円
1	330,000
2	366,000
3	395,000

別記第6

号 給	給 料 月 額
	円
1	374,000
2	423,000
3	475,000
4	537,000
5	612,000
6	715,000
7	836,000